

63-67/\n1200501276961

3  
7.



始



廣

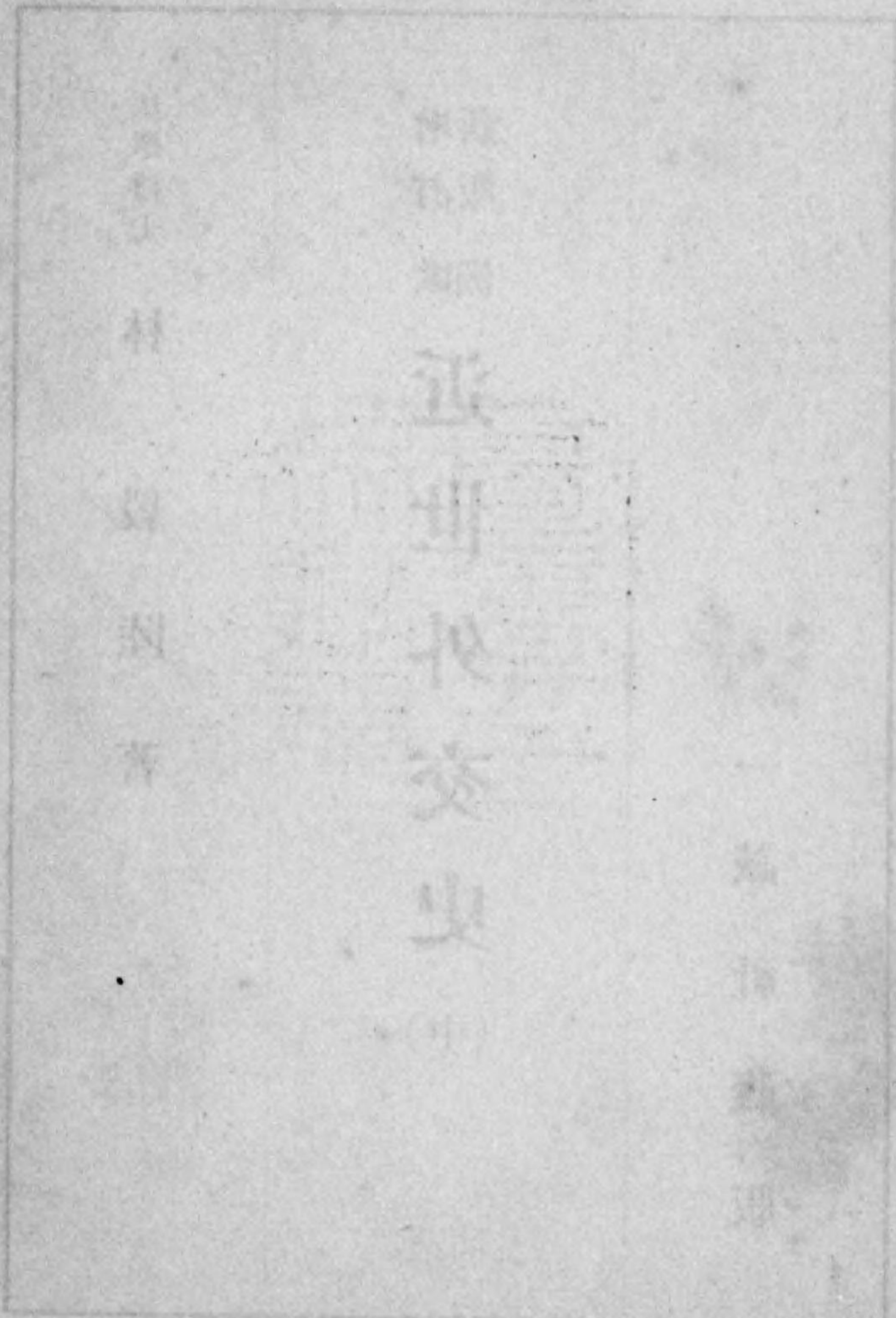
一九三五年



法學博士 林 毅 陸 著

新增  
版訂  
洲歐  
**近  
世  
外  
交  
史**  
(中)

一誠社藏版



新版分冊に就て

本書増訂新版の發行に際し、最近の部に於て新に六章を追加し、且最後に索引を附し、頁數も相當増加することとなつたれば、便宜上下卷を二分し、第二十二章までを以て中卷と爲すことゝしたり。讀者諸君の諒恕を請ふ。

昭和九年十一月

著 者 識

歐洲近世外交史 中卷 目次

歐洲近世外交史 中卷 目次

第一部 二月革命 …………… 一

第一章 二月革命 …………… 一

(一八四二年—一八四八年)

- 〔一〕 二月革命破裂前の歐洲。獨逸の形勢。シュレスウイグ・ホルスタイン問題。丁抹對獨逸の衝突
- 〔二〕 伊太利の形勢。辭勃たる革命の氣運。パーメルストンの對伊政策。墮地利の形勢。匈牙利人の反抗運動。
- 〔三〕 佛蘭西の形勢。ルイ・フィリップの不人望。二月革命。ルイ・ナポレオンの登場。

第二章 二月革命の影響 …………… 一三

(一八四八年—一八五二年)

- 〔一〕 離也納の暴動とメッテルニヒの逃走。匈牙利の叛亂。柏林の暴動。獨逸統一運動とフランクフルト國民議會。普王の躊躇。オルミユッツ協約。
- 〔二〕 シュレスウイグ・ホルスタイン問題の破裂。倫敦條約。當時ビスマルクは國民的運動に反對したり。
- 〔三〕 伊太利に於ける影響。サルヂニア墮地利に開戦す。クストツアの敗戦と休戦。再開戦及ノヴ

アラの大敗。羅馬問題と佛蘭西。  
 國民的運動は凡て失敗。カザールの政策。奥地利の不安なる地位。ルイ・ナポレオン皇帝となる。其の地位及性格と其政策。

## 第二部 東方問題

### 第三章 クリミア戦争(其一)

(ニコラス及シーモール會見並にメンシコフの使命)

(一八五三年)

- (一) 露國南下の野心。シエルサレム靈地問題。露帝ニコラスの意見。一八四四年の英露交渉。
- (二) ニコラス及シーモール會見。「土耳其は大病人」。英國政府の返答。露帝の土耳其分割案。交渉失敗に歸す。
- (三) 土京に於けるメンシコフの使命。英佛の反對。メンシコフの要求條約案。其失敗と露土外交斷絶。露軍のダニュープ二州占領。

### 第四章 クリミア戦争(其二)

(英佛同盟並に奥普の態度)

(一八五三年—一八五四年)

- (一) 英佛艦隊ベシカ灣に集まる。奥地利の窮地と其調停策。土耳其の宣戰。英佛艦隊ダルダネルに入る。露帝の宣戰。
- (二) 維也納の協議。シノープ事件と形勢の急轉。英國内閣とパーメルストン。英佛艦隊黒海に入る。英佛露外交斷絶。露國と奥普。

- (三) 英佛の最後通牒。英佛の宣戰。英佛土同盟條約。英佛同盟條約。奥普同盟條約。四大保障の維也納覺書。

### 第五章 クリミア戦争(其三)

(セバストポール並に巴里公會)(一八五四年—一八五六年)

- (一) クリミア遠征。其不成功。英國内閣更迭。英佛奥同盟條約。サルヂニア英佛と同盟す。カザールの外交政策。
- (二) 維也納の平和條件協議會。露帝ニコラス一世の死。協議會の失敗。セバストポール陥る。瑞典同盟に加はる。奥地利漸く決心す。奥地利の最後通牒。露西亞の屈服。
- (三) 巴里平和會議。巴里條約。土耳其の國際的新地位。其獨立及保全。海峽閉鎖。黒海中立。モルダヴィア及ワラキア。セルヴィア。アランド群島。
- (四) 公會に於ける他の諸問題。海上法に關する巴里宣言。公會と伊太利問題。クリミア戦争の結果。

## 第三部 國民的統一運動

### 第六章 伊太利の統一(其一)

(プロムビエール會見)

(一八五七年—一八五八年)

- (一) 伊太利の形勢。カザールの政策。奥地利は其對伊政策を一變せるも既に遅し。奥地利サルヂニア間外交斷絶。ニューシャテル事件。モルダヴィア及ワラキア問題。

- (一) ナポレオン三世と伊太利。佛帝の頹悶。オルシニ事件。佛帝漸く決心す。
- (二) プロムビエール會見。佛蘭西サルチニア同盟の密約。カザールの慘憺たる苦心。

第七章 伊太利の統一 (其二) ..... 101

(開戦前の外交的暗闘) (一八五九年)

- (一) 風雲俄に急となる。佛帝及サルチニア王の宣言。ナポレオン親王とサルチニア王女の結婚。「ナポレオン三世と伊太利」。奥地利の狼狽。
- (二) 英國の調停運動。露國の列國會議説。奥地利の條件とサルチニアの反對。英國の新提議。佛帝の妥協的態度。
- (三) カザール涙を飲んで屈護す。奥地利の大過夫。奥地利の最後通牒とカザールの狂喜。列國奥地利を非難す。開戦。佛帝の宣言。

第八章 伊太利の統一 (其三) ..... 115

(伊太利王國の建設) (一八五九年—一八六一年)

- (一) 佛軍伊太利に進む。奥軍不和。佛帝の變心及其原因。ヴァイフランカ假平和條約。カザールの憤怒と其辭職。ツリーヒ確定平和條約。
- (二) 伊太利各地の合併運動。佛帝窮餘の列國會議説。佛帝再び其政策を變ず。カザールの復職。エミリア及タスカニー合併實行。サヴォイ及ニース割讓條約。
- (三) ガリバルヂーのシシリヤ遠征。ガリバルヂー、ネーブルス市に入る。カザールの大決断。サルチニア兵法王領に入る。伊太利王國の建設。カザール死す。伊太利獨立事業の性質。

第九章 丁抹の削弱 (其一) ..... 133

(普魯西及ビスマルクの新政策) (一八六一年—一八六三年)

- (一) 將に來らんとする大活劇。普魯西の軍備擴張。議會の反對。普王ビスマルクを招く。
- (二) ビスマルクの政治上の改宗。其の露京駐在。ビスマルクとゴルチャコフ。其の巴里駐在。ビスマルクとナポレオン三世。
- (三) ビスマルク首相となる。鐵血主義。軍備擴張の遂行。シユレスウイグ・ホルスタイン問題の破裂。普魯西活動の好機至る。二州問題解決の困難。
- (四) 當時の列國關係。波蘭事件と列國關係の變動。露と英佛奥の睽離並に英佛の反目。普魯西の國際的好地位。

第十章 丁抹の削弱 (其二) ..... 155

(ビスマルクの三面的外交並に奥普同盟) (一八六三年—一八六四年)

- (一) 列國とビスマルク。英國の強硬なる宣言。ビスマルク先づ濫言以て他を欺く。形勢一變と假面撤去。倫敦條約の曲解。ゴルチャコフ暗にビスマルクを助く。英の無力。
- (二) 獨逸聯邦會議とビスマルク。兩者目的の相違。ビスマルク口を倫敦條約に藉る。聯邦諸國の非難。
- (三) 奥地利とビスマルク。聯邦會議と奥普の衝突。奥地利去就を誤る。奥普同盟條約。丁抹への最後通牒。列國への辯明。

〔四〕 英國の憂慮。丁抹保全に關するビスマルクの讒辯。普佛同盟軍シュレスウイグに入る。獨逸人及普佛議會の反對。

第十一章 丁抹の削弱(其三).....一七

〔一〕 英國實力的干渉を發議す。丁抹亦援助を求む。ホルチャコフの態度。英國實力的援助を斷念す。

〔二〕 普佛益々其兵を進む。倫敦會議。アウグステンブルグ公の權利を認むる普佛宣言。境界線問題。會議失敗に終る。戰爭再始。媾和條約。

〔三〕 ビスマルク更に其政策に轉進を與へんとす。ビスマルク佛帝を訪ふ。普魯西漸く本野心を露はす。二州相續權調查。ガスタイン協約。英佛の空抗議。二州問題は未だ解決されず。

第十二章 普佛戰爭(其二).....一八

(ビアリッツ會見並に普佛同盟)(一八六五年—一八六六年)

〔一〕 普佛開戦前のビスマルクの準備。佛國人の對普意見。ナポレオン三世の態度。ビアリッツ會見。ビスマルク佛帝の好意的中立を確む。

〔二〕 普佛同盟計畫。二州形勢の切迫。ビスマルク好辭を構へてホルスタインに干渉す。普佛衝突。伯林に於ける御前會議。普佛同盟の促進。普佛相互の猜疑。伊國特使の報告書。ビスマルク愈聯邦組織改革問題を提起す。普佛攻守同盟條約調印。ビスマルクの一大突進。普通選舉の國民議會説。

第十三章 普佛戰爭(其二).....二二

(普佛外交の破裂)(一八六六年)

〔一〕 戰備撤去の論争。奧地利の伊太利買収策。伊太利の拒絕。佛帝の列國會議説。ビスマルクの懊惱。ビスマルク奧地利の爲に救はる。

〔二〕 ビスマルク愈猛進す。普兵ホルスタインに入る。當時のビスマルクの書翰。奧地利排除の獨逸聯邦案提出。奧大使伯林を去る。聯邦軍動員可決。普魯西聯邦條約の破棄を宣言す。普兵の北獨逸諸國占領。

〔三〕 ビスマルクに對する非難。佛帝の態度。佛奧秘密協商。佛帝が外相に與へたる手紙。獨逸三分策。

〔四〕 當時に於ける普佛間の報酬問題。所謂普佛同盟條約案。ビスマルクの誘惑。メネアッチの奇なる報告書。佛帝ビスマルクの暗示に應ぜずして觀望の態度を守る。

第十四章 普佛戰爭(其三).....二三

(サドワ並に普佛間の報酬問題)(一八六六年)

〔一〕 普軍ホヘミアに侵入す。サドワ。奧地利の屈服。佛國態度の軟弱。和蘭皇妃の評。

〔二〕 休戦問題。佛帝の調停條件。ビスマルク佛を籠絡するに勉む。其の普佛提議説。媾和と普佛伊。ニコルスブルグ假平和條約。

〔三〕 佛帝漸く報酬問題を提起す。ライン左岸獨領の要求。ビスマルク之を拒絕し他の好餌を與ふ。佛國第一要求の失敗。



- 〔四〕 佛帝の第二要求。メネアッチの大過失。普佛同盟條約案。普魯西南獨諸國と秘密攻守同盟を結ぶ。
- 〔五〕 プラীগ確定平和條約。普魯西の新膨脹。プラীগ條約は調印前に破らる。ビスマルク容易に佛國第二要求を容れず。佛帝再び欺かる。
- 〔六〕 普奧戰爭の結果。北獨逸聯邦の組織。シュレスウイグ北部地方の問題。匈牙利の半獨立。普伊の勃興と奥國勢の窘蹙。

第十五章 普佛戰爭(其一)……………三六

(ルクセンブルグ問題) (一八六七年)

- 〔一〕 將に來らんとする大悲劇。其主人公ナポレオン三世の境遇。内外に於ける失敗。其聲望失墜と新成功擷取の必要。
- 〔二〕 伯林に於ける報酬談判の再開。佛國軍制改革案の失敗。依然たる遷延的商議。普佛の離離漸く萌す。
- 〔三〕 ルクセンブルグ問題。佛帝和蘭と交渉す。佛國政治家の不謹慎なる演説。ビスマルク南獨逸諸國との同盟條約を發表す。和蘭王の疑惧と佛國の盡力。
- 〔四〕 ビスマルク態度を改む。北獨逸聯邦議會に於ける佛國攻撃論。ヘンニングセンの質問。和蘭王遂に割讓を中止す。
- 〔五〕 佛帝窮餘の列國會議説。列國の態度。倫敦條約。ルクセンブルグの永世中立。

第十六章 普佛戰爭(其二)……………三八

(西班牙王位候補問題) (一八六七年—一八七〇年)

- 〔一〕 三年間の陰氣なる休戦。佛國の無準備。佛と奥伊。普魯西は準備成れり。
- 〔二〕 西班牙王位候補問題。佛國帝政の衰運。候補問題とビスマルクとの關係。伯林の御前會議。レオホルドの承諾。
- 〔三〕 佛國政府の驚愕及輿論の激昂。外相グラモンの輕卒なる宣言。エムスに於ける談判。レオホルドの候補辭退。佛國政治家の狼狽。保障要求の新問題。陳謝狀案。普王保障要求を拒絶す。普王此事件をビスマルクに委す。
- 〔四〕 ビスマルクとエムス談判。エムス電報の改造。普佛兩國國民の激昂と形勢の急變。佛國政府敵の術中に落つ。
- 〔五〕 佛國政府の宣言。大臣等議員を欺く。英國調停の無効。ビスマルク罪を佛國に嫁す。佛帝宣戰。

第十七章 普佛戰爭(其三)……………三五

(セダダン) (一八七〇年)

- 〔一〕 南獨逸諸國の態度。佛人の迂調。列強の態度。佛奧伊同盟案。
- 〔二〕 ビスマルク佛帝の舊惡を摘發す。普佛秘密條約案の發表。佛帝信用及同情を失ふ。白耳義中立の保障。
- 〔三〕 佛國作戰計畫の齟齬。敗戦。佛國內閣の顛覆。佛奧伊同盟案の頓挫。
- 〔四〕 佛軍の形勢益々非。セダダン。佛帝降る。佛帝とビスマルクの會見。巴里の革命。伊國政府の羅馬占領。

第十八章 普佛戰爭(其四)……………三一

(フランクフルト平和條約) (一八七〇年—一八七一年)

- (一) ファーヴルの宣言。巴里籠城。ファーヴル休戦談判の失敗。チエールの列國遊説。
- (二) チエール不在中の形勢。英國の干渉説と露國の反對。メッツの開城。黒海に關する露國宣言。倫敦條約。
- (三) チエールの休戦談判。其失敗。南北獨逸の統一と新皇帝即位。巴里の運命迫る。第三回休戦談判。休戦條約。
- (四) ヴェルサイユの講和談判。チエールとビスマルクの折衝。假平和條約。徒勞のブルッセル會議。フランクフルト確定平和條約。普佛戰爭の結果。

第四部 東歐の改造 ..... 三五

第十九章 中歐改造後の小康 ..... 三五

- (一) 四年餘の小康。ビスマルクは守成的政策に多忙。中央黨の反對。「文化闘争」。
- (二) ビスマルクの同盟策。獨逸妥協。伯林に於ける三帝會見。「三帝同盟」。ビスマルクとゴルチャコフの不和。
- (三) 獨逸再開戦の危険。獨逸軍人派の計畫。佛國英露に訴ふ。露帝と佛國大使の會見。タイムズ紙上の獨逸秘策發表。露帝伯林に來る。ゴルチェコフの通牒とビスマルクの不滿。

第二十章 露土戰爭(其一) ..... 三九

(東方問題の再破裂と英露) (一八七五年—一八七七年)

- (一) 土耳其に對する露國の野心。スラヴ統一主義。ヘルツェゴヴィナ及ボスニアの叛亂。アンドラシー公文。伯林覺書。英國の態度。
- (二) アルガリア虐殺。露澳妥協。英國の盡力。露國の威嚇。土耳其の獨立及保全と英露所見の相違。
- (三) ビーコンスフィールド及露帝の宣言。君士坦丁堡會議。六強國の善後策。土耳其の拒絕及憲法發布。會議の破裂。

第二十一章 露土戰爭(其二) ..... 三五

(露土開戦並にサン・ステファノ條約)

(一八七七年—一八七八年)

- (一) イグナチエフの列強歴訪。倫敦議定書。英露は他迄不一致。土耳其の傲慢なる態度。露帝の宣戰。
- (二) ルーマニアの獨立宣言。英國の條件附中立。露國の對土要求案。英國の大艦隊派遣。露土交戦の經過。土軍歐亞に於て敗る。
- (三) ビスマルク地利を鎮撫す。英政府の停調徒勞。英國内閣の不統一と其不活潑。土耳其人英を怨む。アドリアノーブル休戦條約。
- (四) 英國の開戦熱。英國艦隊君士坦丁堡に向ふ。サン・ステファノ條約。東歐の大改造。露國南下策の大勝利。

第二十二章 露土戰爭(其三) ..... 三九

(英露協商並に伯林公會)

(一八七八年)

- 〔一〕 列國公會説。公會の條件と英露衝突。危機一髪。露國の讓歩。英露秘密覺書。
- 〔二〕 英の對土要求。英土防禦同盟條約。英のサイプラス島占領。獨逸の態度。「正直なる仲買人」
- 〔三〕 伯林公會。議事の經過。伯林條約。其の主要條項。伯林公會の結果概評。

歐洲近世外交史 中卷 目次終

歐洲近世外交史 中卷

林毅陸

第一部 二月革命

第一章 二月革命

(一八四二年—一八四八年)

- 〔一〕 二月革命破綻前の歐洲。獨逸の形勢。シュレンスハイダ・ホルスタイン問題。丁鉢對獨逸の衝突。
- 〔二〕 伊太利の形勢。奮勃たる革命の氣運。パーメルストンの對伊政策。奧地利の形勢。匈牙利人の反抗運動。
- 〔三〕 佛蘭西の形勢。ルイ・フィリップの不人望。二月革命。ルイ・ナポレオンの登場。

〔一〕

佛蘭西革命戦後の歐洲は維也納條約に依て支配せられ、維也納公會の確立したる正統主義は一時列國政府の金科玉條とせられたり。而してメッテルニヒは神聖同盟を利用して此主義の下に反動政黨

二月革命破綻前の歐洲

の實行を謀り、歐大陸を擧げて殆んど其下に風靡するの觀あらしめたり。然れども英國は夙に大陸派の政策以外に於て新旗幟を樹て、南米及中米に於ける西班牙領植民地の獨立は（一八二五年）先づ神聖同盟をして顔色を失はしめ、次で希臘問題は露墮の不和を來すと共に神聖同盟の瓦解を促し、且正統主義を奉ずる神聖同盟中の國すらも自ら希臘叛民の獨立を承認するに至れり（一八三〇年）。是れ神聖同盟の主義の全く倒れたることを意味する者なり。然るに更に白耳義の獨立（一八三一年）は歐洲の本舞臺に於て維也納條約の一部を破壊したり。されば神聖同盟と云ひ、維也納條約と云ひ、一見非常に強盛なりしが如きも、其の完きを得たるは僅に十五六年間に過ぎず。而して最後に埃及が列國より半獨立の承認を得たるは（一八四〇年）亦叛民の勝利なること勿論なり。

此の如く國民的獨立の新運動は十九世紀の前半中に既に大に活氣を示したりしが、併し此新運動は今後益々旺盛を極めんとす。維也納公會の事業は之より更に大なる打撃を受け、根本的に歐洲の政治組織を改造し去らんとす。十九世紀前半中の後期二十五年間は既に新時代の新傾向を示して幾多注意すべき事件を生じたるも、十九世紀後半中の前期二十五年は、更に雄大にして且更に複雑なる大事變を見んとす。是れ實に近世史中の最も光彩ある部分にして、外交上より之を見るも、興味最も深き者あり。而して此新時期の序幕となり、以後の大展開を促し來りたるは、即ち一八四八年の「二月革命」なり。然れども吾人は先づ此「二月革命」前の歐洲が如何に革命的醜態を爲しつゝありたるやを一言せざる可らず。

埃及問題は一八四一年に全く局を結び、歐洲列強の政治家をして一時休息するを得せしめたるも、不安の種は決して絶えしに非ず。否、實際に於ては到る所に危険伏在して、唯、破裂の機をのみ待ちつゝありたり。

第一に獨逸に於ては、一八一五年に國民的統一の希望が水泡に歸して以來、之に對する不平は嘗て一日も絶ゆることなく、特に一八三三年三月獨逸諸國が普魯西の指導の下に伯林に於て關稅同盟條約を結び、所謂ツォルフェラインを組織し、全獨逸共同生活の端を開くや、新局面の展開を思ふの念は一段の強きを加ふるに至りたり。又自由主義の改革に就ても、獨逸人は決して、斷念することなかりき。然れども當時全獨逸は維也納政府の勢力の下に在り、メッテルニヒの政策は到る所に強行せられしを以て、愛國の志士は唯屏息するの外なく、新運動の首領たるべき普魯西すらも、徒らにメッテルニヒの後塵を拜して專制政治を行ひ、亦敢て人民の要求に耳を傾げんとせざりき。一八四〇年六月普魯西王フリードリヒ・ウイルヘルム三世死して、其子フリードリヒ・ウイルヘルム四世即位するや人民は始め多くの希望を新王に屬したるも、其の空望なること久しからずして明となり、議會召集を要求するの聲は益々高くなれり。後新王は此要求に同意し、一八四七年四月新議會を伯林に召集したるも、彼は之に十分の權力を與ふることを肯んぜざりしを以て、忽ち議會との衝突を來し、遂に六月末之を解散し、人心をして激昂の極に達せしめたり。巴里の「二月革命」は斯かる際に起りしなり。且獨逸に於ては他に特種の重要問題ありたり。シュレスウイグ・ホルスタイン問題は、即ち是れな

り。此問題は他日の重大事件の發端となれるもの故、今其の概略を語らんに、此二州は數世紀以來丁抹の所領なりと雖も、常に特別の地位を占めて内政上の自治を與へられ、丁抹王家の王を戴くは他の丁抹領と異ならざるも、決して此二州を分離し、又は之を丁抹に合併す可らずと定められたり。而してホルスタインの人口は獨逸人より成り、シュレスウイグの北部は丁抹人なるも、南部は同じく獨逸人を主とし、人種上自から丁抹と和し難き關係に在りたり。一八一五年獨逸聯邦の組織せらるゝや、ホルスタインは之に加入することとなりたれば、此二州の半身は丁抹に結び、他の半身は獨逸に合するの奇なる形となりしが、此複雑なる地位をして更に複雑ならしめたるは相續問題なり。蓋丁抹王クリスチアン八世は漸く死期に近づき、其の唯一の子なるフリードリヒは結婚後既に久しきも子なく、男系の絶ゆるは明となれり。而して丁抹の相續法に據れば、男系絶ゆる時は女系に相續せしむるを得るも、シュレスウイグ・ホルスタイン二州の慣習に従へば、女系の者は相續權を有せず。是に於てホルスタインの相續に關して要求權を有するアウグステンブルグ公は、ホルスタイン並に之と分かる可らざるシュレスウイグを相續せんことを主張し、茲に一紛議を生ずるに至りしが、クリスチアン八世は敢て之を容れざるのみか、相續法は二州に於ても同一なりと特に宣言して、飽迄丁抹領土の統一を維持するの決心を示し、二州人民をして非常に激昂せしめたり。然も此問題にして唯丁抹對二州の争たるに止まらしめば、未だ多く言ふに足らずと雖も、ホルスタインは獨逸聯邦の一部なるを以て、同州の分離論者は聯邦會議に助力を求めたり。而して當時獨逸に於ては國民的統一運動の將に大に振起

せんとする際なりしを以て、輿論は二州問題を以て直に獨逸の問題と爲し、死力を盡して之を争はんと欲したり。是れ正に此問題をして非常に困難なる者とならしめたる所以なり。既にして一八四八年一月に至り、クリスチアン八世は遂に死し、其子フリードリヒ七世新に即位したるに、彼は同時に新憲法草案を公にし、其中に於て全領土を同一に取扱ひ、二州をも他と同地位に立たらしむることにせり。二州人民並に全獨逸人は、之を以て二州を全然丁抹に合併する者なりと爲して非常に憤慨し、危機の破裂眼前に迫るの觀を呈したり。巴里の「二月革命」は斯かる際に起りしなり。

III

伊太利に於ては、一八一五年以來ロムバルド・ヴェネチア王國は境地利の所領に屬し、又タスカニ、モデナ、バルマ、及ルッカは境國ハップスブルグ家の連枝に依て支配せられたり。従つて境地利は北部伊太利は言ふ迄もなく、更に全伊太利に對して巨大なる勢力を振ひたり。而して其勢力は常に保守主義の跋扈を意味せしなり。當時伊太利は無統一の諸小國に分裂し、メッテルニヒの言へるが如く、伊太利とは單に地理的名稱に過ぎざりしと雖も、自由統一の思想を抱く志士は、夙に少なからず。特に一八二一年及一八三一年の二回境國兵の干涉の爲に革命運動の鎮壓せられたる以來、外國人即ち境地利人に對する反感は非常に熾烈となり、境地利の勢力を伊太利より驅逐し去るに非ざれば、到底何等の改革も望み難しとの信念油然として起り來り、政治上の自由を愛するの精神と伊太利の獨立及統一を求むるの心とは、相合して排境運動を鼓舞したり。而して此新運動の精神となりたるは、

運 轉物たる革命の氣

マッヂニー及ガリバルデーなり。

斯くて伊太利の形勢は常に不安の状態に在りしが、一八四七年の春に至り、羅馬に於ける改革派の氣焰新に盛んとなるや、奥國政府は危機の迫り來るを思ひ、法王領フェララの城砦に於ける守兵を増員し、且口實を設けて同市全體をも占領したり。時に一八四七年八月十三日なり。此占領は局外國の盡力に依り、十二月を以て撤せられたりと雖も、之が爲に激起せられたる伊太利人の排奥心は、唯だ益々甚しきを加ふるのみ。且羅馬に於ける改革運動は直に其影響を他の地方に及ぼし、惡政を以て最も有名なるネーブルス國領内には、既に一八四七年の秋一揆の起るを見たりしが、一八四八年一月シシリ島(ネーブルス領の一部)の革命運動は遂に勝利を占め、ネーブルス市其者の形勢も不穩となりたれば、王フェルヂナンド二世は已むを得ず憲法の發布に同意したり。次で伊太利の普魯西とも言ふべきサルヂニアの王チャールス・アルバートは、同年二月八日布告を發して憲法發布を約し、且其要項を示し(全憲法は三月五日發布せらる)タスカニー大公國も亦同月廿五日憲法を發布したり。

此の如く革新の新氣運が將に全伊太利を舉げて震撼し來んとするや、多年奥地利の壓制に苦める北伊ミランの人民は、又之に應じて起たんとし、形勢頗る危険の色を呈したるに、ミラン駐在の奥國將官は非常に峻嚴なる取締法を發布し(一八四八年二月廿二日)、爲にミラン人の敵愾心をして一層熱烈ならしむるに至れり。當時サルヂニアの首府チュリンに於ては、憲法發布を祝する爲に一大祝祭を行ふの計畫中なりしが、ジュノアの一新聞紙は二月廿四日の紙上に於てチュリンの同胞に檄すと題

バーメルストンの  
對伊政策

し、叫んで曰く「ロムバルデー及ヴェネチアの同胞は今や虐殺者の劍下に死せんとす。是れ決して歡樂の時に非ず。喪服を着して武装せよ。戦争は我等の饗宴たるべきなり」と。是れ豈山雨來らんと欲して風樓に滿つる者に非ずや。巴里の「二月革命」は斯かる際に起りしなり。

當時英國の外相バーメルストンは伊太利其他の改革派に對して大なる同情を寄せ、非干渉論を主張して直接又は間接に之を助けたり。彼は實に神聖同盟時代のカンニングの如く、當時の歐大陸の政治家に因て革命煽動者の如くに見做されたり。伊太利事件の將に發生せんとする際、メッテルニヒは公文(一八四七年八月二日付)を列國政府に送り、伊太利の革命運動に付注意を促したるに、バーメルストンは之に答へて(一八四七年八月十二日)左の如く言へり。是れ實に當時の英國の政策を窺知せしむべき至好の材料なり。(バーメルストンは一八四一年九月野に下りしが、一八四六年七月以來外相たり。首相はジョン・ラッセルなり。)

「維也納條約の規定は伊太利に於ても之を守り、調印列國一致の上ならでは之を改む可らずとは、英國政府の意見なり。而して目下歐洲の國にして伊太利内の國を攻撃せんと企圖する者ありと思はれざるが故に、上記の主義を實地に適用するの必要なからんと信ず。且伊太利の事に就ては、英國政府は特に他國の注意を請はんと欲する一事あり。即ち獨立の君主は自衛の權利を有する外に、又其國內に於て其の至當有益と思へる改革を隨意に行ひ得るの權利を有すること是れなり。今や伊太利の君主中には、此内政上の權利を行はんとする者有るが如し。英國政府は奥國政府が此好計畫を獎勵扶助するが爲に、其の伊太利に於て有する大勢力を用むことを希望せざるを得ず。メッテル

ニヒ公の公文中に記せる伊太利聯邦共和國組織の計畫の有無に就ては、英國政府は未だ何等の報告に接せず。且斯かる計畫の實行覺束なきことは、全然公と同感なり。然れども英國政府は又諸方面より達したる報告に依り、伊太利の大部分に深き且道理ある不平の充滿せることを確知す。而して此等諸國特に羅馬領國及ネーブルス王國が、如何に缺點と秕政とに滿つるかを思ふ時は、其の激烈なる不平を招き來るも敢て怪むに足らず。而して多年來此秕政の下に苦みて深く其苦痛を身に感じ、且現在の政府には何等改良の希望をも有せざる彼等不平の士が、絶望の極、萬一を僥倖して、如何なる突飛の計畫を爲すやも測り難かるべし。羅馬領國に於ては、現法王は去る一八三二年英佛露奧普が共同にて同法王に勸告したる諸改革を採用せんと欲するの意を示したるに依り、上記の議論は同領土には其儘之を適用するを得ず。而して現法王にして若し奧及他四國に依て其改革を助けられんには、不平の源直に絶ゆるに至るを得ん。然れども他の諸國特にネーブルス國に於ては、改革を要すること決して羅馬領に譲らず。奧國政府は伊太利の安寧維持に最も利害の關係を有するが故に其の能くネーブルスに於ける勢力を利用して改革を奨励し、以て民心不平の源を絶つに至らんことは、英國政府の希望する所なり。」

パーメルストンは更にミントー伯を伊太利に特派し、大に改革派を奨励せしめたりしが、彼が一八四七年九月十八日付を以て同伯に與へたる訓令の大意は左の如し。

「サルヂニア政府に向ては、英國が同國に眞摯なる好意を有し、舊來の交誼を重んじ、何時にても

如何なる場合にも、其の眞良友たるべきことを告げよ。又奧國政府は自由主義の改革を爲すことを制止し、且軍隊を進入せしむべしとて威嚇したる由なるも、チュリン政府は想ふに之に頓着せず、其名譽及權利を重んじ、自ら有益と思ふ改革事業を繼續するならん。英國政府は實に其の斯かる威嚇に屈せざらんことを祈ると共に、民心の激昂を制して不穩の形勢に至らしめざらんことを望む旨を告げよ。猶チュリンよりフロレンス及羅馬に赴き、進歩改良の政策を勸告すべし。」

ミントー伯は十月中伊太利各地を巡訪して英國政府の意を傳へ、大に其の改革運動を鼓舞したり。翌年に入り「二月革命」破裂前に於て、既に伊太利各地に新憲法の發布を見たるは、英國の奨励に負ふ所少なからざりしなり。

## 奧地利の形勢

中歐の南北即ち獨逸と伊太利とに於て、革命的傾向の鬱勃たるは此の如く、又之に對して有力なる同情者の存するも此の如くなりしが、此南北双方に對して大關係を有する奧地利自身の國內の事情も亦極めて憂ふべき者ありたり。老帝フランツ二世は一八三五年に死し、其時以來帝位に在るフェルヂナンド一世は愚昧の暗君にして、唯益々國運を非ならしむるのみ。老相メッテルニヒは今猶政權を握りて舊來の保守的政策的政策を勵行し、民心の日に去るを顧みず。鬱勃たる不平不満は教育ある社會を通じて殆んど抑へ難きに至れり。而して奧地利の内憂中最も重大なるは匈牙利人の反抗運動にして彼等は維也納政府の壓制に對して強く反抗すると同時に、大に國民的思想を起し來り、既に一八二五年に於てマジアル語を議會の議事記録に用ゐんことを要求し、以て人種的鬭争の端を開きたり。特に

## 匈牙利人の反抗運動

夫の有名なる愛國者コストの現はるゝに及び、匈牙利人の反抗は一層に激烈となり、一八四三年には維也納政府をしてマチアル語を匈牙利の公語と爲すに同意せざるを得ざらしめ、次で其運動は次第に革命的の色を帯ぶるに至れり。巴里の「二月革命」は斯かる際に起りしなり。

## 【三】

佛蘭西の形勢  
ルイ・フィリップの  
不人望

巴里の「二月革命」は又相當の素地を有したり。現状に對するの不满と革新を思ふの新傾向とは、佛蘭西に於ても亦甚だ強かりしを以てなり。蓋一八三〇年七月の革命後、ルイ・フィリップの下に王政は維持せられたるも、共和黨の勢力は猶決して侮る可らざる者あり。一八三五年には巴里市上に於て王を暗殺するの陰謀さへ企てられ、多數の死傷者を出したることあり。而して共和主義者の運動の激烈なるに伴ふて、之を鎮壓する方法も峻厳となり、一八四〇年十月ギゾーが政權を握るに及びて其方針益々保守主義に傾きたり。反對黨等は先づ選舉權を擴張して議院の改造を圖り、以て政府に迫らんと欲したるも、政府は敢て之に應ぜず、民間反抗の氣勢をして益々激烈とならしめたり。加ふるに當時勞働者生活難の増加に伴ふて社會黨の勃興を來し、ルイ・ブランの如きは苛烈なる共產主義又は國有工場論を唱へて、政界の波瀾を一層に高からしめたり。而してルイ・フィリップの政府が外交上に於て如何に屢々失敗を蒙りたるやは、吾人の既に上卷に於て詳述したる所にして、夫の白耳義獨立及埃及半獨立の二事件は、全く佛蘭西の失敗談に滿つるの觀ありたり。佛國民が國威の日に沈淪するを見て憤慨に堪へざるは固よりなり。後一八四六年に至り佛國政府は密に陰謀を廻らして、ルイ・

フィリップの末子モンバンシエを西班牙女王の妹と結婚せしめ、爲に英國の反感を激起し、且從來ルイ・フィリップに多大の好意を寄せし女王ヴィクトリアの不满を招きたることあり。ギゾー等は此結婚を以て一成功と思ひたるが如きも、埃及半獨立問題の結了以來、幸に英佛間に存したる好關係が、忽ち茲に破るゝに至りたるは、決して佛蘭西の利益に非ざりしなり。

要するにルイ・フィリップは内治外交の兩面に於て全く人望を失ひ、其政府の基礎は次第に危地に陥りつゝありしが、遂に選舉法改正の問題に因て最後の大破裂を爲せり。反對派は政府が議院の多數を恃みて飽迄も改正の要求に應ぜざるを以て、遂に一八四八年二月二十二日の正午を期し、示威運動の爲め同志の大宴會を巴里に開かんとし、八十七名の代議士も之に出席する筈なりしに、政府は之に禁止を命じたり。是に於て巴里に於ける人心の激昂は其極に達し、翌二十三日には形勢極めて險惡となり、召集せられたる國民衛兵すらも王の命令に従はざるの色を示したり。王は己むを得ずギゾーの辭職を許し、反對派の首領たるチエールに内閣組織を命ぜんとしたるに、夜に入るや勞働者と兵士の衝突あり、八十名の死傷者を出し、俄然形勢を變ぜしめたり。二十四日午前チュイレリー宮も將に暴民の爲に占領せられんとするの勢なり。ルイ・フィリップは遂に位を其孫バリー伯に譲り、之をしてルイ・フィリップ二世の名を取らしめ、其母を攝政と爲せり。然れども此辭位の未だ發表せられざる中、暴民は既に王宮に侵入し來りたれば、王は其家族と共に身を以て逃れ、次で共和政府は巴里市廳に於て布告せられたり。是れ即ち「二月革命」なり。(ルイ・フィリップは英國に脱走したり)



後國民議會は五月四日を以て新に召集せられたり。革命を實行したる同志者中に於て、政治的改革に甘んずる者と社會的改革を併せて實行せんとする者と軋轢を生じ、一時形勢甚だ不穩なりしも、秩序は徐々に回復せられ、十一月四日には民主主義の新憲法の成立を見たり。

ルイ・ナポレオンの登場

然れども此革命後の佛蘭西に於て最も注意すべきは、ルイ・ナポレオンの登場なり。彼はナポレオンの子ライヒスタット公が一八三二年に死してよりは、ナポレオン黨唯一の王位候補者となり、既に一八三六年と一八四〇年の二回、王位僭奪の陰謀を企て、失敗したることあり。一八四八年彼は倫敦に在り、巴里の革命を傳へ聞きて直に歸り來り、六月の補缺選舉の時、國民議會の議員に選ばれて、茲に政界の表面に現はれ出でたり。次で十二月十日普通選舉に依て大統領を定むる時、彼は王黨及加特力派の後援に依り、五百四十三萬餘票の多數を以て當選したり。彼は功名に渴する大野心家にして、今後歐洲の歴史は之が爲に益々波瀾に富まんとす。然も吾人は今暫く眼を他に轉じ「二月革命」が他に及ぼせる影響を一言せざる可らず。

## 第二章 二月革命の影響

(一八四八年——一八五二年)

- 〔一〕 維也納の暴動とメッテルニヒの逃走。匈牙利の叛亂。柏林の暴動。獨逸統一運動とフランクフルト國民議會。普王の躊躇。オルミユツ協約。
- 〔二〕 シュレスウイグ・ホルスタイン問題の破裂。倫敦條約。當時ビスマルクは國民的運動に反對したり。
- 〔三〕 伊大に於ける影響。サルチニア地利に開戦す。クストツアの敗戦と休戦。再開戦及ノヴァラの敗。羅馬問題と佛蘭西。
- 〔四〕 國民的運動に於て失敗。カヴールの政策。地利の不安なる地位。ルイ・ナポレオン皇帝となる。其地位及性格と其政策。

### 【一】

歐洲到る處に於て革命的熱氣の燃ゆるが如くなりし時に當り、巴里に「二月革命」破裂したれば、其の反響は忽ち各地に現れ、巴里の一炬は瞬間にして全歐焦天の大火を惹起せり。請ふ先づ地利の形勢より説かん。

多年鎮壓主義の總司令部たりし維也納は、一八四八年三月中旬即ち「二月革命」後僅に三週を出でずして、既に革命的暴徒の占領する所となり、三十九年來專制主義の權化として、全歐に號令したる

維也納の暴動とメッテルニヒの逃走

## 匈牙利の反亂

メッテルニヒは（時に七十五歳）三月十四日の夜密に首都を去て英國に逃走し、放浪の身となれり。  
（彼は一八五二年に到り歸國したるも、再び政權を握らず、一八五九年失意の中に死せり）。維也納は猶暫く不穩の状態に在り、五月には皇帝の蒙塵を見たる程なりしも、十月末に至り秩序の回復せらるゝを得たり。然れども匈牙利人は改革の要求容れられざるが爲め遂に干戈を取りて起ち、一八四九年四月十九日獨立を宣言するに至れり。維也納に於ては秋以來英邁なるシュワルツェンベルヒ首相となり、暗君フェルヂナンドは十二月二日位を少年のフランツ・ヨーゼフに譲り、シュワルツェンベルヒをして自由に手腕を振ふを得せしめたるも、匈牙利人の軍勢甚だ強くして、前途の成行殆ど測る可らざる者ありたり。是に於て露西亞の干渉と爲り、匈牙利人は腹背よりの壓迫に敵する能はず、八月中旬（一八四九年）を以て全く敗軍に終り、コストト等は僅に土耳其に逃れて其身を全うするを得たり。露國皇帝ニコラス一世が此戰爭に干渉したるは、敢て單に革命主義を憎むが爲にのみ出でたるに非ず、更に又匈牙利の革命運動を看過する時は其の波瀾に及ぼす影響の大に憂ふべき者あるに因り、自ら進んで奥地利を助けたるなり。即ち露帝の動機の私利心に在るは明なるも、併し奥地利が此應援に負ふ所大なるは勿論にして、奥地利たる者諒當に深く之を恩とすべく、露西亞たる者亦他日の報恩を心に期待する所なきを得ず。是れ後日に大關係を有する一事實なり。

## 伯林の暴動

獨逸に於ては巴里の革命の影響特に強く、諸小國の君主は一時に爆發したる改革要求の民論の前に屈服せざるを得ざりしが、特に伯林に於ては三月十八日（一八四八年）市中に一大爭鬪起り、普王は民論に敵し得ずして内閣を更迭し、又獨逸國民の長として大に國民的運動の爲に盡力すべきことを約し、且新に國民議會を伯林に召集したり。其後數月に亘りて伯林は紛擾を極め、革命的動搖は容易に鎮靜せざりしも、秋に入りて維也納がウインヂシュグレートの爲に鎮定されたるの報あるに及び、伯林政府も漸く勇氣を回復し、十一月二日純王黨のブランドンブルグ伯の下に組織されたる新内閣は直に強硬なる政策を實行し、或は戒嚴令を布き、或は出版及集會の自由を束縛し、且遂に國民議會を解散したり（十二月五日）。併し同時に欽定憲法を發布し、大躰に於て自由派の希望を容れたり。蓋彼等と云へども全然時勢と逆行すること能はざりしなり。

獨逸統一運動とフ  
ランクフルト國民  
議會

然れども獨逸に於ける「二月革命」の影響として最も注目すべきは、フランクフルトに於ける獨逸國民議會の運動なり。獨逸の統一を熱望する約五百の有志者は各地よりフランクフルトに集り來り、三月三十一日より數日に亘りて準備議會を開き、次で新に各地より選出されたる新代議士は五月十八日より同地に獨逸國民議會を開き、獨逸帝國假政府を設け、且直に新聯邦憲法の討議を始め、全獨逸國民の熱情をして最高潮に達せしめたり。然るに新憲法の討議に於ては、第一には奥地利を聯邦より除くべきや否やに付、又第二には世襲皇帝を設くべきや否やに付、議會は二派に分れて議論甚だ激烈なりしが、遂に奥地利を除かざる以上は到底獨逸の統一を完うすること能はざるべしとの説多數を占め、又皇帝を置て普魯西王を之に充つるに決したり。斯くて一八四九年三月廿七日新憲法を議したる上、議會の委員は四月二日普王に謁し帝冠を取らんことを請へり。

普魯西王フリードリヒ・ウイルヘルム四世は本来革命主義を憎み人民の手より帝冠を受くるを以て一大悪事と思ひたりしが、加ふるに奥地利の態度は益々王をして躊躇せざるを得ざらしめたり。蓋精悍なるシュワルツェンベルヒの下に在る維也納政府は、始めより斷乎として新聯邦案に反對し、却て奥國領土全體、即ち獨逸以外に在る領土をも携へて聯邦中に加はらんことを要求し、以て其の本心が從來よりも猶強大なる勢力を獨逸に於て振はんとするに在ることを示したり。奥國政府に對しては萬事抵抗の勇氣なき普魯西王は、獨逸統一の新運動に對して次第に其態度を曖昧にし、夫のフランクフルト委員の來るや、敢て直に帝冠奉呈に同意せず。然も全然之を斥くることを爲さず、曰く、獨逸の諸君公に於て之を求め且諸政府に於て新憲法に同意せんには、予は之に同意すべしと。即ち統一の主義は是認せられざるに非ざるも、兎に角フランクフルト國民議會の希望は、事實上拒絕せられたるなり。既にして奥國及其與黨の政府はフランクフルトより代議士を召還したるに因り、曩に多大の希望を負ふて集りたる國民議會は憐むべき状態にて解散となり（一八四九年五月）、獨逸統一の運動は、茲に大蹶跌を來せり。

然れども普魯西王は自己を首長とする新聯邦の成立を希望すること固より切なるを以て、一方に於ては民主的傾向を有するフランクフルト國民議會の案を斥けながら、他方に於ては諸國君主より帝冠を得るの道を講ぜんと欲したり。即ちラドウィッツの献策に従ふて、ハンノヴェル、ザクセン及其他の小邦を糾合し、一八五〇年三月エルフルトに此等諸政府の代表者の會議を開き、所謂ラドウィッツ

聯邦案を議したり。此案の要旨は普魯西王を聯邦の首長と爲し、奥地利をして唯此聯邦と同盟關係を保たしむるに在り。然れども奥地利を始めバイエルン及ウルテムベルヒ等は之に反對し、後にはザクセン及ハンノヴェルも普魯西より離れ、奥派諸國は九月フランクフルトに會議を開き、全獨逸は將に普魯二派に分れて大衝突を見んとしたり。斯くて危機の切迫するや、普王は再び怯懦の本色を現はして露帝の調停を求め、ワルソーに於ける露奥二帝及普皇弟カール親王の會見（一八五〇年十月二十九日）となりしも、露帝は奥を助けたるを以て普は孤立となり、新聯邦の發案者ラドウィッツは職を罷めざるを得ざるに至れり。奥相シュワルツェンベルヒは之に勢を得て益々強硬の態度を取り、普の新相マントイフェルは辭を卑くして奥相に會見を求め、一八五〇年十一月二十九日のオルミュッツ協約となれり。

オルミュッツ協約に依り普魯西は其の聯邦案を全く放棄し、一八一五年の聯邦制度の依然有効なることを承認し、且其の出兵中なりしヘッセンより撤兵することを約し、又シュレスウイグ及ホルスタイン二州の問題は聯邦會議にて決することに同意したり。是れ普魯西及全獨逸の愛國者が一大汚辱として憤慨措く能はざりし所にして、實に彼等の統一運動は茲に全く失敗に終り、再び頭を低くして奥の勢力下に立たざるを得ることとなるなり。此協約後奥相シュワルツェンベルヒは聯邦諸政府の會議をドレスデンに開き、奥領全體を擧げて聯邦に加はるの案を主張したるに、之に對しては獨逸内に反對多きのみならず、他の列國中佛蘭西を第一として、英露も奥が之に依て過大の勢力を獨逸に振

ふに至るを恐れて、公然反對したるに因り、遂に成立せず、ドレスデン會議は唯一八一五年の聯邦制度を其儘繼續するに決して散會したり(一八五一年五月十五日)。即ちシュワルツェンベルヒの野心は破られたるも、獨逸の狀態は遂に何等の改善を見ず。獨逸愛國者の失望想ふべきなり。

## 【三】

更に轉じてシュレスウイグ・ホルスタイン問題の成行を見るに、「二月革命」の破裂は正に丁抹の新王フリードリヒ七世が二州を同一憲法の下に置かんとして、人心激昂を來せる際なりしを以て、二州人民は此革命の爲に新刺戟を受け、三月二十四日(一八四八年)キールに假政府を設け、全然革命の狀態となれり。當時普魯西政府は革命派の勢力の下に在りたるに因り、大に二州人民に同情を寄せ獨逸國民主義の擁護者として之に兵を送るに決したるに、フランクフルト聯邦會議も之に賛成したり。斯くて獨逸聯邦を後援とする普魯西と丁抹との間に戦争は公然破裂し、普軍は間もなくホルスタインを占領し、五月上旬にはシュレスウイグ及ユトランド間の境を越えて、純丁抹領内に侵入せり。

然れども露英二國は此形勢を見て大に憂慮し、普王に向て壓迫を加へたれば、普軍はシュレスウイグ内に退却を命ぜられ、次で八月二十六日瑞典マールメに於ける七ヶ月間の休戦條約となれり。翌一八四九年の春、此休戦條約滿期後、戦争は再び破裂したるも七月十日の柏林條約にて再び一年間の休戦となり、一八五〇年七月に至り敢て問題を明定することなくして普丁二國間に平和條約を結び。蓋當時の普魯西政府は開戦當時の政府に非ず、又フランクフルトに集りたる獨逸國民議會の統一運動

シュレスウイグ・  
ホルスタイン問題  
の破裂

も全然失敗に終りたる場合なりしに因り、二州人民は暫く放棄せらるゝに至りたるなり。同年十一月には夫のオルミュッツ協約あり、普魯西は全然墺地利に屈服し、二州問題も之を普魯西の手にて自由に處理せず、聯邦會議に附して、即ち墺地利の協力を待ちて、之を決定すべきことを約したり。而して墺地利は一切の國民的民主的運動を敵視するを以て、右の協約後聯邦會議を介して二州人民に恭順を勸告し、且墺普二國より人を派して之を強行せしめたり。斯くて二州の軍隊は解散され、其地は再び丁抹王の手に復せり。併し丁抹王は一八五二年一月廿九日墺普二國に向ひシュレスウイグを丁抹に合併せざるべしと宣言し、又同年四月二十三日二州相續權の要求者なるアウグステンブルグ公には丁抹より百五十萬リックスダラーを仕拂ひ、公は「自分及其家族の爲に」其要求權を放棄して、穩に其局を結び。而して當時公と丁抹との調停の爲に最も周旋したるは、十數年後に至りて二州割取を實行したるビスマルク其人なりしは奇と謂ふ可し。彼は時にフランクフルトに在勤せしなり。次で五月八日(一八五二年)に至り、英・佛・露・墺・普並に丁抹瑞典及諸威の七國の代表者は倫敦に於て條約を結び、二州相續問題を嚴肅に規定したり。其の第一條に曰く、現丁抹王が男系の子孫を有せずして死したる場合には、グルックスブルグ家のクリスチアン親王及同親王とヘッス内親王との結婚より生れたる男系を以て丁抹全領土に對する相續者と定む。又其第二條は丁抹王國の保全を承認したり。普魯西も此條約の調印者なるの一事は讀者の記憶を要する所なり。要するにシュレスウイグ及ホルスタイン二州は此の如くにして再び丁抹の支配に復へり、一時獨逸國民の心血を沸騰せしめたる同胞救

倫敦條約

助の國民的運動は、夫の新聯邦組織運動と同じく全然失敗に終れり。而して始め在二州同胞の救助者として現はれたる普魯西自身が、後奧地利に合して其の鎮壓者となれるは、縱令窮餘の策なりとは云へ、亦甚しき豹變と謂はざるを得ず。

「二月革命」の反響として獨逸に起りたる國民的運動の失敗に關聯し茲に一言するを要するは、夫の獨逸統一及二州合併の實行者たるビスマルクが、當時全く反對の態度を取りし事是れなり。ビスマルクは一八四七年以來普魯西議會の議員たり。一八四九年四月フランクフルト獨逸國民議會の委員が帝冠を普王に呈せんとして其の拒絶する所となるや、普魯西の志士は大に失望し、議院内の多數黨は王の態度を非難し、上奏案を可決して、普王が帝冠を受け且フランクフルト聯邦案を採納せんことを求めたり。此時ビスマルクは激烈なる王黨及保守黨として強く之に反對し、或はフランクフルト國民議會の決議は不法なりと云ひ、或は決議を採納したる小國の政府は僅に五百萬の「臣民」を代表するに過ぎずと罵り、或は又議會が王に向ひて其行爲を指揮するは王權の侵害なりと説き、又普王が帝位に上ぼる時は無益に他國の事に干渉し無益に奧地利其他の國と争はざるを得ざるに至るべしと言ひ「予は普魯西は普魯西にて存せんことを望む」と論ぜり。後エルフルト會議に於て、ラドウイツの新聯邦案を議したる時、ビスマルクは再び保守派の驍將として之に反對し、此案は小國連合の利益の爲に普王の權力を削弱するに外ならずと言へり。更に又オルミュツ條約の成りたる時、議院の多數は甚しく此屈辱に憤慨せるに、ビスマルクは却て大膽に熱心に政府を辯護せり。當時の演説中に左の如き句

當時ビスマルクは國民的運動に反對せり

あり。

「獨逸が二分して相戦はんには、之が爲に利するは露西亞なるべし、佛蘭西なるべし。諸君は奧地利を外國と呼ぶも、其の獨逸に屬するはヘッセン及ホルスタインと異ならず。奧地利を獨逸の一國として考ふることを敢てせざるは奇なる謙遜と謂ふべし。予は奧地利に於て舊獨逸の代表者及相續者を認む。予は普魯西が獨逸に於てサルヂニアが伊太利に於て演ぜる如き地位に立たざらんことを望む。」(一八五〇年十二月三日、日ビスマルクの演説)

當時サルヂニアは奧軍に破られ、其の國民的運動は大挫折を蒙れる際なりしに因り、ビスマルクは普魯西が革命主義に加りて斯る愚を演ぜざらんことを欲したるなり。

當時のビスマルクは實に斯かる意見を有したりしなり。然れども彼は主義の人に非ず。彼は實行の人なり。彼は政策上有利なりと信する時は、敢て何等の主義にも拘泥することを爲さず。且彼は一八五〇年中大に王の爲に盡したるの故を以て其の寵信を受け、翌一八五一年五月フランクフルト聯邦會議に普魯西政府代表として送られ、同七月全權公使の格に昇進し、以後八年間同地に駐在することとなりしが、彼はフランクフルトに於て始めて外交の實舞臺に立ち、直接に奧地利の代表者と折衝するに及び、俄に昨日の誤見を悟り、普奧兩立の到底望み難きを發見し、茲に全く其の政策を變じて熱心なる排奧黨となれり。加ふるに獨逸の統一運動と二州問題の餘炎は、猶鬱勃として爆發の機を是れ持てり。奧地利たるもの決してオルミュツツの一勝利に枕を高うすること能はざるなり。然れども吾人

は其後の形勢の變化に向て歩を進むるに先ち、暫く足を停めて伊太利方面の形勢を説かざる可らず。

## 【三】

伊太利に於ける影響

伊太利に於ては、巴里の「二月革命」の現はれたる其當時、既に所々に憲法は發布せられ、革命運動は將に全伊を捲て起らんとし、特に境嶼ロムバルデーの形勢は頗る危険の色を呈し居たり。されば巴里の革命は之に絶大の刺激を與へ、ロムバルデーに於ける危機の破裂は殆ど眼前に迫りたり。メッテルニヒは之を見て憂慮措く能はず、既に三月四日（一八四八年）書を英國政府に送りて其の意向を尋ね、暗に從來伊太利に好意を寄せて憚らざるバーメルストンを制止せんと欲したり。然れども此三月中旬維也納に革命破裂し、メッテルニヒ自ら國外に脱走せざるを得ざることとなり、其報ロムバルデーのミランに達するや、忽ち一揆の破裂を誘起し、境嶼兵は一時同市より退却するに至れり。同市革命派の假政府は、更に急使をチュリンに送りて、サルチニアの應援を求めたるに、チュリン政府は直に之に同意し、同時にサルチニア王は檄をロムバルデー及びヴェネチアの人民に飛ばして（三月廿三日）之を激勵せり。曰く「伊太利の運命は將に熟せんとす。足下に蹂躪せられたる権利防禦者の上に好運は微笑を漏せり」と。又「ロムバルデー及びヴェネチアに進入すべき予の軍隊は、伊太利合同の感情を示す爲に、其旗章として伊太利の三色旗の上にサルチニアの記章を附したる者を用ふべし」と宣言せり。即ち其の目的の何れに在るや、問はずして明なり。此宣言の三日後、王は親ら兵に將としてチュリンより出發せり。

サルチニア境嶼地利に開戦す

ロムバルデー人は起てり。サルチニアは起てり。而してヴェニスに已に二十二日（三月）に共和制を布告し、タムカニー侯も廿一日伊太利獨立の時到れりと宣言して、全軍を國境に進發せしめたり。羅馬に於ては其の數日前（三月十五日）法王は新憲法を發布し、又境嶼地利に深縁あるバルマ及モデナの二侯は、何れも革命の爲に逃走せり。次で五月に入りピアカンツァと稱する小侯國は、人民の投票に依てサルチニアとの合併を可決せり。之を合併の第一例とし、六月上旬にはロムバルデーも之を學び、翌七月に入りヴェネチアも亦之を爲せり。ヴェニスに於ては共和黨最も有力なりしも、外敵に當るの必要上強て其主義を枉けて此合同を實行したるなり。

維也納政府は既に内憂の怖るべきものあるに際して、此外患に接したれば、敢て強硬なる政策を取るの勇氣なく、英國の調停を介して妥協を結ばんと欲し、特使を倫敦に派し、バーメルストンの盡力を請はしめたり。特使フムメラウエル男は五月二十三日付其の所謂讓歩案を、バーメルストンに示せり。其の要點はロムバルド・ヴェネチア王國に半獨立を與へ、之に副王を置き、一定の年貢を納めしむるに在り。然れどもバーメルストンの反對ありたるため、更に之を修正し、ヴェネチアのみ境嶼の主權の下に半獨立となり、ロムバルデーは獨立するも或は他國と合併するも其の隨意とし、唯相當の國債を負擔すべしとしたり。バーメルストンはヴェネチア人の同意せざること明なればとて、猶周旋の勞を取るを拒みたり。是に於て維也納政府は直接にロムバルデーの假政府と交渉するに決し、六月中旬別に特使をミランに送り、上記の條件を示したるに、ミラン政府は事ロムバルデーにのみ關するに

非ず、伊太利に在る全境の獨立を承認するに非ざれば不可なりとて拒絶したり。

斯くて奥國政府は大に進退に窮したるも、併し彼等は一方に於て協商を謀りながら、銳意戰備を爲しつゝありたり。されば協商の見込全然斷ゆるや、ラヂツキ元帥の大兵は七月中旬後續々伊太利に迫り來れり。而してサルヂニアの軍が到底奥軍の敵たる能はざるは明にして、且各地よりの應援兵の如きも多く言ふに足らず。遂に所々に敗られたる末、王の率ゆる精銳の兵は、七月二十日クストツァに大敗を蒙り、形勢全く危急を告ぐるに至れり。

クストツァの敗戦

チュリン政府は非常に驚愕し、直に英佛に向て共同調停を求めたり。英佛二政府は直に之に應じ、共に調停に着手せる其時に當り、奥軍は着々其進撃を繼續し、將にミランを攻落さんとしたるに、サルヂニア王は力屈して八月五日開城條約に調印し、群民大激昂の中に辛うじて身を以て逃走し、奥軍は翌日ミランに入れり。此開城に付ミラン人が王に對して非常に憤激したるは言ふ迄もなく、チュリンに於てさへ人心の激昂甚しく、委員を王の本營に送りて辭位の勸告をすら爲すに至れり。今や奥軍は非常なる順境に在り。維也納政府が大に得意を催うして匈牙利人に對する態度を一變し、遂に匈牙利人をして開戦の決心を爲さしめたるは正に此際なり。即ち一氣直ちにチュリンを衝かんには、其のサルヂニア軍を粉碎して再び起つ能はざらむること易々たりしなり。然れども英佛の干渉は既に其効力を現はし來りたり。奥は敢て強て戰を繼續する能はず、八月九日を以て、休戦條約に調印したり（ヴェニスに於て此休戦に異議を唱へ分離せり）。而して奥は始めには直接にサルヂニアと講和談判を行

休戦

はんと欲したるも、サルヂニアは既に英佛の調停に同意したりとて之に應ぜざるに因り、九月に至り奥も已むを得ず大體に於て調停を受くるに同意したり。而して會議の場所はブルッセルと定められたり。

然れども奥は已むを得ず英佛の調停に同意したりと雖も、クストツァの戦勝後は亦前日の如くに讓歩せんとせず、ロムバルチも今は之を放棄するの意なし。即ち調停會議の開かるゝに先ちて機を制せんと欲し、九月末布告を發してロムバルドヴェネチア王國に適當の自由制度を布くべきを約し、且此目的の爲に、事情の許す限り早く各地より選出せられたる代議士會を召集すべしと宣言したり。且十月奥國政府は之を英國政府に通知し曰く、時局の解決は之が爲に一層容易なるを得んと。其意列國會議に於てロムバルチ放棄を問題とならしめざるに在るは明かなり。

伊太利人は奥國政府がロムバルチを放棄するの意を翻したるを見て大に激昂したり。特に匈牙利に於て此十月來内亂破裂し、奥國政府は爲に大苦境に立つに至りたれば、彼等は好機乘ずべしと爲し開戦論は再びチュリンに於て盛んとなり、ロムバルチ人の如きは既に十月末より再び蜂起し、所々に奥軍と衝突を始めた。同時に十一月十五日羅馬に於ては首相ロッシ暗殺され、法王はネーブルス領のガエタに脱走し、翌一八四九年二月九日羅馬は遂に共和制を布告したり。タスカニー大公も法王逃走の事變に驚愕して國外に走り、其國は共和黨の手中に歸せり。革命運動が今や全伊を震撼しつゝあること、以て知るべきなり。乃ちロムバルチ人は益々獨立の決心を強めチュリン政府も最早長く

其手を束ぬること能はざらんとしたり。伊太利に於ける開戦熱は斯く燃えつゝあるにも拘らず、奥地利は飽迄強硬の態度を取り、二月二十二日（一八四九年）其の代表者はバーメルストンに書を送りて曰く「商議を開くには、現行條約の規定せる領土境界を維持するを以て其の唯一の基礎と爲すべき者なりと信ず。故に此點に於て英國の同意を得ば、調停の開設地として定められたるブルッセルに全權を送るべし」と。サルヂニアが斯かる條件に同意せざるべきは明なり。

今や開戦は再び避け難くなれり。英佛の代表者は共にチュリン政府に警告を與へて慎重の態度を取らしめんとしたるも、効果なく、遂に三月十二日チュリン政府は奥將ラデツキーに書を與へ、八日後に休戦を廢して交戦の状態に復すべしと通告したり。次でサルヂニア王チャールス・アルバートは親ら兵を率ゐて進發し、夫のブルッセル會議は遂に立消となれり。

戦争は再び破裂せり。而してサルヂニア軍が敢て單獨にて奥軍を敗るの力なきは明なるに、當時羅馬及タスカニーの志士は、共和の空主義が一時の勝利を占めたるに酔ひて、共同の大目的の爲にサルヂニア王を助くることを知らず、爲に王をして單身強敵に當らざるを得ざらしめたり。果然一大災禍は直ちに來れり。三月二十三日ノヴァラの大敗は、サルヂニア軍をして再び起つ能はざるに至らしめたり。王チャールス・アルバートは再度の失敗に痛恨禁ずる能はず、即夜將校を會して王位を辭し、之を其子ヴィクトル・エマニュエルに譲り、萬斛の暗愁を擔ふて、孤身飄然自ら葡萄牙に流竄の身となり、六箇月後遂に逝けり。

## 再開戦

## ノヴァラの大敗

新王ヴィクトル・エマニュエルは直に和を奥將ラデツキーに求め、三月二十六日休戦條約を結び、其中に於てサルヂニアは其軍隊よりロムバルディー人匈牙利及波蘭人を除隊すること、其領土に非ざる土地の占領を一切撤去すること、並に其軍隊を成るべく早く平時の状態に復すること等に同意せり。八月六日ミランに於て調印せられたる平和條約にて、サルヂニアは、別に償金七千五百萬法を負擔せり。是れ正にサルヂニアのオルミュツツなり。英佛はサルヂニアを憐まざるに非ざるも、自業自得なるを以て如何とも爲すを得ず。斯くてロムバルディーは、再び奥地利の鐵の如き羈絆の下に縛せられ、ヴェニスも八月に至りて奥軍の抜く所となり、遂にロムバルド・ヴェネチア王國は奥領の舊形に復へり、サルヂニアは伊太利の一隅に屏息し、二年來の伊太利統一の大運動は茲に全く大挫折に終れり。

伊太利事件に關し猶此處に一言すべきは、佛蘭西と羅馬問題との關係なり。一八四八年十一月羅馬法王はガエタに逃走し、羅馬の議會は法王の政權を廢止し、共和制を布告したりしが、法王は一八四九年二月十八日付佛奥西及ネーブルスに向ひ、兵力干涉を求めたり。當時佛蘭西は奥軍が北伊に大勝を占め、且其の餘勢を以てタスカニーに干涉して王位を舊に復し、又其の羅馬に干涉するの日も近からんとするを見、心中大に安らかなる能はず、思へらく今日之を傍觀せんには、是れ全伊を擧げて奥の手に委する所以なりと。即ち奥を牽制するの政略上、羅馬問題に干涉するに決したり。

斯くて四月二十二日約一萬の佛國遠征隊は海路羅馬に向ひ、同月下旬同市に達したり。マッヂニエの率ゆる羅馬共和政府は斷然法王との妥協を斥け、佛軍は遂に攻撃を始めたるに、却て憐れにも撃退

## 羅馬問題と佛蘭西



されたり(四月三十日)。佛國政府は始め自由主義を標榜し、奥の反動政策より羅馬を救ふを以て其の遠征の口實となしたりしに、今は却て自由主義の羅馬を敵として戦ひ、然も失敗の恥辱を蒙りたれば佛國議院に於ては議論沸騰し、政府に向て其の明言せる遠征の目的より逸出せざらんことを要求するに至れり。然れども時正に議院改選の期に際したりしが、五月二十八日新に集りたる新議院は全然保守反動黨より成り、爲に政府の對羅馬の態度をして愈截然として反動的の色を帯ばしめ、佛國遠征隊は羅馬の共和政府を倒して法王政府を回復するを目的とするが如き有様となれり。而して羅馬は七月三日を以て遂に陥り、法王政府は難なく回復せられたり。然れども回復せられたる法王政府は無遠慮に反動政策を實行し、インクイジションの制を回復して、前年來の叛擧に加擔の嫌疑ある者を迫害しルイ・ナポレオンが忠告を送り來るも、奥並に其他加特力教國の後援を恃みて、敢て之に従ふことを爲さず。即ち佛國の干渉は大體に於て專制政府の復立に終りたり。

佛國新政府の首長たるルイ・ナポレオンは共和的革命の兒なるが故に、伊太利に於ける干渉は當然羅馬の共和黨を助くるの形を取るべき道理にして、且現に始めには自由主義の擁護を標榜したるにも拘らず、事實に於て羅馬法王及專制主義の擁護となりたるは、畢竟國內加特力派の歡心を求めざるを得ざるの事情に基きたるなり。由來ルイ・ナポレオンの一生は矛盾に富む。彼は一時は矛盾する思想と政策との間に巧に糊塗し、次には煩悶し、終りには之が爲に全く其身を亡ぼせり。羅馬問題は實に其の矛盾多き一生の序幕に外ならざるなり。

國民的運動は凡て  
失敗

## 【四】

歐洲各所に於ける「二月革命」の影響は一時非常なる勢を呈し、人をして驚心愕目措く能はざらしめたるに拘らず、今其全體の結果を通觀するに、皆失敗に終りたり。匈牙利人は獨立の業に敗れ、普魯西はオルミュッツの屈辱に伏し、シュレスウイグ・ホルスタイン人は其の愛慕する獨逸に合するを禁ぜられ、全獨逸の愛國者の統一運動も全く挫折し、又伊太利人もノヅァラの一敗の爲に再び雌伏の已むを得ざるに至りたり。而して保守主義の奥國政府は、此等諸方面に於て遺憾なく勝利を占めて大に得意を催うし、益々反動的政策を執らんとす。

然れども曉鐘は既に鳴れり。鬱勃たる中歐改造の新氣運は到底長く抑へられ得べきに非ず。獨逸に於ても、伊太利に於ても、國民的運動は唯一時其聲を收めたるのみ。愛國の志士の熱情は失敗の爲に却て益々熾烈となり、唯好時機の到らんことを、是れ待てり。オルミュッツの屈辱を辯護したるピスマルクがフランクフルト聯邦會議に於て、政治的改宗を爲さんとせることは、既に前に説きたるが如し。伊太利に於ても、サルヂニアの新王ヴィクトル・エマニュエルが父の蒙りたる大屈辱と大悲運を思ふて日夜復讐の念に堪へざるは言はずもあれ、一方に於てマジニ及ガリバルディー等が、民間に於て益々盛んに革命的熱火を煽ふりつゝあると同時に、慧眼達識にして且深慮に富めるカヴールは新に國務の局に當り、新伊太利の建造に努力せんとす。

カヴールは一八五〇年十月先づ農商務大臣となり、次に一八五一年四月よりは大藏大臣を兼ね、致

政として政務に當りしが、彼は英國流の立憲政治を以て理想となし、之に依りて以て民心を糾合し、サルヂニアをして新伊太利の志士の仰望する中心點たるを得せしめんと欲したり。彼は保守的政策を排斥すると同時に、無謀過激なる革命手段を是認せず、立憲の正道に依りて進まんことを期したり。且彼は獨力以て墺地利に當るの無謀なるを夙に看破し、英佛の後援を求むるの方針を取れり。是れ當時に於ては一大遠見と謂はざるを得ず。彼が立憲政治の實行に心を用ひたるも、一は英佛の同情を得るの意味を含みしや明白にして、特に英佛二國に有利なる通商條約を結ぶに同意し（一八五一年）たるが如きは、全くサルヂニアと英佛とを先づ經濟的に結び、以て之を政治上に利用するの目的に出でたる者なり。彼が英國に讓歩して通商條約を結びたる時、墺相シュワルツェンベルヒは之を評して曰く「サルヂニアは其通商政策に依て伊太利の爲に英國の後援を買はんとす」と。又カヴールは佛に讓歩したる時自ら其政策を辯明して曰く、「佛蘭西の無形の（少なくとも）援助を要すべき事件生ずるやも測り難し。之に對しては、予竊に思ふに、佛蘭西と好關係を結ぶこと、細心にして我國の利益なるべし。是れ吾人が經濟上の得失を第二位に置きたる所以なり。佛蘭西との親善なる關係を固くする此條約に同意したるは、政治上の意見に依る者なり」と。即ちカヴールの銳意謀りつゝある所は、唯墺地利との大決闘の準備なること、以て知るべし。而して彼は一八五二年五月首相アゼグリオと意見の一致せざる爲め、一時内閣を去り、英佛に漫遊したるも、數月後歸國するや、政界の事情は彼が長く野に在るを許さず、遂に同年十一月四日を以て首相となり、益々勵精以て其政策の實行を謀ることとな

れり。看よ、墺地利はビスマルクとカヴールとに依て南北より挾撃せられんとしつゝあるなり。

墺地利は一時各地に於て全勝を占め得たりと雖も、獨逸及伊太利に於ける暗流は此の如く意を安んずること能はざる者あるに、其の有爲の宰相シュワルツェンベルヒは、僅に四年間の執権の後、一八五二年四月五日に病死し、滿朝の官人皆碌々として能く之に代るに足る者なし。且墺地利が能く匈牙利を鎮定し且普魯西をオルミュッツに屈服するを得たるは、主として露西亞の後援に依る者にして、若し露西亞にして全然墺地利を放棄するに至らんには、墺地利は孤立となりて四面の敵に苦しめられざるを得ず。而して現在の露墺關係を一變せしむべき事件は將に遠からずして起らんとす。誰か墺地利の將來を以て暗黒ならふと言ふや。

斯かる間に「二月革命」の本場たりし佛蘭西に於ては、ルイ・ナポレオン次第に其本野心を現はし來り、一八五一年十二月二日クーデタを行ふて反對派の政治家を捕縛し、國民議會（下院）を解散し又人民を籠絡して帝政的の新憲法を作り、次で一八五二年十二月二日遂に帝位に上り、ナポレオン三世と號せり。（一八五一年のクーデタの時、英國外相パーメルストンは豫め内閣に協議せず、又女王に諮ることなくして、佛國大使に向ひて之を是認するの語氣を漏し、爲に女王の怒に觸れて辭職するに至り）而して彼は巧に佛國民を瞞着して此至高の地位に上り聲望隆々として一世を壓するに似たりと雖も、其の成功の手段の過激なりしだけに、彼が敵たる者も決して少なからず。特に彼は革命の兒なるの故を以て、一面自由主義を標榜せるも、同時に又保守黨及加特力黨の歡心を求めざるを得ざる地位に在り。然も此相反する二派に同時に満足を與へ、以て國內の平和を維持せんことは、容易に非ず。

其地位及性格と其  
政策

且彼は所謂成り上りの者に外ならざるを以て、列國の元首より多少輕侮せらるゝの事情あり。就中露國皇帝は他國が新皇帝ナポレオン三世を承認したるを見て、一八五三年一月上旬已むを得ず同一の承認を與へたりと雖も、其書中慣例に反きて、ルイ・ナポレオンを「兄弟」と呼ばず、唯「良友」と言ひ佛國政府より其理由を質問するや、民主主義を基礎とする者は之を兄弟と稱する能はずと答へ、以て明に輕蔑の意を示したり。さればナポレオン三世は國內の不平黨並に國外の輕蔑者に對する政策上、國威を外に輝して民心を内より外に轉じ、且其帝冠に新光輝を添ふることを努めざる可らず。斯くて冒險を以て始まりたる彼は、帝位に上りたる後も益々其の冒險的生涯を繼續し、一身の事情より打算して外交政策を定め、種々の秘謀を講ぜんとす。加之彼は其天性に於て現實の利害の打算に密なると同時に、亦甚だ空想に富み、一種空漠なる思想の天樂に酔ひて、知らず識らず空想なる夢想的考案の雲霧中に逸し去り、天下を籠蓋する底の大計畫大冒險を試むることあり。然も又倏忽として利害打算の現實に返り、空想の夢より覺めんとす。要するにルイ・ナポレオンは其境遇並に天性よりして自ら冒險的に且空想的なる政策を取り、其一生をして矛盾と轉變とに富ましめんとせるなり。夫の一八四九年の羅馬干渉は已に這般の消息の一端を示したりしが、今や彼は佛國皇帝として歐洲大舞臺の上に在り。今後の歴史が幾多の波瀾を有すべきは自ら其所にして、此波瀾湧起の間よりして、新伊太利王國と新獨逸帝國は生れ出でんとす。而して此の興味ある大活劇の第一齣はクリミア戦争なり。

## 第二部 東方問題

### 第三章 クリミア戦争(其一)

#### (ニコラス及シーモール會見並に)

#### メンシコフの使命)

(一八五三年)

- 〔一〕 露國南下の野心。ジェルサレム靈地問題。露帝ニコラスの意見。一八四四年の英露交渉。  
 〔二〕 ニコラス及シーモール會見。「土耳其は大病人」。英國政府の返答。露帝の土耳其分割案。交渉失敗に歸す。  
 〔三〕 土京に放けるメンシコフの使命。英佛の反對。メンシコフの要求條約案。其失敗と露土外交斷絶。露軍のダニューブニ州占領。

#### 〔一〕

露西亞が土耳其に對して野心を有するは既に久しく、特に波蘭分割を終へて以來は、其の耽々たる虎視は専ら君士坦丁堡方面に注がれたり。而して近くは一八二九年九月十四日のアドリアノーブル條約にてダニューブニ州即ちモルダヴィア及ワラキアに對する保護權を強くし、且別に多少の土地を割取したりと雖も、是れ固より露國の野心を満たすに足らず、却て唯だ慾望を刺激したるの觀ありた

露國南下の野心

り。次で一八三三年七月土耳其が埃及副王と戦を交へて苦めるに乗じ、露西亞は密に之とウシキアル・スケレッシー防禦同盟條約(一八三三年七月八日)を結び、土耳其を其の保護下に引入れ、將に宿昔の大目的を達せんとしたるに、英佛二國は強く此條約に反對したるを以て、露帝ニコラス一世を已むを得ず之を放棄し、隱忍以て事を他日に譲らざるを得ざるに至れり。然れどもニコラスの野心は常に燃ゆるが如くにして、之を抑へんとするも亦能はざるの趣あり、遂にジェルサレム靈地問題を機として再び東方問題の破裂を來せり。

ジェルサレム靈地問題なる者は、素と同地の或靈所の保管權に關する一小事件に過ぎず。蓋羅馬教會は往古より此保管權を有し、佛蘭西は十六世紀中フランソア一世の時以來、羅馬教會の保護者として此權利を擁護したりしが、大革命の混雜以來佛國が其權利を行ふことを怠りたるに乗じ、希臘教徒は露國の保護の下に之を其手に横領し、大に羅馬教派の不利を謀りたり。然るに佛國に於て新に政權を握れるルイ・ナポレオンは、一は國內加特力派の歡心を買はんが爲に、一は又東方に佛國の聲威を發揚して、自己の名望を高めんが爲に、一八五〇年の五月以來、此事に就て土耳其政府と交渉し、其權利の回復を要求したり。然れども希臘教の保護者を以て自任する露西亞は傍より之に反對し、土耳其をして其中間に於て進退に窮せしむると同時に、此問題を化して佛露間の争件と爲らしめたり。而して露西亞が其干渉の口實と爲せるは、一七七四年七月十日のカイナルヂー條約なり。同條約第七條に左の如き句あり。

「土耳其政府は基督教及び其教會を保護すべし。又君士坦丁堡に新設せらるべき教會(第十四條に同一教會新設の事を規定せり)、並に同教會に就職する者の爲に露國公使は何時にても意見を述べざるを得べく、土耳其政府は斯る意見を善隣友邦の信任ある官吏に依て爲されたる者として之に適當なる考慮を拂ふべきことを約す。」

此文面に徴する時は、露國は君士坦丁堡の希臘教會の爲に干渉するを得るのみなるに、漠然基督教を保護すべしとの約あるを奇貨とし、全土耳其領内の希臘教徒の爲にも干渉するの權利ありと主張したり。

土耳其政府は此問題を調査する爲め混合委員を設けたるに、同委員は大に佛蘭西派に傾き、カイナルヂー條約を參考となすを拒みたるに因り、露帝は大に怒りて親翰を土耳其皇帝に送り、同委員會は遂に解散せられたり。是に於て土耳其政府は佛蘭西の反對にも拘らず、土耳其人のみより成るの委員を新設したり。然も此委員が一八五二年一月末に作りたる折衷案は、大體に於て佛蘭西の要求を容れたり。露國は飽迄之に反對し、且之を機として宿昔の野心を達せんとするの本心を次第に現はし來り、風雲自ら險惡となれり。

蓋露帝は土耳其を以て瀕死の病人と爲し、其抵抗力を怖れざるは言ふ迄もなく、更に列國の意向に關して窺に思へらく、壞地利は土耳其問題に大關係を有するも、一八四九年匈牙利革命の際露國の援助を受けたる恩義あるに因り、必ず露國に對して好意的中立を守るべく、又多年露國と親密の關係を

露帝ニコラスの意見

有する普魯西も、同じく然るべし。英國に至ては一八五二年十二月末新に内閣を組織せるアベルデー  
ン伯は露帝と四十年來の友人にして、又女王ヴィクトリア及皇婿アルバート親王は、夙に佛國のルイ・  
ナポレオンに對して好意を有せず。嘗て獨斷的にルイ・ナポレオンに好意を表したる爲め女王と衝突  
して外務の椅子を去りたるバーメルストンは、今新内閣に加はれるも、唯だ内相の地位に在り。即ち  
露國に於て今土耳其に對し一撃を試むるも、之が爲に英佛同盟の成立するが如き事は無かるべしと。  
露帝は實に此の如くに信じ、衷心大に恃む所ありたるも、猶英國を誘ふて之を共謀者と爲さんと欲  
し、君士坦丁堡に特派大使メンシコフを送るに先ち、露都駐劄英國大使ハミルトン・シーモールに向  
ふて有名なる秘密交渉を開きたり。

此交渉は一見突然なるが如きも、其實然るに非ず。一八四四年六月ピール内閣の時、ニコラスはネ  
ツセルロードを伴ふて倫敦に來遊し、土耳其問題に關する英國の意向を探らんとしたることあり。當  
時の英國外相は一八四四年頃以來の露帝の舊知たるアベルヂーンにして、ウエリントンも無職にて内  
閣に列したり。ニコラスは此等舊知の人々と會談の際、土耳其を目して瀕死の人と言ひ、英露協商の  
得策なることを論じたり。當時英國政府は寧ろ敬して遠ざくるの政策を取り、敢て明確の返答を與ふ  
ることなかりしも、ネツセルロードは會談の際に交換せられたる意見の要旨を摘記して覺書を作り、  
之を英國政府に渡して、他日の妥協の基礎たらしめんとしたり。左に掲ぐる者は即ち是れなり。  
「土耳其現領土の獨立を維持するは平和の爲に必要なり。故に英露二國は土耳其帝國の現状維持を

一八四四年の英露  
交渉

謀るを以て互に得策とす。而して之が爲には成るべく之に安寧を與へ、其内事に干渉せざること必  
要なり。然るに二事の注意すべきあり。第一は、土廷が外國と結べる條約の履行を怠ること是れな  
り。而して列國互に嫉妬反目する時は、益々此怠慢を助長するが故に、土廷に於て條約履行を怠り  
たる時は、列國一致して之を責むること必要なり。第二は土耳其内基督教徒の不平なり。之に就て  
は友誼的に土廷に忠告し、秕政なからしむることを努むると同時に、此等不平の民に忠順を勸むる  
を要すべし。

然れども土耳其の將來に就ては大に憂ふべき者あり。固より今明白に之を豫知する能はず、從て  
又之に應ずるの善後策を議するに由なしと雖も、一事の確實なる者あり。他なし、此事件出來の曉  
に於て、英露二國が共に取るべき處置に付妥協を結ぶを得ば、此事件より生ずる危険は大に減ぜら  
るべき事即ち是れなり。此妥協に壤地利も加入せば一層可なり。而して土耳其に關し露境間には已  
に意見一致せり。故に此上に英國の加入を得ば申分なし。英國は土耳其に對し海上に於て至大の勢  
力を有し、露國は陸上に於て至大の勢力を有す。是れ英露提携の最も利ある所以なり。

以上は露帝の倫敦滯在中原則に於て一致を見るを得たる所なり。其結果を約言すれば、今後土耳  
其に於て不測の事變生じたる時、英露二國は共同にて取るべき態度に就き豫め協商すべしと約した  
るなり。而して此協商の目的は（第一）土耳其帝國の現状が維持され得る限りは其維持を謀ること  
（第二）若し土耳其帝國が壊滅に歸せざるを得ざること明となりたる時は、現状に代るべき新組織

の建設に關し豫め委細の協商を開くこと即ち是れなり。

以上の目的に付露塊の政策は全く同一なること、上に記したるが如し。若し大海軍國たる英吉利にして之に加はらんには、佛蘭西も亦英露塊の協商したる所に賛同せざるを得ざるに至るべし。斯くて列國間の衝突は避けられ、世界の平和は維持せらるゝを得べし。

露帝ニコラス一世が當時既に英國と妥協して土耳其を分割するの大野心を有せしこと、以て知るべし。而して當時の會談の對手にして且多年來其の信用せるアベルヂーンは、今英國内閣の首相となり。露帝が之を機として、上記の目的を有す協商を結ばんが爲に秘密交渉を開始せるは、敢て怪むに足らざるなり。請ふ次節に於て此交渉の顛末を語らん。

## 【三】

一八五三年一月九日聖彼得堡ヘレン大公爵夫人の邸に夜會あり。露帝ニコラスを始あ諸皇族多く來會す。英國大使シーモールも亦招かれて夫人と共に其席に在り。其夜露帝は最も懇懇なる態度を以てシーモールに近づき來り、先づ英國新内閣の成立を祝し、其の長壽ならんことを祈ると言ひ、特に首相アベルヂーン伯は殆ど四十年來の知己なればとて、之に祝意を傳へんことを求め、更に話頭を轉じて英露二國關係の甚だ親密にして意見の互に一致することに言及し、曰く、

「二國政府は最も交誼を厚くせざる可らず。而して其の必要は今日を以て特に最も大なりとす。願くばジョン・ラッセル卿（英國の  
新外相）に此語を傳へよ。我等の間に妥協存せんには、予は西部歐洲に

關して亦意を勞すること爲さず。他の列國が如何に考へ、又爲すも、敢て予の關する所に非ざるなり。土耳其に至ては是れ別問題なり。此國は今危急の狀態に在り。或は多大の困難を我等に與ふることならん」と。

露帝は突然此處に會話を斷ち、將に他に辭し去らんとしたり。然れどもシーモールは其談話の未了にして、且再び之を語るの機會なかるべきを思ひ、帝が猶握手の儘なるを機とし、帝の許可を請ふて會話を繼續したり。シーモール曰く「二國政府間に意見一致し其關係極めて親善なりとの證言は、微臣の最も聞くを喜ぶ所にして、弊國政府亦必ず大に喜ばん。併し土耳其の事件に關し、英國政府は常に憂を抱けるに因り、之に就て更に數言の保障を得ば、幸之に過ぎず」と。露帝即ち答へて曰く、

「土耳其事件は甚だ混亂に在り。國其者は將に壞滅の淵に臨めるが如し。此壞滅や甚だ悲むべき者にして、此事件に關し英露二國が完全なる妥協を爲し、互に他に語らずして決然たる處置を取らざること甚だ肝要なり」と。

シーモールは如何にも同感なりとて之に和せり。帝は更に語を續けて曰く、

「若よ、我等は今腕上に病人——大病人——を有す。予は淡泊に語るべし。若し一朝必要なる準備未だ整はざるに當り、此病人が我等の手より逸し去ることあらば、是れ實に一大不幸なるべし。併し要するに今は之を語るべき時に非ず」と。

シーモールは之に對し「陛下が彼男病めりと言はれ給ふは洵に當れり。然れども病人に對して寛大

「土耳其は大病人」

なるは、寛恕にして且強き人の任なるべし」と言ひ、暗に帝の野心を緩和せんと試みたり。斯くて帝は他日の會見をシーモールに約し、其夜は彼と手を分ちたり。シーモールは之を本國政府に報ずるに當り、附記して左の如く言へり。

「英國は今や進退に窮するの地位に在り。若し土耳其互解の曉に處すべき事に付、豫め露國と妥協を爲さざらんには、其場合に及びて不利益を受くるも苦情を唱ふるの口實を缺ぐの虞あり。若し又斯かる出來事を豫想して妥協を爲さんには、英國は却て其の常に避けんと思はれる大慘事の仲間となるの憂あり。要するに、之を約言すれば、英國は土耳其の滅亡を防ぐ目的を以て露國と密なる妥協を爲さんと欲するに、露國は土耳其の滅亡を誘致すべき事件に此妥協を適用せんと欲せるなり」(一八五三年一月十一日付報告)

然り、露帝の眞意は英國と謀りて土耳其の分割を行ふに在るなり。

同一月十四日シーモールは帝命に因り伺候し謁見せり。二人對座、他に何人も無し。露帝は先づ露國領土は過大なるに苦める程なれば、此上新に土地を求むるの心なしと言ひたる後、話頭を土耳其問題に轉じ、左の如く言へり。

「彼(此病人)は突然死するやも測り難し。死者は之を蘇生せしむること能はざるなり。若し豫めに備へざる時は、歐洲の大亂を惹起すの虞なきにも非ず。即ち此出來事に應ずべき方策を豫め協商するの必要な所以なり。若し英國と予と此事に付妥協するを得ば、他は關する所に非ず。他國

の爲し又は思ふ事は、予一も之を顧みず。予は淡泊に明白に語るべし。若し英國にして他日君士坦丁堡に據らんとするの心あらば、予は之を許さざるべし。予は勿論英國を以て斯かる意思を有すと爲すに非ず。唯斯かる場合には明白に語るを可なりと思ふに因るなり。而して予に於ては、予も亦敢て君士坦丁堡に據らざることを約するに異議なし。但し是れ固より所有者として之を爲さざる意にして、保管者としての場合は予の知らざる所なり。若し毫も豫め備ふることを爲さず、萬事を偶然の運命に放棄せざるを得ざらんには、或は四圍の事情が予をして君士坦丁堡を占領せしむるに至ることあるやも測り難ければなり。」

ニコラス皇帝の本野心が徐々に暴露され来るを見るべし。而して其の毫も豫め備ふることを爲さざらんには云々と言ふは、畢竟英國を誘ふの秋波たること言ふ迄もなし。シーモールは成るべく控目に挨拶して、之を本國政府に報じ、訓令を請へり。

英國政府は露帝の野心の制止をこそ望め、之と危険なる協商を結ぶが如きは其の全く欲せざる所なり。されば外相ラッセルは其答書に於て、先づ露帝の提供せる如き協商を必要ならしむべき危機の存在を認めずと言ひ、更に左の如く言へり。

「凡そ人間の壽命には限りあるに因り或王の死後の相続に付豫め協商を爲すが如きは道理あるも、土耳其帝國の瓦解に至りては、二十年後なるや、五十年後なるや、又は百年後なるや測り難きに、今此不明確なる出來事に對して協商を爲すは、甚だ謂れなし。加之、斯かる協商を作る時は、却て其

の目指せる出来事の発生を早からしむるの虞あり。何となれば斯かる協商は之を佛境に秘すること能はざるべく、而して一度世に公けとならんに、土耳其國內の紛擾は之が爲に新に加はり、無政府的狀態を誘ひ來るべければなり。されば寧ろ寛大以て土耳其に對し、歐洲列國が土耳其に對して有する要求は、成るべく之を友誼的商議に譲り、敢て強迫に似たる事を爲さず、軍事的示威運動は成るべく之を避くるを以て得策とすべし。」(一八五三年二月九日付シーモール宛)

シーモールは此答書に接するや先づ其大意を露相ネッセルロードに通じ、次で露帝と會見せんとしたるに、偶二月廿日或大公爵夫人の夜會に於て再び會合したり、帝は已に答書の大意を聞き居たりしが、例の如く慇懃に談話し、英國政府が土耳其を以て互解の淵に在りと爲さざるは、畢竟其實情を知らざるに因ると言ひ、若し當局大臣特に舊知のアベルヂーンと直接に面晤せんには、僅々十分間にして事を辨ずるを得べしと言へり。其翌廿一日シーモールは帝と正式の會見を爲し、ラッセルよりの公文を渡せり。シーモールは露帝が土耳其分割に熱心なるを見て、或は露境間に默契の成れるやを疑ひ、密に其關係を探らんと欲し、「此等東方事件に就ては塙地利も商議に加はらんと欲するならん」と語りたるに、帝は曰く「予が露西亞に就て語る時には、同じく塙地利に就て語るものと思ふて可なり。露西亞に適する者は塙地利にも適す。土耳其に關する我等の利益は全く同一なり」と。此語氣に徴すは、少なくとも露帝が塙地利の態度に就て憂慮する所なかりしは明なり。次で帝は愈其の土耳其分割案を示せり。曰く、

## 露帝の土耳其分割案

「モルダヴィア及ワラキア二州は事實上予の保護の下に在る獨立國たり、即ち此二州は此儘にて可なるべし。セルヴィアは二州と同一なる政治組織を取りて可なるべくブルガリアも亦同じく然るべし。ブルガリアが一獨立國たるを得ざるの理由は毫も存せざるが如し。埃及に關しては、予は其の英國に取りて甚だ重要な者たるを能く了解す。されば土耳其帝國倒れて其相續の分配を爲すに當り英國に於て若し埃及を占取せんには、予は敢て之に異議を唱へざるべし。カンチア島(一名クリト)に就ても、亦同じく然るべし。此島は貴國の用に適するならん、而して予は其の英領と爲るを得ざるの理由を發見せざるなり」と。

露帝は既に長く秋波を英國に送り、暗に土耳其分割の意を諷したりと雖も、其の餘りに冷かにして感應の無きに耐へ得ず、遂に自ら進みて其胸底の秘密を自白したるなり。帝は別に臨んでシーモールに向ひ、再び英國政府の返答を得んことを請ひ、且曰く「予の求むる所は條約にも非ず協約にも非ず唯だ意見の自由なる交換なり。已むを得ずんば紳士の一言にて可なり。吾等の間に於ては、是れ以て足る」と。其の率直に胸襟を披き、敢て徒らに虚偽を粧ふの風なきは、幾分かニコラスの性格の高く且男らしきを示すに足るが如しと雖も、要するに是れ外交に慣れず、且自己に對する英國政府の信用及好意を過信したるに因るものにして、其の英國政治家の苦笑を買ひたるは怪むに足らず。

翌三月倫敦に於ては外相ラッセル退きクラレンドン之に代りしが、新外相の意見もラッセルと異ならざりしに因り、彼は上記二十一日の分割説に答ふるに當り(三月廿三日付)其文辭は慇懃を極めた



交渉失敗に歸す

りと雖も、唯土耳其帝國の維持が英國多年の政策なることを説くのみにして、敢て夫の分割に應ずるの色を示さず。四月十八日の夜、帝はシーモールを王宮に招きて晚餐を共にし、食後別室に於て會談の際、クラレンドンの返書に付満足の色を表したりと雖も、其の交渉が全然失敗に終り、英と共に土耳其を分割する野心が一大挫折を蒙りたるは、敢て蔽ふ可くもあらず。ネッセルロードは四月十五日付書にシーモールに渡し、其中に英國政府が土耳其を以て瓦解の淵に臨めりと爲さるることに関し、英露各自に得たる報告の全く一致せざることを指摘したる後、左の如く結べり。

「土耳其の獨立及保全を脅迫して無理の要求を爲すは、土耳其政府の繼續を助くる最良法に非ざることとは、露西亞皇帝も同感なり。皇帝は舊に依て此方針に據ることを欲せらる。但し列強も皆之を以て其行爲の規則と爲し、又何人も土耳其政府の微弱に乗じて私利を求め、他人に不利を及ぼすが如き事ある可らざるなり。」

是れ分割の提議に成功せざりし爲め、翻て好言以て私心の無きを粧はんとする者にして、其の一空言に過ぎざるは、現に君士坦丁堡に於けるメンシコフの行動に徴するも明かなり。請ふ之より眼を土京に轉じ同所に於ける外交の暗闘を説かん。

## 【三】

メンシコフ公は一八五三年二月二十八日君士坦丁堡に着したり。其使命は唯夫の靈地に關する争點を協定するに在りと聲言せられたるも、露國が斯かる一小用務の爲に水師提督にして海軍大臣たる彼

土京に於けるメンシコフの使命

を特派したるの既に疑念を起さしむるに足るものある其上に、彼は多數の隨行員を伴ふて非常に其儀容を壯にし、且大に倨傲尊大の風を裝ひ、宛も土耳其の君臣を一氣に威嚇し去らんとするの色を示したり。現に彼は到着の當時、土耳其宰相訪問の歸途、外相フアド・エフェンヂの邸前を過ぎながら、故らに慣例に反きて之に立寄り、公然外相を侮辱して、之に對する不滿の如何に大なるやを示し、外相更迭の已むを得ざるに至らしめたり。君士坦丁堡駐在の列國特に英佛の使臣は之を見て、愈メンシコフの使命の決して尋常にあらずるを悟り、非常に警戒の念を深くしたり。既にして三月中旬に至り、メンシコフは新外相に向ふて種々の苦情を提出し、或靈地の保護、在土京希臘教會の修繕、並に露國公使は希臘教徒の苦情を代表すべき事等に就き、頗る錯雜せる要求を爲せり。

當時君士坦丁堡に於ては、多年英國を代表したる老外交家ストラトフォード・カンニングは倫敦に歸り、其後任者未だ任命せられざる際なりしが、英國政府は露國政府の辯解にも拘らず、メンシコフの使命の尋常ならざるを看破し、ストラトフォードをレッドクリップ卿に陞ぼし、再び君士坦丁堡に赴任せしめたり。彼は四月五日土京に達し、直に交渉の委曲を探知したる上、佛國大使ラヴァレットと相謀り、メンシコフが表面上唯靈地問題の始末の爲に來れるが如く裝へるを利用して、先づ此問題をのみ早く協定せしむることに周旋せり。是れ要するにメンシコフが諸種の問題を混淆して、曖昧複雑なる口實の下に曖昧なる要求を爲すことを妨げ、彼をして遂に明白に眞野心を告白せざるを得ざるに至らしめんとする者なり。而して一介の武弁たるメンシコフが、外交に於てストラトフォードの敵

英佛の反對

に非ざるは固よりなり。斯くて靈地問題は先づ商議せらるゝこととなり、佛蘭西の溫和の態度を取りたるに因り、五月四日には英國の周旋効を奏し、其の落着を見るを得たり。同時にメンシコフは愈其假面を撤せざるを得ざることなれり。

當時露京に於て宰相ネッセルロードは、屢次列國に向ふてメンシコフの使命の全く平和的なることを證言し、敢て他意なきを装ひたりと雖も、英國との秘密交渉は既に失敗に終り、對土交渉も最早長く假面を維持し難きに至りたれば、迅雷耳を掩ふの暇なき間に既成事實を作るの必要を認め、メンシコフに強硬なる訓電を送りて其談判の急進を促したり。さればメンシコフは靈地問題落着の翌日（五月五日）土耳其政府に條約案を提示し、五月十日迄に決答せんことを要求したり、其條約案は左の如し。

メンシコフの要求  
條約案

（第一條） 土耳其帝國內に於て希臘正教々會の從來有したる權利及特權は改めらるゝことなかるべし。

（第二條） 他の基督教徒に既に與へられ又は今後與へらるべき權利及特權は、之を希臘正教々會にも屬するものと見做すべし。

（第三條） 土耳其政府はジェルサレムに在る希臘正教々會の有する權利を維持し且尊重せしむべきことを約す。

（第四條） ジェルサレムに於て希臘教徒が専有し、又は他教徒と共同に所有する靈所の現状維持を

長く嚴守すべし。

（第五條） ジェルサレム及其他の靈地に於て、露國僧侶の參拜者は他の最惠國臣民と同等の待遇を受くべく、露國政府に於て若し他國の例に倣ひ、其臣民の爲に寺院又は病院を設けんとする時は、土耳其政府はジェルサレムの市内又は市外に適當の地所を與ふべし。而して此等の建築物は露國總領事の監督を受くべし。

此條約案は一見重大の意味を有せざるが如きも、其實ジェルサレムは言ふに及ばず、土耳其全國内に於ける希臘教徒の保護權を露國の手中に握り、夫の有名なるカイナルデー條約以來、露國がダニユープ二州の希臘教徒に對して有したる保護權を、土耳其全國内數百萬の同教徒に擴張せんとする者にして、土廷若し一度之に同意せんか、露國は土耳其の各地に於て容易に干涉の口實を得、土耳其帝國の獨立をして全く茫乎たるに至らしむべし。其の關する所や實に極めて重大なるなり。

英佛大使は共に土耳其政府に向ひ、強硬なる態度を取らんことを熱心に勸告したりしが、ストラトフォード・カンニングは猶窃に危む所あり、五月九日土耳其皇帝に内謁見を請ひ、本國政府より在マルタ島の艦隊に向て出發の用意を命ずべしとの訓令を受けたることを嚴肅に通知したり。土耳其皇帝は英國の決心の飽迄堅固なるを悟りて大に意を強うし、翌十日遂にメンシコフの要求を斥け、其の或簡條に就ては協商するを辭せざるも、之を條約の形となすには全然同意し難しと言へり。

メンシコフは大に不滿の色を示し、翌十一日更に書を送て再考を求め、土耳其政府に於て飽迄も應

其失敗と露土外交  
斷絶

ぜざるに於ては、外交關係を絶たざるを得ざるべしと脅迫し、遂に總理大臣及外務大臣を更迭せしむるに至れり。然れども土耳其政府は十八日に至り、飽迄條約を結ぶに反對したりしかば、メンシコフは同日最後通牒を送り、直に旗を捲いて歸國すべしと宣言せり。されど彼は猶斷念することを爲さず。此最後の瞬間に於て更に猾手段を弄し、條約の形に依らずして同一目的を達せんと欲し、十九日宣言書案を草して密に之を新外相レシッド・バシヤに送り之に調印して露國に與へよと請求したり。條約の形を避くるに同意して、宣言書の交附に甘んぜんとするは、露國に取り一讓歩なるに似たりと雖も、其實宣言中に上記一切の要求事項が含まるゝは言ふ迄もなく、且、其序文中に左の如き文句あり。曰く「時勢の進歩の爲に必要となりたる追加的説明に依り、露土間に存する條約中宗教問題に關する簡條の意味を確定し、以て一切の誤解を防ぐが爲に、土耳其政府は此宣言を爲す」と。然らば即ち此宣言中に載せらるべき事項は、凡て現行條約の簡條中に含まるゝと爲す者にして、事實に於ては新に嚴肅なる條約を結ぶと毫も異なる所なし。是れ耳を掩ふて鈴を盗まんとするもの、其の人を愚弄するの甚しきや、敢て言を待たず。流石の土耳其外相も斷然之を斥け、メンシコフは遂に二十一日其の隨員全體と共にオデッサに向け出發し、露土外交關係は愈茲に斷絶となれり。

露京のネッセルロードは今一度最後の交渉を試みんと欲し、五月三十一日付書を、土耳其外相レシッド・バシヤに送りて再考を促し、八日内に夫の宣言書を在オデッサのメンシコフに渡さんことを求め、若し猶之に應ぜざる時は、直に露兵をして國境を越えしむべしと言へり。此書は六月九日バシヤ

露軍のダニューブ  
二州占領

に達したるに、彼は同十六日之を拒絶せり。是に於てベッザラビア駐屯の露軍は、何等宣戰狀の發せらるゝを待たずして、七月三日ブルト河を渡り、直にモルダヴィア及ワラキアの二州を占領せり。同時にネッセルロードは七月二日付廻狀を列國に發し、露國が此二州を占領するは敢て攻撃的戰爭を爲すには非ず、「無形の保障」を拒絶せられたるに因り、一時其の代りに「有形の保障」を取るものなりと辯解せり。是れ固より強辯以て表面を糊塗せんとするに過ぎず。露帝は遂に骰子を投じたり。東方の危機は遂に破裂したり。夫の病人國は將に北熊の貪嚙を受けんとす。列國は果して如何の態度を取らんとする乎。

#### 第四章 クリミア戦争(其二)

##### (英佛同盟並に奥普の態度) (一八五三年—一八五四年)

- 〔一〕 英佛艦隊ベシカ灣に集まる。奥地利の窮地と其調停策。土耳其の宣戦。英佛艦隊ダルダネルに入る。露帝の宣戦。
- 〔二〕 維也納の協議。シノーブ事件と形勢の急轉。英國内閣とバームレストン。英佛艦隊黒海に入る。英佛露外交断絶。露國と奥普。
- 〔三〕 英佛の最後通牒。英佛の宣戦。英佛土同盟條約。英佛同盟條約。奥普同盟條約。四大保障の維也納覺書。

#### 〔一〕

露軍は既にダニュートブ二州を占領したり。同時に露西亞の秘密運動委員はブルガリアに於て檄文を頒布し、露土の衝突は宗教に基くと聲言し、宗教の名に依てバルガン半島のスラヴ民族を煽動し、且又希臘が一八三二年の條約の境界に不平なるに乗じ、密に之を説て土耳其領セッサリー及エピルスの叛亂を助けしめ、以て内外前後よりして土耳其政府を苦めんとしたり。形勢變じて此に至る。問題は最早露土の間のみ限れるに非ず。今や露西亞と列國特に英佛は互に辭令の假面を撤して公々然相争はざるを得ざらんとす。而して其中間に立てる奥地利は其地位の常に困難なるだけに其外交も最も暖

昧を極め、然も一時の偷安の爲に大禍を後日に遺さんとす。

抑も佛蘭西は靈地問題の始まりより常に露西亞の當面の敵たり。且其の近東に於て露國の勢力の増進を妨ぐるに熱心なるは、既に二十年前ウンキアル・スケレッシー露土同盟條約に強く反對したるに徴するも明なり。而して英國に至ては亦ビット及カンニング以來土耳其を擁護して露國の南下を制止するを其政策と爲し、特に刻下の問題に關しては、露國が表面にメンシコフの使命の平和的なるを屢次證言したるにも拘らず、其態度の非常に脅迫的にして、且遂には外交を絶ち、兵力の壓迫を加へんとするを見、輿論は甚しく激昂したり。斯くて英佛艦隊は既に六月上旬、ダルダネル海峡外なるベシカ灣に集まり、將に機を見て同海峡に入らんとしたり。次で七月に入り、露兵愈ブルト河を渡りて土耳其領に侵入するや、佛國外相ドルーアン・ド・リュイは同月十五日付抗議書を露國に送り、露國に於て妄りに土耳其の領土を犯す以上は、英佛の艦隊はダルダネルに進入するを得べしと宣言したり。

然れども英佛政府は始めより開戦の決心を有したるに非ず。ナポレオン三世は列國會議を開て露土の争議を決せんには、戦争の危険を冒すことなくして自己の聲望を高むるを得べきを思ひ、其外相をして六月中旬列國會議説を提唱せしめたるも、奧地利は之を以て露西亞に壓迫を加ふるの嫌ありとて反對したるに因り、不成立となれり。然も佛帝は未だ他の強硬なる手段を取るに就ての一定の考案を有せず。英國に於ては輿論は激昂し、又閣員中強硬政策を主張する者無きに非ざるも、首相アベルディーンは露帝の信じたるが如く平和主義の人にして、敢て容易に動くことを好まず。從て其内閣は未だ

英佛艦隊ベシカ灣に集まる

明確の決心を爲すに至らず。其の開戦に決したるは實に數月の躊躇の後なりしなり。故に英佛二政府は一方に於てベシカ灣に艦隊を集めながらも、猶極めて自重觀望の態度を取り、露帝が二州を占領しながら之を戦争に非ずと自稱せるを奇貨とし、土廷に説て輕舉を避けしめ、成るべく商議並に準備の餘地を長くせんと欲したり。而して奧地利に至ては、關係者間に立ちて調停を試み、以て戦争の破裂を防がんことを熱心に希望したり。

蓋奧國政府は僅に三四年前露西亞の援助に依て匈牙利の獨立運動を鎮定したることあり。又其の普魯西に對してオルミュツ協約の勝利を得たるも、露帝の助力に負ふ所少なからず。即ち恩義の關係上露國を助けざるを得ざるの地位に在り。加之若し一旦露國と絶ち其怒を買はんには、國內のスラヴ民族は露帝の煽動に依て叛亂を起すに至るやも測り難し。然れども更に他の方面より見るに、露西亞が土耳其に向ふて其勢力を伸ばすの、奧地利に取り大に憂ふべきは言ふまでもなく、若し此露西亞對英佛の争に於て、露西亞を助けて英佛の敵とならんには、奧地利は非常に危険なる地位に陥り、其國の安全も或は保し難からんとす。故に奧地利は成るべく双方の間に調停を試みて戦争の破裂を防ぎ、依て以て一は露西亞が土耳其を侵略するを妨げ、一は以て自國が二交戦者間の窮地に陥るを免れんと欲したり。

斯くて奧相ビュオルは、一方に於て佛の列國會議説に反對したる後、露帝の同意を得て、露土調停案の協議を開かんことを發議したるに、未だ開戦の決心に達せざる英佛は之に同意し、茲に維也納に

奧地利の窮地と其調停案

於ける英佛奥普の會議となり、七月二十八日を以て露土双方に送るべき調停の覺書を議定したり。然れども此覺書は利害相反する露土兩國をして等しく満足せしめんと欲したる者なるが故に、其文意自から曖昧糲稜を極めたり。而して文意の曖昧にして幾多の解釋を爲し得るは、露國の頗る便とする所なるに因り、露帝は直に之に同意したりと雖も、土耳其は十分に疑義を明にするの必要を認め、修正を要求せり。英佛は寧ろ好意を以て此要求を迎へたるも、露帝は斷然之を拒絶し、ネッセルロードは九月七日調停列國に向ひ、今後露土國交の復舊を圖るの責は唯土耳其に在ること、換言すれば列國は土耳其を放棄するの意なることを、土耳其に向ふて宣言せんことをすら請へり。英佛二政府は形勢の愈危険なるを認め、九月下旬佛國政府の意見に基きて、在土京の大使に訓令を送り、必要の場合には一八四一年七月の海峡條約に頓着なく、軍艦を君士坦丁堡に呼寄すべきを命じたり。但し其の形式は土耳其皇帝の請求に因り、之を爲すが如くに裝ふ筈なり。土耳其皇帝は海峡條約の規定に従ひ、戦時には外國軍艦をして海峡に入らしむるを得ることゝなれるなり。露國は二政府の此決心を聞き、露土は猶平和の關係に在りと強辯して抗議を申込みたるに、英國外相クラレンドンは十月一日之に答へて露兵の二州占領以來平和は中絶せりと言ひ、且英國政府は既に在土京の大使に向ひ、一部艦隊のみならず更に全艦隊を呼寄するの訓令を發したりと附言したり。蓋溫和なるアベルヂーン内閣もパーメルストンの熱心なる主張に依り、徐々に強硬の度を加へ來れるなり。

一方に於て露帝ニコラス一世は、九月下旬ネッセルロードを伴ふてオルミュッツに來り、奥帝フラ

ンツ・ヨセフ並にビュオルと會見し、奥より援助の約を得んことを謀りたり。奥帝は敢て援助を與ふるの約を爲すを肯んぜざりしも、猶甚しく露帝の感情を害せざらんが爲め、之と調停に關する協議を凝らし、結局新に調停列國より土耳其に通牒を送り、「土耳其に於て維也納覺書に調印を約するに於ては、英佛奥普の四國は、露帝の要求する所は宗教上の現状維持と他日他の基督教徒に與へらるべき利益に希臘教徒も均霑すべしと云ふに過ぎずして、決して土耳其帝國の獨立を害し其内事に干渉するの心あるに非ずとの宣言書を、露帝の證言に基き土耳其政府に渡すべし」と告ぐることにせり。露帝來訪の目的が斯る姑息なる案を得るに非ざりしは勿論にして、又其の一時を糊塗する奥の窮策に過ぎざるは、敢て言を待たず。而して所謂「露帝の證言に基きて」列國より其の異心なきことを保障するも、實際に於て何等の効なきは亦勿論なり。英佛は果して此保證宣言の案に反對し、ビュオルの計畫をして水泡に歸せしめたり。

奥國政府の姑息なる調停策が失敗を重ねつゝある間に、土耳其に於ける人心の激昂は益々強烈となり、露國の無法なる侵入に對し速に宣戰すべしとの説は、次第に土廷を動かし、九月廿六日の大會議に於て遂に開戰に決したり。次で十月四日宣戰の詔勅を發し、翌五日二州占領軍の司令長官ゴルチャコフに書を送て撤兵を要求し、其書の着後十五日内に撤退の明答を得ざる時は、交戰を開始すべしと告げたり。ゴルチャコフは十月九日此最後通牒に接し、敢て讓歩の色を示さず、翌十日之に答へて和議又は撤兵に關し何等の訓令をも受け居らずと放言せり。而して此月の八日土廷は既に英佛大使に向

英佛艦隊ダゲネルに入る  
露帝の宣戦

て、其艦隊をダゲネル海峡に入れんことを求めしが、同二十二日英佛艦隊は愈之を實行して君士坦丁堡に赴けり。露帝は十一月三日正式に土耳其に向て宣戦を布告し、其戦を目して「東方に於ける希臘正教の防衛」と呼び、盛んに人民の宗教心に訴へたり。

【10】

露西亞皇帝は此時に於ても奥普が好意的中立を守るべきを確信し、又英國が佛蘭西と結んで開戦するに至らざるべきを豫想したり。而して其の英國に對する觀察は敢て全然誤謬なりしに非ず。當時英國の内閣は未だ開戦に決せず、バームエルストンは初夏以來常に強硬なる政策を主張し、既に其同僚をして幾分かは其説に傾かしめたりと雖も、首相アベルチーンは皇婚アルバート親王と共に平和の維持を希ひ、成るべく外交的商議に依て事の落着を圖らんと欲したり。而して奥地利が最も熱心に此種の希望を有するは固より言を待たず。斯くて十一月末に至り、ビュオルを首坐とする維也納の喜劇は又試みられ、今回は土廷に向て平和條約の談判開始に同意すべき條件を問ふに決し、英國自ら其文案並に議定書案を草したり。議定書には土耳其に新通牒を送るの理由を説明して、露帝は土耳其の保全及獨立に關する證言を與へ、土耳其皇帝は又條約を履行し基督教徒を保護すべきことを證言せる以上は、妥協の成立は困難ならざるべしと言へり。維也納使臣會議は十二月五日之を可決し、直に君士坦丁堡に向て之を發送せり。然るに此時偶一大飛報は突如として黒海岸より來り、形勢に一大急轉を與へたり。

維也納の協議

シノーブ事件と形勢の急轉

十一月三十日黒海の露國艦隊は不意にシノーブ港に進入し、灣内に碇泊中なりし土耳其艦隊に襲撃を加へて其の十一艘を破壊し、死者四千人以上に達せしめたり。之を聞くや、土耳其人は非常に憤激し、列國も亦俄に警戒の念を強め、今迄陰暗曖昧を極めたる外交界をして、急に一轉して決然たる大活動の舞臺に入らしむることゝなれり。

是より先き英佛艦隊は既にダゲネル海峡より入りて君士坦丁堡の前に在りしが、土耳其政府はシノーブ事件の報に接するや、十二月四日付英佛大使に向ひ其艦隊を黒海に入れんことを請へり。英佛艦隊一度黒海に入らんか、是れ愈兵力を用ひて土耳其を助くるを意味する者にして、英佛の返答如何は非常に重大なる關係を有するなり。而して佛帝は既に決心する所ありと雖も、英國のアベルチーン内閣は此危急の時機に臨みても未だ最後の決心を爲さず、大に躊躇の色を示し、主戦論の主張者バームエルストンをして一時辭表を提出せしむるに至れり。

抑もバームエルストンは身内相の地位に在りながら、得意の外交問題に其精神を傾注し、首相アベルチーン及外相クラレンドンに向て、初夏以來常に熱心に強硬政策を主張し、アベルチーンの軟弱なる態度が往々露國をして大誤解を抱かしめんとせるを指摘して、寧ろ明白に英國の決心を露國に告ぐべしと論じ、夫のダゲネルに艦隊を入るゝに決するに就ても、バームエルストンの盡力は大に與つて功ありしなり。十月上旬彼は更に一步を進め、(一)、露土宣戦の場合には直に英佛艦隊を黒海に入らしめ、露國艦隊に向て或港内に退かんことを求めしむること、並に(二)、土耳其帝國の獨立及保全を維

英國内閣とバームエルストン

英佛艦隊黒海に入る

持する爲に英佛は土耳其と同盟條約を結ぶべきことを内閣に提議したることあり（十月七日）。當時首相アベルヂーンは此説を容れざりしも、バーメルストンは毫も屈せず、特にシノープ事件の報に接するや、益々其決心を固くし、先づ上記第一項の實行を求めたり。然るにアベルヂーンは猶之に同意せざるを以て、バーメルストンは遂に十二月十五日辭表を提出したるに、英國の輿論は非常に激昂し、内閣の優柔を責めてバーメルストンの主戰論を助けたり。是に於て英國政府も遂に決心し、十日の後バーメルストンを再び内閣に復らしめ、佛帝の提議に基きて聯合艦隊を黒海に入れ、露國艦隊を或港内に退かしむるに決したり。此決心に伴ふて必要の訓令は直ちに君士坦丁堡に向つて發送せられ、英佛聯合艦隊は愈翌一八五四年一月四日を以て黒海に入り、同時にセバストポールの露國司令長官に向て、其艦隊が黒海に出動巡航せざらんことを要求し、是れ露土艦隊の衝突を防ぎ、シノープの如き慘事をして再び生ぜざらしめんが爲なりと宣言せり。危機の破裂、今や實に一髪の間迫れるなり。然り、佛蘭西は既に決心せり。英吉利も亦漸く決心せり。残る所は唯宣戰を爲すに於ての適當の形式に過ぎず。然れども板挟みの地位にある塙地利は益々煩悶の度を加へ、一日も長く外交的商議を繼續せしめて、其の曖昧の態度を維持せんと欲したり。是より先き十二月五日の維也納覺書が未だ君士坦丁堡に着せざる時、同地駐在の英佛塙普の代表者は、シノープ事件に引續きて直に會議を催し、或中立國に於て會を開き、平和條件を議せんことを土廷に提議したるに、十二月末土廷は之に同意し、其會議に於ては第一に二州の撤兵を議し、次に平和回復の問題に及ばんことを求め、大體の平和條件

を示したり。塙相ビュオルは此商議の報を得て窃に喜び、維也納使臣會議に説て之に是認を與へ、一月十三日（一八五四年）塙より之を露に交渉するに決したり。然るに露は撤兵問題は平和條件決定の後に來るべき者にして、顛序を顛倒せりと主張し、敢て之に應ぜず、外交的商議の手綱は直に斷絶に歸せり。塙の苦悶想ひ知るべし。

一方に於て露西亞は英佛に向ひ、其艦隊が黒海に進入して、在セバストポール露國艦隊の出動を禁じたるに對し、抗議を申込みたるに、英佛政府は敢て之に満足なる答辯を與へざるを以て、遂に四月四日英佛に駐在せる露國大使は引揚を宣言し、同時に英佛政府も其使臣に歸國を命じたり。其の前後に於て、佛帝は一月二十七日親翰を露帝に送り、ダニューブ二州の撤兵を勸告したるに、ニコラス一世は二月八日付不遜の言辭を以て之を拒絕し、且「露國は一八五四年に於ても亦能く一八一二年に爲せし所を爲すを得べし」と揚言せり。是れ大ナポレオン莫斯科退却の事例を引きて佛國を侮辱し且威嚇する者にして、其意既に開戰に決せるは明なり。

露帝は今や英佛の同盟すべきを眼前に認めながら、之と一戰を試むるに決心したるが、併し之に先ちて塙普に説き其好意的中立を確むるの得策なるべきを思ひ、一月中特使オルロフを維也納と伯林とに送り。然れども塙相ビュオルは此特使に向ひ、露國はダニューブ河を渡らず又土耳其の保全を尊重する證言を守るべきや否やを質したるに、オルロフは明答を與ふるに苦みたり。是に於てビュオルは嘗に中立を約すること能はざるのみならず、露兵若しダニューブを渡らば、塙は必要の手段を取ら

英佛露外交斷絶

露國と塙普



ざるを得ざるべしと答へたり。即ち露帝の豫期は全く水泡に歸したる者にして、數年前シュワルツェンベルヒが言へりしと云ふ「塙地利は忘恩に因て世を驚かすべし」との語は、今や將に實現されんとせるなり。而して是れ塙の地位としては誠に已むを得ざる者あるに因るとは云へ、其の露國君臣の大怨恨を買へるは勿論なり。又普魯西は始めより英佛を助けて露に敵するの意毫頭も無く、特に普王は露帝に對して多くの好意を抱き、又政府の内外に親露派の人少なきに非ざると雖も、同時に又自由派の者は露國を忌み、愛國者は露國がオルミユツの屈辱に關係せるを怨み、敢て之と結ぶを欲せず。此等の事情の爲に、普魯西政府は敢て全然露國の希望に應ずることを爲さず、伯林に赴ける露國特使も十分の成功を收め得ずして終れり。

## 【三】

既にして英佛と露との關係は愈切迫し來れり。英佛政府は一八五四年二月二十七日付最後通牒をネッセルロードに送り、モルダヴィア及ワラキアより四月三十日迄に撤兵を實行完了せんことを求め、且六日以内に決答を使者に與へよと迫り、拒絶又は沈黙は之を宣戰と同一視すべしと言へり。此公文を携帶せる使者ブラックウッドは伯林及維也納に立寄り、塙普政府が此要求を助けんことを求めたるに塙は同意したるも、普は曖昧に答へたり。蓋普魯西は露西亞を助くることを欲せざるも、又他と結んで之に敵意を示すことを希はざるなり。使者ブラックウッドは三月十三日露京に着し、翌十四日英佛領事は各其の最後通牒をネッセルロードに交附したり。ネッセルロードは十九日に至り之に答へて曰

## 英佛の最後通牒

## 英佛の宣戰

「露國皇帝は之に如何なる答をも與ふるを適當なりと思はれず」と。危機遂に破る。英佛政府は二月十七日各其の議院に於て開戰を宣言せり。

## 英佛土同盟條約

露と英佛間の關係は今や外交の時期を出でて、戰爭之に代らんとす。然れども他の方面に於ては、列國互に同盟を作らんとし、爲に外交の多忙を極めたり。第一に英佛土の同盟條約は三月十二日君士坦丁堡に於て調印され、英佛は露國の侵略に對し兵力を以て土耳其を助くること、並に交戰終りを告げ、平和條約成立したる時は、應援軍隊は四十日以内に土耳其領内より撤兵すべきことを約したり。

## 英佛同盟條約

英佛は更に其同盟を確實にする爲に、四月十日倫敦に於て別個の同盟條約を結び、土耳其領内より外兵を逐ふが爲に海陸の力を合して共同運動を爲すこと、並に英佛二國の目的は歐洲勢力平均の維持に外ならざるに因り、二國は事件の成行如何に拘らず、決して私益の獲取を爲さざるべきことを約したり。其前日即ち四月九日、維也納に於ける英佛塙普の代表者は議定書に調印し、和議交渉の最後條件として土耳其帝國の保全を擧げ、其第一として二州還附の必要なることを記し、且四國政府は其共同の目的を達する爲に便宜なる方法に就て協商すべしと言ひ、又此提携の爲に如何なる事件となるも四國は敢て單獨に他に諮らずして上記の趣意に反する協商を露西亞又は他の國と結ぶことなかるべしと約したり。

此四月九日の議定書を見る時は、塙普も今は英佛と共同の態度を取るに決したるが如きも、事實は未だ然るに非ず。英佛は塙地利を味方と爲すに非ざれば、到底陸地より露西亞を攻撃すること能はざ

るに因り、之を説破するに大に盡力したりと雖も、又奥地利が一步一歩次第に露西亞より離れて英佛に近づきつゝあるは事實なりと雖も、併し奥地利にして愈決然たる態度を取らんと欲せば、先づ普魯西の意向を確めて後顧の憂を絶つを要す。然るに普魯西に於ては、露西亞に敵意を示すに反對する者甚だ多く、且東方事件を機として露西亞に親むべしとの論者も、次第に勢力を増せり。曰く露西亞は二世紀來普魯西の自然の同盟者なり。特に獨逸の覇權に關し、普魯西は早晚奥地利と一大決闘を試みざる可らざる地位に在り。而して之が爲には露西亞と結ぶこと最も必要なり。若し東方事件に關し、奥地利を助けて之に成功を得せしめんには、其勢力は増加し、從て普魯西の不利益となるべし。競争者の成功を助け、且自己の自然の同盟者の不満を買ふが如きは、愚の極なり。即ち寧ろ奥地利を牽制して其自由行動を妨げ、以て間接に恩を露國に賣るの策を取るべしと。是れ普魯西の所謂十字架黨等保守派の最も熱心に主張したる所にして、當時フランクフルトに駐在せるビスマルクは、屢々意見書を伯林に送りて此政策の爲に全力を盡したり。

普魯西人中の有力なる意見は上の如くなれば、伯林政府の對奥態度の如何なるべきや、略之を推知するを得べし。四月二十日（一八五四年）普魯西は東方事件に關し、伯林に於て奥と同盟條約を結びたるも、其の規定する所は實に不得要領を極めたり。本條約に於て二國が互に其領土を保障し、他國の攻撃に對して互に相助くること、並に獨逸の權利及利益が侵害を受けたる時にも、二國は互に相助くべきことを約したるは可なるも、何人も奥普を攻撃せんとする者無き當時の場合に於ては、斯かる

## 奥普同盟條約

約束は多くの意味を有せず。又附加條約に曰く「奥地利は露西亞に向ひ、土耳其侵入の中止並にダニューブ二州より早く撤兵するの保障を要求すべく、普魯西は此要求を助くべし。而して此要求が満足の答を得ざる時に取るべき處置は、二國何れか其領土を攻撃されたる時に全兵力を以て互に相助くるの趣意に基く者とす。而して露西亞が二州を合併し又はバルカン山脈を越えたる場合に於てのみ、攻撃的進軍を爲すべし」と。露西亞が満足の答を爲さざる時は、防禦同盟の趣意に基きて相助くべしとは何を意味するや、甚だ不明瞭なり。現に六月三日奥地利は此條約に基きて露西亞に要求を提出し、拒絶せられたるを以て、普魯西と共に善後の方法を協議せんとしたるに、普魯西は敢て之に應ぜざりき。又終りの攻勢的進軍實行の條件の如きは、露西亞が將に英佛に對して防禦的地位に立たんとせる以上、殆んど實地に起るの虞なき者たり。然も普魯西は事獨逸に關するに因り、獨逸聯邦會議の賛同を求めざる可らずと唱へて、成るべく時機を遷延せしめ、且自己の不活動の責を他に嫁せんとしたり。斯くて此條約はフランクフルト獨逸聯邦會議に提出せられたるが、果して議論紛出し、漸く七月二十四日に至りて其賛同を得たりと雖も、元來露西亞に對して多くの同情を有する獨逸諸小國は、今後何事を爲すにも先づ其協議に與からんことを要求し、事毎に奥普を掣肘して其活動を妨げんと欲したり。而して是れ普魯西の寧ろ喜ぶ所にして、普魯西は實に陰密に諸小國を使喚して反對を爲さしめつゝありしなり。斯くて普魯西は密に恩を露西亞に賣りつゝある間に、奥地利は益々手足の自由を失ひ、益々英佛の怒を買はんとす。

然れども奥相ビュオルたる者、此窮地に立ちて空しく英佛の怒を買ふの不利を悟らざる筈なく、且六月上旬露西亞に向て土耳其侵入の中止と二州撤兵の保障とを要求して拒絶せられたるに意自ら平ならざる者あり、即ち更に有力なる方法に依て英佛の猜疑を釋き、且露帝を威嚇せんと欲し、幾多商議の末、八月八日維也納に於て英佛の使臣と共に所謂「四大保障」の覺書に調印したり。（普魯西は之に加はることを拒みたるなり）。

此覺書は今後の平和條約の基礎となるべき原則を定めたる者にして、大に重要な性質を有す。而して其の所謂「四大保障」即ち露土間の關係を明にして今後の紛争を防ぐ爲の條件は左の如し。

(一)、モルダヴィア、ワラキア及セルヴィアに對する露西亞の保護權を廢止して、之に代ふるに列國の連合保障を以てする事。

(二)、ダニュープ河の航行を自由にする事。

(三)、ダルダネル及ボスフォラス海峡に關する一八四一年七月十三日の條約を修正する事。

(四)、露西亞は土耳其帝國の臣民に對して一切宗教上の保護を與ふることを止むべく、而して列國は土耳其政府に請ひ、各種の基督教徒の特權を確保せしむることを圖るべき事。

要するに是れ東方に於ける露國宿昔の政策に對し、正面より一大打撃を加へんとしたる者にして、狡猾なる普魯西が斯かる覺書に加入するを拒みたるは怪むに足らず。而して奥地利が之に同意調印したるは、愈英佛と共同運動を爲すべき最後の決心を爲したるを示すに似たりと雖も、其實奥地利は未

だ此決心を爲せるに非ず。特に露帝は曩に六月三日の奥地利の要求を拒絶したるにも拘らず、飽迄ダニュープ二州の占領を繼續する時は、奥地利に開戦の口實を與ふべきを思ひ、又ダニュープ方面より南進するよりも、退いて防禦的陣勢を取るを得策となし、七月三十一日以來二州より撤兵したり。而して奥地利は六月二十三日の奥土條約の規定に従ひ、露兵に代りて二州を占領し、平和克復まで之を保護することとなれり。是れビュオルが其外交の一大成功として誇りたる所なり。而して此時以後は奥地利が最も憂慮したりし二州及びバルカン方面の形勢は大に安穩と爲りたるに因り、最早深く露西亞と争ふべき理由存せず。されば奥地利は一方に於て「四大保障」の覺書に調印しながら、猶依然として微溫的態度を守らんと欲したり。

## 第五章 クリミア戦争(其三)

### (セバストポール並に巴里公會)

(一八五四年——一八五六年)

- (一) クリミア遠征。其不成功。英國內閣更迭。英佛奧同盟條約。サルチニア英佛と同盟す。カヴールの外交策。
- (二) 維也納の平和條件協議會。露帝ニコラス一世の死。協議會の失敗。セバストポール陥る。瑞典同盟に加る。奧地利漸く決心す。奧地利の最後通牒。露西亞の屈服。
- (三) 巴里平和會議。土耳其の國際的新地位。其獨立及保全。海峽閉鎖。黑海中立。モルダヴィア及ワラキア。セルヴィア。アランド群島。
- (四) 公會に於ける他の諸問題。海上法に關する巴里宣言。公會と伊太利問題。クリミア戦争の結果。

### 【一】

此時に當り露西亞軍及同盟軍間の戦争は如何なりし乎。英佛は一八五四年三月末愈宣戦し、四月二十一日聯合艦隊はオデッサを砲撃したるも、未だ一種の示威運動たるに過ぎず。陸上より露國を攻むるは最も有効なる方法なるも、奧地利が同盟軍に加はらざる以上は、到底之を實行するの望なし。さればバーメルストンの如きは、直にクリミアを衝くべしとの意見を抱きたりしが、英佛二政府は遂に之に決し、同盟軍は九月十四日を以て、セバストポールの北方に上陸せり。是れクリミア戦争の始なり。

其不成功

り。當時英吉利は二萬一千五百、佛蘭西は三萬、土耳其は六千の兵を有し、セバストポールにはメンシコフの下に約五萬一千の兵あり。同盟軍は始め一擧にして敵を倒すを得べしと信じたり。然れども露兵の抵抗は非常に頑強にして、且同盟軍は總司令長官を有せざるが爲に行動の連絡を缺き、攻撃の経過は敢て豫期の如くに良好なるを得ざりき。九月二十日同盟軍がアルマに勝利を得、又十月五日後セバストポールを包圍したるは可なりしも、其後度々砲撃を加ふるも何等の効なく、包圍は毫も其歩を進めず。特に十一月五日のインケルマンの戦に於ては、同盟軍は辛うじて勝利を得たりと雖も、同時に非常なる損害を受け、露軍は其力の決して侮り難きを實證したり。従て同盟軍は更に新計畫を立つるに非ざれば、到底セバストポールの敵を倒し難きこと明白となれり。加ふるに此十一月の十四日より寒氣頓に酷烈となり、雨と雪とは連日降り續きて、作戦と貨物の運搬と、共に之を行ふに由なく、同時に寒氣に死し疫病に斃るゝ者非常に多く、其の慘狀實に言語に絶したり。

英國内閣の更迭

クリミア遠征軍の不成功と共に、軍隊の支給及び病院施設の不完全は、大に世人の注意を喚起したり。就中英國に於ては、之が爲に政府を攻撃するの聲非常に高く、遂に議院の大問題と爲り、アベルヂーン内閣は一八五五年一月三十日辭職するに至れり。其後任に就ては一時大に行難みたりしが、二月五日夫の主戦黨の巨魁たるバームレストン首相となり（外相にはクラレンドン留任）、一方に於ては銳意軍隊行政の刷新を實行すると同時に、熱心に戦争を繼續するの政策を取れり。又佛帝ナポレオン三世は一時自ら將として出征せんと欲したりしも、其臣僚中には帝の外征を諫むる者あり、又英國も

之を好まざるに因り中止と爲れり。併し其の飽迄も此戦争を遂行せんとせるは固より英に異ならず。然れどもクリミアに於ける同盟軍は、初夏の季節に至るまでは敢て著るしき活動を爲す能はざりき。

クリミアに於ける同盟軍が苦戦慘憺たる其間にも、歐洲外交界の折衝商議は、猶嘗て止むことなかりき。否、交戦の困難の強く感ぜらるゝと同時に、外交家は益々其秘術を盡さんとしたり。

英佛二國はクリミアの容易に抜き難きを發見すると同時に、他に同盟を作るの必要を痛切に感じたり。而して奥地利は八月八日の「四大保障」の覺書に調印し、英佛と共同の態度を取るの風を示したるにも拘らず、二州占領に満足して亦動くの色なきに因り、英佛は奥の敵なるサルヂニアを誘ひ、之と同盟を結ぶの商議を始めた。此商議を傳聞したる奥國政府は漸く意を決し、一八五四年十二月一日維也納に於て英佛と同盟條約を結べり。其要項左の如し。

(一) 三國は維也納協議會の度々宣言したる所に基き、先づ互に協商したる後に非ざれば露國と商議を開かざるべし。

(二) 奥土條約の結果として二州を占領せる奥地利は、今後露軍の再侵入に對し、其國境を守るべし。

(三) 露奥間に開戦を見る時は英佛は奥を助くべし。

(四) 維也納協議會の定めたる條件に基きて本年中に平和回復せられざる時は、三國は其同盟の目的を達するに有効なる方法を直に講究すべし。

## （五）普魯西に加入を求むべし。

此條約に於ては、年内に平和回復せられざる場合に對する簡條を以て最も重要な者とす。然るに此場合に於て塙國は唯「有効なる方法を直に講究すべし」と約せるに過ぎず。即ち彼等は飽迄も實地活動の義務を負ふを避け、外交的商議の餘地を保留せるなり。其の同盟條約調印の目的が英佛を助くるに在らずして、唯之と離れざらんが爲なるは明なりと謂ふべし。

然れども一方に於て英佛及サルヂニア間の商議も成立を告げたり。一八五五年一月二十六日チュリオンに於て調印せられたる同盟條約に因り、サルヂニアは一萬五千の兵を英佛に供給することを約し、其費用は自辨とし、唯英國との附屬協商に於て、四朱利付百萬磅の公債募集の約を得たり。

當時クリミアに於ける戦況に心を痛め、又塙國の曖昧なる態度に不満なる英佛二國が、サルヂニアに向て同盟を求めたるは敢て怪むに足らざるも、サルヂニアが喜んで之に應じたる理由に至ては、一言を費すべき必要あり。抑も露西亞は一八四八年の春サルヂニアが塙地利に開戦したる時以來、事實上之と外交を絶てりと雖も、是れ唯塙地利に對するの好意に出でたるに過ぎずして、サルヂニアと露西亞の間には何等恩怨の關係あるに非ず。且刻下の問題たる東方事件に關しては、サルヂニアは敢て直接の利害關係を有するに非ず。加ふるに國內財政上の事情を思ふ時は、到底兵を國外に動かすべき餘力あるに非ず。故に露國對英佛の此戰に於てサルヂニアは寧ろ中立を守る可かりしなり。然れども一八五二年十一月以來首相となれるカヴールは夙に英佛の後援に依て塙地利を伊太利より驅逐し、依

サルヂニア英佛と  
同盟す

カヴールの外交政  
策

て以て伊太利統一の大業を成すの方針を取り、常に之に基て其政策を定めたり。されば今クリミア戦争に際し、英佛が塙の態度の曖昧なるに不平を抱き、サルヂニアに向ふて同盟を求め來るを見るや好機逸す可らずと爲し、果斷一番大膽なる政策に因て將來の大基礎を築かんと欲したり。同時に其兵をして英佛の雇兵とならしむるは甚だ不面目なるが故に、同等の資格を以て此戰に加はり唯軍費を得るに於ての便宜を與へられんことを英に求めんと欲したり。王ヴィクトル・エマニュエルは直にカヴールの意見に同意したるも、政府部内並に議院内に於て、之を冒險に過ぐと爲して反對するもの少からず、或は曰く、少なくとも同盟の交換條件として、ロムバルディーをサルヂニアに合するの保障を英佛に求むべしと。現に外相ダボルミダ將軍の如きも此説を固守したり。然れどもカヴールは、窃に思へらく、若しサルヂニアに於て多くの要求を提出し、時機を遷延せんには、其間に塙は或は最後の決心を爲し、英佛に實力の援助を約し、其報酬として伊太利に於ける現状維持の約を得んも測り難しと。即ち一切の障害を排し、速に無條件にて同盟條約を結ぶに決し、外相ダボルミダを罷めて自ら其椅子を取り之に調印せり。調印後カヴールは其友に語りて曰く、「予は一大責任を負ひたり。併し予は敢て關せず。將來如何の結果となるにもせよ、予は良心に於て神聖なる義務を行ひたることを信ず」と。然り、彼は國內の反對にも拘らず、此大決斷を斷行して、非常なる責任を負へり。然れども伊太利統一の基礎は實に此條約に因て築かれたり。カヴールは實に眼前の苦痛を忍びて、遠大の利益を期したるなり。當時倫敦に在りたる普魯西公使ウーゼドムは此條約を評して曰く、「是れ塙地利の耳に於て

放たれたる一發のピストルなり」と。奥地利が如何の感を爲せしや、以て知るべし。

## 【三】

サルヂニア一萬五千の兵を以て同盟に加入し、戦争の局面は新に活潑を加へんとしたるも、時正に極寒にして、一切の軍事行動は殆んど中止の状態に在り、従て維也納に於ける商議は依然繼續せられたり。奥地利が十二月二日の條約に調印したる後も、唯外交的商議を繰返すに熱心なるは勿論とし、英佛二國も寒氣の爲めクリミアに於て活潑なる行動を取る能はざるを以て、敢て性急に維也納協議會を破ることを爲さず。斯くて在維也納三國代表者は善後協商の要點を露國に示して其意見を質すに決し、一八五四年十二月二十八日付覺書を作り、之を在維也納の露國大使ゴルチャコフ公に與へたり。而して三國の要求は四箇條より成り、夫の八月八日の「四大保障」と同一なり。

ゴルチャコフは此等の四條件を以て商議の出發點となすには同意したるも、其商議が未だ多くの進行を見ざる内、露帝ニコラス一世は其冒險的政策の失敗に煩悶の餘り、一八五五年三月二日俄かに病に斃れ、長子アレキサンドル代りて帝位に即けり。新帝アレキサンドル二世は資性温厚なるを以て名あり。其父の傲岸にして冒險を好むとは大に異なれり。故に世人は一般に帝の即位を以て平和回復に大効あるべしと爲し、クリミア戦争の曠日彌久なるに苦める英佛も、之を機として眞面目に平和條件を議せんと欲し、維也納の協議會は一段の活氣を帯ぶるに至れり。即ち英國より前外相にして今の植臣大臣なるラッセル、又佛國よりは外相ドルーアン・ド・リュイ新に來會し、奥のビュオル、露のゴルチャ

維也納の平和條件  
協議會

露帝ニコラス一世  
の死

協議會の失敗

コフ並に土耳其委員と共に、正式に會議を開けり。是れ三月十五日なり。

然れども會議を進むるに及びて妥協の成立し難きことは速に明となれり。ゴルチャコフは第一第二の條件、即ちダニューブ二州及セルヴィアの保護權を放棄すること、並にダニューブの自由航行に同意したるも、第三の項に至り、英佛は黒海の露國海軍力を制限せんと欲するに、ゴルチャコフは飽迄之に同意せず、會議は六月四日を以て閉會せりと雖も、事實上は四月二十六日を限りとして失敗に終りたり。此海軍力制限問題の最中、英佛は頻りに奥をして最後の決心を爲さしめんと欲したるも、ビュオルは「奥地利は此一故障の爲に露西亞に宣戦するの理由を認めず」と言ひ、敢て動かんせず。英佛は幾分か妥協の意味を以て更に制限法に關する二三の案を立て、ビュオルに示したるも、彼は常に其案の不成立を以て開戦原因と爲すに反對したり。（ラッセルは維也納に滞在中、奥の意見に好意を表し過ぎたりとて歸英後政府及議院の非難を受け辭職した。）協議會を散じたる後、英佛は奥に向て十二月二日の同盟條約の履行を要求したるに、奥は依然として其態度を曖昧にし、別に黒海に關して寧ろ露に有利なる新案を提出し、猶も得意の糊塗策を繼續せんとしたり。蓋奥は其の最も利害關係を有する第一第二の條件が露の同意を得たるに因り、之に満足し、今は寧ろ露の爲に周旋して其怨を和けんと欲せるなり。英佛政府は斷然奥の新案を斥け其不信を非常に怒れり。

英佛は維也納の商議に望を絶つと同時に、全力を戦争に傾注するに決したり。サルヂニア兵も四月末には漸く準備を整へ、クリミアに向て出發したり。然れどもクリミアに於ける同盟軍は非常なる困

セバストポール陥  
る

難に遭遇して、大に名聲を失墜し、露軍の頑強なる抵抗は却て世の驚歎を引きたり。六月十八日（一八五五年）同盟軍は最後の大打撃を試みると欲し、マラコフ及レダンの向て總攻撃を加へたるも、却て大敗の恥辱を蒙れり。八月十六日チェルナヤの戦に於て同盟軍大勝を占め、漸くセバストポールをして窮地に陥らしめしが、次で翌九月八日再びマラコフ及レダンの總攻撃を行ひ、レダンに向へる英人は再び敗られたるも、マラコフに向へる佛軍は遂に之を陥れ、茲に愈セバストポールの運命を決したり。即ち露軍は直に諸城砦を爆發せしめて退却し、同盟軍は三百四十日（一八五四年十月五日より一八五五年九月九日に至る）の長き包圍の後、漸くセバストポールを占領せり。是れ一八五五年九月九日なり。

セバストポール陥落はクリミアに於ける交戦に一大段落を與へたりと雖も、露國は未だ致命傷を受けたるに非ず。然れども此役に於て同盟軍の損害の大なりしにも優りて、露國は非常の打撃を蒙り、其困難は實に想像の外に出でたり。第一に中央地方より遠く兵を送るは容易ならざる事業にして、第二に軍政の腐敗は事態の非をして益々非ならしめ、慘狀其比を見ざるに至れり。且つ英佛聯合艦隊はバルチック海に於ても示威運動を行ひ、クロンスタットの堅壘には敢て手を觸るゝを得ざりしも、アランド島のロマルズンドを占領し、其結果として瑞典は十一月廿一日英佛とストックホルム條約を結び同盟を約したり。されば露國は窃に意を平和に傾けたりしが、特に十一月末小亞細亞に於てカールスを抜き、露國軍隊の名譽を多少回復したれば、之を機として和を講ぜんと欲したり。而して同盟國中に於て、英はレダンの敗を大に遺憾とし、更に大にバルチック方面に於て活動を試み、以て自國軍

瑞典同盟に加はる

塙地利漸く決心す

隊の名譽を回復せんと欲したるも、佛帝は既に戦に倦み、且國內の事情大に苦心を要するものありたるを以て、マラコフの大勝を機として早く兵を收むるの意を有したり。

長く曖昧なる態度を守りし塙地利は、セバストポールの陥落と共に勝敗の勢の定まれるを見、漸く茲に其向背を明にするに決したり。即ち先づ平和の豫備條件たるべき者を最後通牒の形にて露國に送り、其の拒絶せられたる場合には斷然同盟軍に投ずべしと言ひ、先づ之を佛帝に謀り、次で其條件なる者を英國に示して修正を受けたる後、十二月十六日之を露帝に送れり。其の條件は略夫の「四大保障」に同じく、第五として英國の要求せる一箇條を加へたり。即ち左の如し。

塙地利の最後通牒

- (一) ダニューブ二州即ちモルダヴィア及ワラキアを諸大國共同の保障の下に置き、又ベッサラビア方面に於て境界を改め、其一部をモルダヴィアに合併する事。
  - (二) ダニューブ河の航道を自由にし、列國共同して其實行を監督する事。
  - (三) 黒海を局外中立と爲し、軍艦がボスフォラス及デルネル海峽を通過するを禁ずる事。又土耳其を歐洲共同團體の仲間と爲し、土耳其と或國との間に葛藤生じたる時は、先づ之を列國の裁定に附する事。（此後段の項は一八五四年四月維也納協議會に於て可決せられたる所なり）
  - (四) 土耳其政府は其領内の基督教徒の權利を確保すべき事。
  - (五) 交戦國は以上の條件の外、歐洲全般の利益の爲に他の條件を提出するを得る事。
- 塙地利は此案を提示するに當り、一八五六年一月十七日迄に回答せんことを求め、若し露國政府に



於て之に同意せざる時は、直に外交を絶つの意を示したり。

當時露人間には主戦論猶強く、露帝も大に遲疑したりと雖も、一月十五日の御前會議に於て、ネッセルロードは先づ口を開て讓歩の已むを得ざるを説き、諸大臣も戦争を繼續するの非常に不得策なるを論じたるに因り、遂に塊の要求に同意するに決し、翌日塊國代表者に向て之を答へたり。二週間の後即ち二月一日、關係列國の委員は維也納に於て五箇條の假平和條約案に調印し、上記の五箇條を關係國間の約束と爲し、且三週間に公會を巴里に開くことにせり。會議の開設地を巴里と爲したるは佛帝に敬意を表するものなること、言ふ迄もなし。

## 【四】

今や講和條件は大半協定せられ、餘す所は唯公會に於て之を正式の條約と爲すに過ぎず。而して此公會は二月二十五日巴里の外務省に於て第一回を開けり。所謂巴里公會は即ち是れにして、關係列國は各二名宛の全權を出席せしめたり。其の主なるは塊國首相ビュオル伯、佛國外相ワレウスキー伯、英國外務大臣クラレンドン伯、露國大使オルロフ伯、及サルヂニアの首相カヴール伯等なり。佛のワレウスキーを推して議長と爲し、先づ三月三十一日迄休戦するに決したり。次で直に平和條約の議事に入りしが、大體の條件既に協定され居たるを以て、敢て大なる困難を見ず。唯ベッサラビアの一部をモルダヴィアに割譲すべしとの塊地利の意見に就ては、露西亞は反對し、多少議論を生じたるも、斯かる場合は佛帝は常に調停の勞を取り、寧ろ露西亞を助くるに努めたり。又佛國全權はモルダヴィ

ア及ワラキアを合併して、土耳其の主權を奉ずる一公國と爲し、其首長を自選せしむるの案を提出し是れ其人民の希望を充たす所以なるべしと論じたり。蓋佛帝は中歐に於て國民主義が次第に勢力を得つゝあるを見、之を助長して自利し、又佛國を利せんとするの意あり。故に先づ此主義をダニューブ二州に實行せんと欲したるなり。（二州人口の大部分は佛國）。サルヂニア及露西亞は佛國の意見に賛成したるも、英國は此案の實行が土耳其政府と二州との關係を益々薄弱ならしむべきを恐れ、敢て之に賛成せず。塊地利に至りては、二州に於ける國民主義の實行が大なる悪影響を自國に與ふべきを思ひ強く之に反對したり。而して土耳其が最も之を好まざるは勿論たり。斯くて此問題は何等の解決を見ず、他日巴里に於て更に協議を開くことと爲せり。

既にして平和條約の箇條は議了せられ、公會は夫の一八四一年の海峽條約の修正に關する議事に入り。是に於て此條約に關係ある普魯西の全權は、三月十八日第十一回の會議の時より、出席することとなれり。蓋し普魯西は始めより會議に參列せんことを欲したるも、英國は普魯西が戰爭中常に傍觀の地位に立ち、狡猾の態度を取りたるに心平ならず、塊地利も亦普魯西を排して孤立の境に陥らしむるを得策とし、共に其參列を禁ぜんと欲したり。然れども佛帝は、普魯西の勢力を扶植して塊地利を制するを得策と信ぜるに因り、自ら周旋の勞を取り、遂に途中より參列せしむることと爲したるなり。

斯くて平和本條約は愈三月三十日（一八五六年）英佛奧土普及サルヂニアの全權に依て調印さる

土耳其の國際的新地位

其獨立及保全

同日同時に海峽に關して列國と土耳其との間に、又軍艦制限に關して露土の間に、別個の協約結ばれ共に本條約の一部として列國の保障を受けることとなれり。同日英佛と露との間に結ばれたるアランド群島に關する協約も、亦同じく然り。左に此巴里條約の要點を説明すべし。

平和條約劈頭に於て列國互に其占領地並に捕虜を返還すべき事を約したる後、第七條以下三箇條に於て、先づ土耳其の新地位を定めたり。

（第七條） 締盟列國は土耳其帝國が歐洲公法の利益を受け、且つ歐洲の組合に加へられたることを宣言す。又列國は土耳其帝國の獨立及保全を尊重すべきことを約し、且此約を嚴守することを共同にて保障す。從て又之に危害を及ぼすの行爲は、凡て之を一般の利害に關する問題と見做すべし。

（第八條） 締盟列國中の或國と土耳其帝國との間に葛藤を生じたる時は、其國及土耳其は兵力を用する前に、先づ爾餘締盟國に調停を爲すの機會を與ふべし。

（第九條） 土耳其皇帝は其臣民の幸福を進むるに注意し、勅令を發して宗教人種の別なく彼等の状態を改良し、且基督教徒を好遇するの意を示され（勅令は二月十八日發せられたり）又此勅令を締盟列國に通知せられたり。列國は此通知の高き値あることを認む。但し締盟列國は土耳其皇帝と其臣民との間の關係又は帝國內の行政に、連合又は單獨にて干渉すること能はざる者とす。

是れ土耳其を歐洲列強の仲間に加へ、且土耳其問題を歐洲問題と爲し、或一國が陰密に之と事を構

海峽閉鎖

へて随意に其處理を行ふを禁ずる者にして、獨立及保全の保障の如き、或は内事に干渉するを禁ずるが如き、第一に露西亞の野心を束縛するを以て目的と爲すは、敢て言を俟たず。

次に第十條に於てボスフォラス及ダルダネル海峽に關する一八四一年七月十三日の條約を修正することを定め、其修正は附加協約に於て爲され、本條約の一部と見做さる。左の如し。

（一） 土耳其皇帝は今後外國の軍艦をしてダルダネル及ボスフォラス海峽を通過せしめざるの舊主義を嚴守し、土耳其が平和に在る間は決して外國軍艦の通過を許さざるべし。列國は土耳其皇帝の此決心を尊重し、上記の主義を守ることと約す（海峽條約第一條）。

（二） 公使館の用に供する輕裝艦は從來の如く其の通過を許すを得べし。

（三） ダニューブの自由通航を確保する爲め締盟諸國が同河口に留むるを得る輕裝艦にも前項の除外例を適用す。但し其艦數は各國二艘を超ゆ可らず。

要するに修正とは云へ、海峽閉鎖の舊主義を新に確認したるは其眼目なり。

黒海に關しては、本條約第十一條以下四箇條に於て左の如く規定せられたり。是れ巴里條約中最も注意すべき者なり。

（第十一條） 黒海は中立とす。其海面及港は各國の商船に開放するも、軍艦は其船籍の何國に屬するを問はず、凡て之に留まるを永久に嚴禁す。但し露土協約に依て定められたる制限内の軍艦並にダニューブの自由通航を確保する爲に列國が同河口に留むべき軍艦は、此限りに非

黒海中立

ず。

（第十二條） 黒海の通商は一切の束縛を受けず、唯衛生、税關及警察の規則にのみ従ふを要すべし。

（第十三條） 黒海の中立布告せられたるに因り、露土二國の君主は黒海々岸に於て海軍造兵廠を設け又は保存せざることを約す。

（第十四條） 軍艦の制限を定めたる露土協商は之を本條約に附加し、本條約と同一効力を有す。締盟列國の同意なくしては、此協約を廢棄し又は變更することを得ず。

上に言へる露土協約の定めたる制限なる者は甚だ窮屈にして、唯長さ五十メートル、噸數八百噸以下の蒸汽船六艘と、二百噸以下の蒸汽船又は帆前船四艘の外には、凡て軍艦を黒海に備へざることに定められたり。

モルダヴィア及ワ  
ラキア

次に平和條約はダニユープ自由通航の事を定め、列國より委員を出して其實行を圖ることゝ爲したる後、モルダヴィア及ワラキア二公國の事に及び、左の如く規定せり。

（一） 露西亞はベッサラビアの一部を割讓すべく、此地はモルダヴィアに合せらるべし（第廿條及第廿一條）。

（二） 二公國は土耳其の主權の下に締盟諸國の保障に由り舊來の特權を享有すべく、何れの國も之に特別の保護を加へ又は其内政に干渉するを得ず（第廿二條）。

（三） 土耳其政府は速に二公國に於て議會を召集し、其根本組織を議定せしむべし（第二十四條）。

（四） 今後二公國に於て騒亂起りたる時は、土耳其政府は先づ列強の承諾を得たる後に非ざれば、決して之に兵力の干渉を加ふるを得ず（第二十六條）（二公國は後強ひて合同の目的を達せり。第六章第一節末を看よ）。

セルヴィア

セルヴィアは舊に依て土耳其に屬し、列強の保障の下に舊來の特權を保持し、行政上の獨立を有すべく（第二十八條）、土耳其は首府ベルグラードに守兵を駐屯せしむるを得るも、兵力の干渉はダニユープ二州の場合と同じく、列強の同意を得ざる可らず（第二十九條）。

アランド群島

別に芬蘭と瑞典の間に介在するアランド群島に關しては、露國は之に武備を置き又は軍港を設けざることと約したり。巴里條約は其の第三十三條に於て、此協約を本協約の一部と見做すべき旨を規定せり。

猶巴里公會には關係なきも、英佛墺三國は散會前に別個（四月十五日付）の條約を結び、巴里條約に定めたる土耳其の獨立及保全を更に共同的に且各自に保障し、若し之を破る者ある時は、之を開戦原因と見做し、陸海の軍事的行動に關し協議を開くべきことを約したり。是れ露國の再舉に對し、豫め警戒したるなり。

## 【四】

巴里公會は三月三十日の條約調印と共に其任務を終りたる筈なり。然れども其の三日前即ち三月二十七日カヴールは、書を英佛全權に與へて伊太利問題を論じ、墺國兵が七年以來法王領を占領して危

害を他に及ぼし、諸種の不幸の源となれるを説き、行政の改革を行はんに外兵を撤去せしむるも秩序を維持すること容易なるべしと言ひ、巴里公會に於て其救済法を講究せんことを請へり。是れ彼が英佛と同盟を結んでクリミアに兵を送りたる以來、日夜忘るゝことなかりし大問題にして其の全心血は實に此に注がれ居たるなり。

英佛全權は大なる同情と好意とを以てカヴールの書を迎へ、公會の議長にして佛國全權たるワレウスキーは、會議の將に閉ざされんとする時、即ち四月八日、他の諸問題と共に此伊太利問題をも自己の意見として議場に提出し、列國の注意を促したり。即ち彼は列國の全權が袂を分つに先ち、他の解決を要する諸問題に關して意見を交換し、新紛議の起るを防ぐは有益なるべしと言ひ、希臘、法王領、及ネーブルス王國の状態並に出版物取締（當時白耳義の新聞は佛帝に對し過激なる攻撃を加へ居たり）、及海上法に關する諸件に付、其意見を述べたるに、英のクラレンドンは直に起て之に賛成し、特に伊太利問題に關して、外兵撤去及行政改革の必要なることを痛論し、法王及ネーブルス王には公會より改革の勸告を爲して然るべしと言へり。塙の全權は或點には同感を表したるも、伊太利の事に關しては最も強く反對し、是れ訓令以外の事なりと宣言せしが、カヴールは努めて溫和なる語氣を以てワレウスキーの説を助け、塙兵撤退の必要を主張し、塙國全權と衝突を爲せり。普魯西は大體に於て佛に賛成し、露國全權は故らに言を曖昧にして佛の感情を害するを避け、敢て明に塙を助くる事を爲さず。併し唯大體の意見の交換されたるのみにして、何等の決定を見ることなかりしが、ワレウスキーは終りに衆議の要領を左の如く

に約説し、以て其會を閉ざせり。

- (一) 希臘國情の改善を圖るの必要に就ては、何人も異議なく、又其の保護者たる英佛露は之に關して相共に協商を開くの緊要なることを認めたり。
- (二) 塙國全權委員は佛國委員の希望に同感を表し、法王領の安寧と法王權の安固とを妨ぐるの虞なきに至らば、法王領より佛塙の占領軍を撤去することを可としたり。
- (三) 列國全權委員中の多數は伊太利半島の諸政府特にネーブルス政府が、寛大なる政を施すの有益なることに異議なかりき。
- (四) 列國の全權委員は白耳義の諸新聞が暴論橫議を逞うするを非とし、自由權の濫用より生ずる弊害を矯正するの必要を認めたり。
- (五) 本公會を閉ざすに先ち海上法に關する原則を宣言せんとの説に對し、列國の全權委員が與へたる態度に因て思ふ時は、次回の會議迄に彼等は其本國政府より之に賛同するの允許を受け巴里公會の榮譽を加へて現代文明の進歩を現實にすべき一條約を締結することを望むを得べし。

此の最後の項は遂に最後の會議の時、即ち四月十六日正式の巴里宣言と爲り、國際法上の重大なる新主義を確定したり。即ち(一)私船を拿捕の用に供することは今後之を廢止す。(二)中立國の國旗は敵國の商品を庇護す、但し戰時禁制品は此限りに非ず。(三)敵國の商船に搭載せる中立國の商

品は、戦時禁制品に非ざる限り之を捕獲するを得ず。（四）封鎖は實力を以てするに非ざれば有効ならず。此等の主義は長く識者間に唱へられたる所にして、今其の列強の公認を得たるは、巴里公會の一大功績と謂はざるを得ず。

## 公會と伊太利問題

然れどもカヴールの最も苦心したりし伊太利問題は唯だ其の救済を要するの狀態に在ることを承認せられたるに止まりて何等の救済法をも設けられず。カヴールたる者心中大に失望の情なきを得ず。彼は四月十六日長文の意見書を英佛の全權に送り、巴里公會に對する伊太利人の希望は水泡に歸したるが故に、革命運動は必ず再び爆發すべく、而してサルヂニアは其間に立ち従來の堅實温和なる政策を獨り維持すること困難なるべしと言ひ、更に塙兵占領の生ずる危険を痛論し、英佛が有効なる救済法を講ぜんことを請ひ、其言悲壯を極めたり。然り、カヴールの希望は十分に充たされざりしと雖も、然も列強の代表者が集まれる公會の席上に於て、伊太利事件を提起して其の注意を呼び、其の不自然なる狀態に在ること並に之を矯正するの必要なることを認識せしめたるは、確かに一大成功と謂はざるを得ず。此時以來伊太利問題は純然たる歐洲問題となりたると同時に、列強は伊太利が早晩何等かの方法に依て外兵を逐ひ、其獨立を圖るべきを豫期し、サルヂニアが此大奮闘の率先者たるの無理ならざるを暗黙の中に承認したり。即ちサルヂニアは塙地利を征服するの前に先づ歐洲の同情を征服し得たり。カヴールの外交は決して失敗に終りしに非ざるなり。

今や本章を結ぶに當り、クリミア戦争並に巴里公會の結果の大要を摘記すること、敢て無益に非ざ

クリミア戦争の結  
果

るべし。第一に擧ぐべきは、塙地利が一方に於ては露西亞の爲に忘恩を恨まれ、他方に於ては英佛の爲に不信を怒られ、斯くて將に多事ならんとする中歐に於て殆んど孤立となりたることにし、其の他日歐の南北に於て蒙れる大慘禍の源は實に此に存すと謂ふを得べし。第二にサルヂニアが大膽にして且遠慮に富める外交の爲に、列強間に伍して不相應の新地位を贏ち得、且同時に自己の境遇に付て世人より多大の同情を博したるは、正に其の新運命の大基礎を築きたる者なり。塙地利が眼前の小康を偷まんとして却て永久の禍害を招き、サルヂニアが一時の苦痛を忍びて却て將來の福利を謀りたるは、奇なる對照と謂はざるを得ず。第三に普魯西は此戦争中局外中立の地位に立ちながら、寧ろ同情を露西亞に寄せ、且自國の利益上よりして其の平素の敵たる塙地利を牽制して其活動を妨げ、依て以て間接に援助を露西亞に與へたるに、露西亞は塙地利を怨むことの大なるだけに普魯西を恩とすることも深く、曩にオルミュッツに於て塙地利を助けたるの露西亞は、今や全然普魯西の味方と爲らんとす。是れ亦今後の事件に大關係を有する一事實なり。

更に他の列國に至ては、露西亞は巴里條約の結果ベッサラビアの一小部の外は地を失はずと雖も、單獨にて土耳其の内事に干渉するを禁ぜられ、就中ダニューブ二州に對する保護權を削かれ、セルヴィアをも列國共同保障の下に奪はれたるは、露國百餘年の政策を根本的に打破したる者にして、多年來露國の双翼の下に在りたるダニューブ二州は、之よりして全く他に逸し去らんとす。又黒海を中立とし、其海軍力に制限を附せられたるは、實に獨立國としての大恥辱なるのみならず、其の土耳其に

對する攻撃力を削ぎ取られたるなり。併し露國は開戦の始に味方と思ひし奥地利が、後其敵となるを見たるに反し、始に其敵たりし佛蘭西は巴里公會の前後に於て全く其友となり、公會中事ある毎に佛蘭西の援助を得たり。實に巴里公會中露佛の親近は奥地利の孤立無友と共に最も世人の注意を引きたり。是れ國際關係の一變化なり。土耳其は英佛の後援に依て危難を免れ、且巴里條約に依て列強の仲間に加へられ、其領土の獨立及保全に就き列強合同の保障を得たるは誠に喜ぶべきに似たり。露國の野心に對し、土耳其の地位の安固を加へるたるは、争ふ可らざる事實なり。然れどもダニューブ二州の如き、セルヴィアの如き、露國の保護より離るゝと同時に列強保障の下に自治を保ち、徐々に分離獨立の勢を成さんとす。列強の共同保障は露國の排他的保護の如くに怖るべきに非ずと雖も、其の遂に土耳其の禍を爲すに至ては多く異ならず。英國はセバストポール陥落後、佛蘭西が平和に傾きたる爲め、十分に其志を達するを得ざりしを遺憾とせりと雖も、露國南下の禍心に大挫折を與へ、且今後に於ける其活動力を削ぎ、又全歐を率ゐて土耳其を守るの形と爲すを得たるには、大に満足せり。佛國のナポレオン三世に至ては、武威を外に發揚し、且戰後歐洲外交の中心となり、内外の聲望隆々として宛も全歐の覇權を握るの觀ありたり。是れ實に其生涯中最も得意の時代たり。然れども彼が歐洲の覇を以て自任し、サルヂニア及普魯西を籠蓋して暗に之に庇護を與へ、以て自ら偉なりと爲すの風ある間に、此二小國は次第に勃興の機運を進め、後遂に彼が滅亡の原因を作らんとす。極盛は是れ衰運の始なることを記すべきなり。

### 第三部 國民的統一運動

#### 第六章 伊太利の統一（其一）

##### （プロムビエール會見）（一八五七年—一八五八年）

- 〔一〕 伊太利の形勢。カヴールの政策。奥地利は其對伊政策を一變せるも既に遲し。奥地利サルヂニア間外交斷絶。ニューシヤテル事件。モルダヴィア及ワラキア問題。
- 〔二〕 ナポレオン三世と伊太利。佛帝の煩悶。オルシニ事件。佛帝漸く決心す。
- 〔三〕 プロムビエール會見。佛蘭西サルヂニア同盟の密約。カヴールの慘憺たる苦心。

##### 〔一〕

サルヂニアを中心とする伊太利の獨立運動は、一八四九年三月ノヴヱラの一敗以來一時挫折し、奥地利は其のモデナ侯及バルマ侯と同盟條約を結べる（一八四七年十二月二十四日調印）を利用して、サルヂニアとの平和回復後も此等二侯國の諸城砦に兵を駐め、且佛國兵が羅馬に駐屯せるを（一八四九年七月以來）名として、其兵を羅馬法王領地内に駐め、一八四九年以來其占領を撤せず。而して又南伊のネーブルス王國も奥地利とは同盟の關係に在り。されば伊太利全部は宛も奥地利の劍下に監視せらるゝの觀を呈し、專制主義は其の保護の下に勢力を逞うしたり。事情此の如くなるを以て、自由

主義の改革並に國民的獨立に對するの希望は、相合して益々排奥の氣焰を強くし、マッヂニー及ガルバルヂーの鼓吹の下に、種々の秘密運動は盛んに試みられ、危機の再度の破裂は唯時間の問題に過ぎざるに至れり。

カヴールの政策

カヴールは獨力にて奥地利を破るの望み難きを思ひ、他の革命運動者とは異なりて着實堅忍なる政策を取り、徐々に列強特に英佛の後援を得んと努め、之が爲めにクリミア戦争に加はりたる次第は、既に前章に説きたる所なり。蓋カヴールは英國の立憲政治に對し深く私淑する所あり、國內に於ては努めて進歩的に且温和なる立憲政治家の風を學びて自由主義の政治を行ひ、以て全伊の志士をしてサルヂニアを仰望信頼するの情を深からしめ、且大に國內の産業を奨勵し、特に鐵道を布設して富強の基礎を養ふに盡瘁したり。同時に又銳意軍備を整へ、外に於ては同盟を求め、一朝奥地利と事を構ふるに及び、再びノヴァラの恥辱を見ざらんことを期せり。一八五五年九月セバストポールの陥落と共に、サルヂニア兵の武名大に揚り、サルヂニアに對する列國の同情燃ゆるが如くなるや、機を見るに敏なるカヴールは、直にヴィクトル・エマニュエル王を説き、同年十一月下旬より十二月に亘りて英佛に巡遊せしめ、己れも亦扈從したり。其意サルヂニアと英佛との關係を一層に密ならしめんとするに在るは勿論なり。當時の英國外相クラレンドンは、彼に向て多くの奨勵を與へざりしも、佛帝ナポレオン三世は十二月七日チュイレーリ宮に招宴の時、彼に告げて曰く、「伊太利の爲に予の爲すを得と思ふ事あらば、之を書して内密に外相ワレウスキーに送るべし」と。カヴール即ち覺書を作りて、

之をワレウスキーに致し、伊太利の窮狀と要求とを訴へたり。一八五六年の春巴里公會に於て、英佛は果してカヴールの爲に盡す所あり。彼は伊太利に關する救済法の講ぜられざりしに對し、不平ならざるを得ざりしも、猶列國の同情が伊太利に在るを確めて、大に其意を強くしたり。特に佛帝は別に臨みて彼に向ひ、「意を勞するを休めよ、予は現在の平和が長く繼續せざるべきを感ず」と言ひしに因り、カヴールは窃に希望を回復し、巴里より歸國するや議院に於て神聖なる戦争の來ること遠きに非ざるべしと宣言したり(一八五六年五月)。此宣言に對し奥國政府は抗議を爲したるも、カヴールは敢て顧みることを爲さず、更に同志の士を助けて國民協會なる者を組織し、益々國民的運動を奨勵すると共に、軍備の完成に意を用たり。

奥國政府は巴里公會後ロムバルド・ヴェネチア王國に對する政策を一變するの必要を感じ、一八五六年の冬皇帝フランツ・ヨーゼフは皇后と共にミランに巡幸し、大赦を布き、沒收財産を返還し、多年武斷政治を行ひたるラデツキーを罷め、溫雅なるマキシミアン親王を新に總督と爲し、以て民望の回復を圖りたり。然れども既に時機を失し、到底回瀾を既倒に復へす能はざるは明なり。

同時にサルヂニア及奥地利の關係は次第に切迫し來れり。カヴールは奥地利の平和政策を妨げ其怒を激發するに努め、或はアレクサンドリア城砦の大砲を造る爲の義金を奥領なるミラン及ヴェニスに於て募集し、新聞紙をして無遠慮に奥地利を攻撃せしめ、果ては彼自身議院に於て威嚇的の言語を用ゐる「伊太利は野蠻にして壓制なる夫に虐けられ、永久に服従すべき筈なる美人と見做されたるも、今

奥地利は其對伊政策を一變せるも既に遅し

奥地利サルチニア  
間外交断絶

や然らず、伊太利は今や獨立及自由に向つて進まんとす」と宣言せり。奥國政府は遂に抗議を申込みたるも、カヴールは敢て之を顧みず。斯くて巴里公會後一時回復されたる二國の交際は、一八五七年三月を以て再び断絶し、戦争の破裂は將に遠からざらんとしたり。

ニューシヤテル事  
件

然れどもサルチニアは佛帝の後援を確むるに非ざれば事を擧ぐる能はず。而して佛帝は當時未だ明に其意を決せず、且或事件の爲に忙殺せられたり。第一はニューシヤテル事件なり。ニューシヤテルは瑞西に在り、古來普魯西王の兼領地にして、一八一五年以來は瑞西聯邦に加入し居たり。一八四八年革命運動の各地に盛なる時、ニューシヤテル人は普王の認許を待たずして恣まゝに民主的憲法を發布し、爾來殆ど分離の實を成し、之に關連して普魯西と瑞西との間に葛藤を生じ、一八五六年十二月に至りては、普魯西は將に干戈に訴ふるの姿勢を示したり。佛帝は大に之を憂ひ、自ら仲裁者となりて周旋の勞を取り、一八五七年三月五日瑞西並に維也納條約に調印したる列國の會議を巴里に開き、五月二十六日に至り、漸く條約を締結し、ニューシヤテルには完全なる獨立を與へて、之を瑞西聯邦の一と爲し、普魯西王は唯其の君主たるの名義のみを保有することとなせり。此事件中佛帝は大に好意を普魯西に表したるに因り、佛普の關係は著るしく親密を加ふに至りしが、就中當時會議に於て普魯西を代表したるビスマルクは、努めて佛帝に接近を求め、佛普相結ぶの極めて得策なることを主張したり。佛帝もビスマルクも其眼中には常に奥地利あり。其の相引くは固より怪むに足らざるなり。

モルダヴィア及ワ

佛帝を煩したる第二の事件はモルダヴィア及ワラキヤ二公國問題なり。此二公國に就ては一八五六

ラキヤ問題

年三月の巴里條約に依り、議院を召集せしめて善後の組織を定むる筈なりしが、ベッサラビア境界の修正其他の爲に遷延し、漸く一八五七年三月に至り奥國兵は占領を撤し、次で代議士の選舉を行はしめたり。然るに土耳其政府は此選舉に干渉し、不正の行爲ありたるを以て、露佛二國は大に異議を唱へ、之を破棄せんことを要求し、普魯西とサルチニアは又此要求を助けたり。然れども土耳其政府は英墺の後援を恃みて敢て之に應ぜず。是に於て露佛二皇帝は七月中ウルテムベルヒのストットガルトに會合して、強硬の態度を取るべきを協定し、先づ其駐土大使を召還したるに、普魯西及サルチニアも次で之に倣へり。斯くて一時形勢は危険と爲りたるも、土耳其皇帝は遂に屈し、前の選舉を取消して新に之を行はしめたるに、新代議士より成る二公國の議會は、何れも大多數にて合同を可決せり（十月）。翌一八五八年の春に至り巴里に列國協議會を開き、二公國は各別に終身の知事と立法議會とを有し、唯二公國共同の事件に關しては連合委員に於て草案を協定し、之を各公國の議會の議に附する事に定められたり。佛帝の希望せるが如く完全なる合同の許されざりしは、英墺の反對（土耳其は勿論として）ありたるに因るなり。二公國は一八五九年に入り、列國協定の趣意を無視して、アレキサンドル・クツァ公を同時に選舉し、以て同一知事の下に合同の端を開き、次で一八六二年に至り、其政府及議會を一にし、遂に一八六六年に至り新知事カール親王（ホーヘンツォルレルン・シグマリンドン家の）を世襲的と爲して、其合同を完全にし、茲にルーマニアなる一新國を建造せり。カール親王家は普國皇室の一族にして、其のルーマニア公たるは普魯西の爲に甚だ有利なり。之を以てビス



マルクは公に勧めて此迎立に應ぜしめしなり。(ルーマニアは一八七七年四月に至り獨立) (を宣言せり。第二十一章第二節を看よ)

## 【一】

ニューシャテル事件は既に一八五七年五月を以て終了し、又二州問題も其年の秋に於て土耳其の讓歩と共に略意を勞するを要せざることとなりたりと雖も、佛帝は未だ伊太利に對して決心する所あらず、其頭腦は雑多の空想に充たされ、殆ど適歸する所に迷ふの狀ありたり。蓋ナポレオン三世は其少年時代を伊太利に過ごし、夫の秘密結社カルボナリーにも關係したることあり、又其親戚は殆ど皆伊太利人なるに因り常に伊太利に向つては多大の同情を有したり。又國民主義は其の生來愛好する所に於て、伊太利人の國民的運動を助くるは、性質上其の大に希ふ所なり。且其の伯父なる大ナポレオンが光輝ある歴史を留むる伊太利に於て、其偉蹟を追ふて壯舉を試み、名譽を發揚するは、最も其の快とする所にして、一念此に至れば、伊太利は一種敵し難き魔力を以て彼を引寄せんとす。又彼れの從弟なるナポレオン親王は、其思想の傾向に於て伊太利の革命派に同情を寄するのみならず、伊太利改造を機として、己れも其一國例へばタスカニーに封ぜられんことを希ひ、努めて佛帝に説て事を擧げしめんと欲したり。而して巴里公會後歐洲の覇權を握れるの觀あるナポレオン三世は、能く思ふが儘に天下の問題を處理案配し得べしと自信し、然も勢ひ一度動く時は、往々奔逸し去て人力の能く左右し難きに至ることあるを忘れたり。然れども若し愈伊太利の革命を助けんには、法王の怒を招くこと必然にして、之が爲に國內加特力派の不平を買ひ、自己の立脚地を危くする恐あり。特に皇后は熱心

佛帝の煩悶

なる加特力派にして、同臭味の大臣等と共に佛帝に説き、帝をして法王の怒を招くが如き事ならしめんと欲したり。さればナポレオン三世は諸種の思想の間に迷ふて何等の決斷をも爲し得ず、唯煩悶の中に時日を空過したり。(一八四九年羅馬事件に際し、ルイ・ナポレオンは加特力派の歡心を買ふが爲に法王の怒を招くに躊躇するも、亦怪しむに足らず)。 (王の專制政府を助けたるは、第二章第三節に説きたる所なり。彼が今革命派を助

オルシニ事件

一八五七年は斯くて暮れ果てたりしが、翌一八五八年一月に入り意外の事件起り、爲に佛帝をして漸く最後の決斷を爲さしむるに至れり。此月十四日佛帝は皇后と共に馬車を驅てオペラ劇場に赴かんとしたるに、伊太利人オルシニは二人の同志と共に之を路に要して爆裂彈を投じ、多數の死傷者を出せり。佛帝は幸に無事なりしに因り、人心を靜むる爲め故らに其儘オペラに赴き、觀劇を終へて還幸せり。オルシニが斯る暴舉を企てたるは、佛帝が甘言以て伊太利を救ふべきを約しながら、敢て之を實行せざるに因り、帝を暗殺して其怨を暗らさんとしたるなり。オルシニは二月十五日獄中より書を佛帝に上り、「予の祖國の幸福と不幸とは陛下の意思如何に掛れり……願くは之に獨立を與へ給へ」と哀願し、又「伊太利が獨立せざる限りは、歐洲の平和と陛下の安寧とは共に一空望に過ぎざるべし」と述べて、暗に暗殺の計畫は今後も繰返さるべきを諷し、「願くば予の祖國を救ひ給へ、然らんには二千五百万人は皆陛下の祝福を祈りて長く其後昆に及ぶべきなり」と結べり。佛帝は伊太利人に對して悪感を起すと思ひきや、却て大に意を動かし、オルシニの書を官報モニツール紙上に公けにせしめたるに、オルシニは之を聞て大に喜び、三月九日再び上書して曰く、「是れ予の願意が陛下の同情を

得たるを示すものにして、予は今死期に臨みながら少からず慰藉を感じず。予は本來暗殺を非認し、之に反對するに努めたるなり。願くは予の同胞は暗殺手段を用ふることを止め、臨死の愛國者の言に聞きて、其殉公忠誠一致及徳義のみが能く伊太利を救ひ、之を自由獨立と爲すべきことを了解せんことを」と。彼は三月十三日死刑に處せられたり。

オルシニ事件は佛帝の心に至大の影響を與へ、從來長く躊躇したる彼をして、斷行の一日も緩うす可らざることを悟らしめたり。蓋彼は此事件に依て伊太利人が如何に熱心に其助力を期待せるかを知り且此上の不決斷が如何に危険なるやを發見したるなり。彼は嘗て法王を助けて羅馬共和政府を倒したるの復讐として伊太利人ピアノリの爲に暗殺せられんとしたることあり(一八五五年四月廿八日)。今又再び暗殺の危険に遭ふ。彼豈に長く晏如たるを得んや。伊太利人を憐むの情と其怨恨を怖るゝの心とは、共に強く彼を刺激し、彼をして遂に迷想より出でて實行に移らしめんとす。且佛國政府はオルシニ事件を機として民間反對者の取締を嚴重にし、專横苛酷なる方法に依て、或は言論の自由を束縛し、或は多數の志士を獄に投じ、全社會をして陰暗沈鬱を極めしむるに至りしが、是れ亦自ら佛帝をして或壯舉に依て人心を外に轉ずるの必要を感じしめたり。而して佛帝に於て斷然伊太利の革命を助けんには、羅馬法王と衝突を來すは明なるも、佛帝は法王を名譽首長とする聯邦組織を作らしめ、之に依て加特力派の不平を和け、且サルヂニアより報酬としてサヴォイ及ニースを割取し、以て佛國民の満足を買はんと欲したり。一度革命の波瀾を捲き起さんには、之を半途に制止するは甚だ困難に

佛帝漸く決心す

して、統一を叫べる伊太利人が聯邦の如き姑息策に甘んぜざるは明なるも、漠然たる空想に醉ふを好むナポレオン三世は、深く此事實に念到せざりしなり。(伊太利聯邦論は必ずしもナポレオン三世の新發明法王となりしバイアス九世も之に賛成し、法王を其長と爲すの意見を唱へたり)

オルシニの書を公けにせしめ、以て伊太利の獨立に對する同情を明示したる佛帝は、更に此書類を正式に公使を経てサルヂニアのカヴールに送らしめたるに、カヴールは之を官報に掲載し(四月一日)附記するに「伊太利に好意を有する聖意に信賴せよ」との一句を以てしたり。當時サルヂニアに於ては佛國政府の希望に基き、「外國の君主に對する陰謀」を取締るべき新法案を討議中にして、カヴールは、自由派の反對に對し辯護に苦心し居たり。(英國の首相パーメルストンも佛國の希望に應じ同種の法案を下院に提出して否決せられ、此年の二月下旬總辭職を爲しアルビー内)。故に上記文書の發表は佛蘭西とサルヂニアとの間に一種の默契の存することを暗示して、新法案の通過を容易ならしめたり。然れども二國間には未だ何等具體的の妥協成立し居たるには非ざりしなり。然るに翌五月に至り、カヴールは巴里の宮廷に深き關係ある一親友より重要な書翰を得たり。曰く、佛國とサルヂニアとの間に同盟を結び、且サルヂニア王ヴィクトル・エマニュエルの長女をナポレオン親王に配せんには、甚だ得策なるべしと。カヴールは斯かる案が果して眞面目に計畫されつゝあるや否やを探る爲め、王の許可を得たる後、腹心のコンスタンチン・ニグラを巴里に派したるに、其の決して空談に非ずして、佛帝の眞意も亦此に存することを發見したり。是に於て佛帝とカヴールと秘密に會見して萬事を協定するに決し、佛帝の親友なるドクトル・コンノーは六月中

漫遊を名として伊太利に來り、チュリンに於て會見の順序を協議し、其場所をプロムビエールに定めたり。

## 【三】

プロムビエールは瑞西に近き東部佛蘭西の温泉場にして、佛帝は先づ閑遊を名として來着し、其眞目的は外相ワレウスキーにも秘せられたり。カヴールは「瑞西に赴きて政治のみを思ふ人々より遠く離れ、山中の新鮮なる空気を呼吸せんとす」(一八五八年七月七日付一友への書)と稱へて、飄然瑞西に向ひ、途中急に轉じて七月二十日プロムビエールに着し、二十一日帝に謁見せり。然れども飽迄も他意なきを装はん爲め、佛帝は諸工事を見物せしむるを名としてカヴールを伴ひ、輕車に乗じ、自ら鞭を取て馬を御しつゝ二三時間の散策を試み、其間野外人無き所に於て、二人は車上相對して大體の同盟條件を議し、更に其後の會談に於て其委曲を協定したり。是ぞ有名なるプロムビエール會見なるなり。二人協定の内容は秘密に屬し、且唯口頭の約に止まり、何人も之を正確に知る者なしと雖も、大要左の如くなりしは疑を容れず。佛蘭西とサルデニアは兵力を合して塙國兵を伊太利より驅逐すべく、戰爭は明春を期して之を始むべし。而してサルデニアはロムバルデー及ヴェネチアを合し、又場合に依りては、バルマ及モデナ並にロマニア(モデナの東なる法王領にしてホロニア)をも合併すべし。佛國は其報酬としてサルデニアよりサヴォイを得べく、ニースも成るべく之を佛國に合併すべし。タスカニーは之に法王領の地を少しく加へて別の一國となすべし。斯くて伊太利をサルデニア、タスカニー、法王領及ネ

佛蘭西サルデニア  
同盟の密約

プロムビエール會  
見

ーブルスの四國より成る聯邦と爲し、法王を其名譽首長と爲すべし。又明春開戦の時期は、佛帝に於て之を定むべし。別にサルデニア王の長女クロチルド内親王をナポレオン親王(佛帝は之をタスカニー)に嫁するの件も佛帝より申出あり、ニースの事と共に後に取極むることにせり。蓋カヴールは聯邦組織案に就ては、心中固より之を喜ばずと雖も、性急に多くを望みて事を敗ぶるの不得策なるを思ひ、又一旦革命の大業を始めんには、其勢の到底半途に停止せざるべきを信じ、之に同意を表したるなり。ナポレオン三世が聯邦組織の如き姑息策の成功を信じたるは、頗る迂愚の譏を免れずと謂ふべし。

カヴールが多年來望みたりし佛蘭西との同盟は愈成立したり。彼は僅に二日間プロムビエールに滞在したる後、宛も漫遊を繼續するの風を装ふて獨逸の温泉場バーデンに赴き、來遊中の普魯西攝政ウイヘルム親王(後の皇帝ウイヘルム一世)を訪問し、親王をして「彼は人の言ふが如き革命的の男に非ず」と一驚せしめて、サルデニアと普魯西との關係を温め、同時に普魯西が塙地利の爲に力を盡すの意無きを確めて、大に満足を感じたり。バーデンより彼は瑞西に引返し、暫く此山紫水明の地に淹留するの風を装ふて、其間にプロムビエール會見の覺書を作り、次で飄然避暑旅行より歸るが如く、然も絶大の謀略と無上の希望とを負ふてチュリンに入れり。

歸國後カヴールは其秘書官ニグラをして屢々チュリン巴里間を往復せしめ以て佛帝との秘密商議を繼續したり。此商議内容に就ては唯佛帝、カヴール、サルデニア王及ニグラの四人の知るのみにして、

佛國外相ワレウスキーすらも、全く之に與からざりしなり。カヴールは同時に銳意戦備を整へ、秋より冬に亘りては其精力を専ら之に集注し、嘗ては密にガリバルヂーを招て之に内意を傳へ（十二月）、明春の戦争に對し別働隊を組織せしめたり。此際に於けるカヴールの苦心は實に慘憺を極めたるが、其苦心の最も大なりしは、兩面兩様の術策を取らざるを得ざりし點なるべし。ガリバルヂーとの關係の如きは正に其好適例なり。蓋カヴールは塊地利と兵を構ふる場合に當り、ガリバルヂーの應援を得るの非常に有利なるを知れること勿論にして、ガリバルヂー自身も今は其共和主義を固執せず、サルヂニア王ヴィクトル・エマニユエルの爲に戦ふを辭せざらんとせり。然れどもガリバルヂーは革命的煽動家として廣く世に知られ、特に嘗て羅馬に於て佛軍に敵して其共和政府を防ぎたるに因り、佛帝は常に之を危険なる人物として忌み嫌へり。故にカヴールは佛帝に對し、ガリバルヂーとの關係を深く秘せざるを得ざりしなり。然るに又一方に於てカヴールはニースを佛帝に割讓せんとせるが、此地はガリバルヂーの故郷にして、彼若し之を聞知せんには、非常に憤激すべきこと疑を容れず。故にカヴールは深く之をガリバルヂーに秘せざる可からず。加之彼は一方に於ては盛んに伊太利人の敵愾心を鼓舞し、且塊地利を刺激して輕舉の過失を犯さしめんとすると同時に、又激昂せる伊太利人の革命的暴舉を制止するを要したり。一方に於て自由主義の政治に依て衆望を引くことを努めながら、同時に佛帝との關係を良好ならしむる爲に、自由派に抗して警察の取締を嚴にし、以て佛帝の希望を充たすを要したり。而してサルヂニアに於ける少數の識者は既にカヴールの眞意を知り、保守主義の上院

も最早彼を助くるに至れりと雖も、滔々たる多數は彼が既に開戦の大決心を爲せるを知らず、紛々として其態度の姑息なるを責めたり。然も世上の非難を意に介せず、且上に記するが如き複雑の境遇に處して種々苦肉の策を廻らし、或は其同盟者を欺き、或は其親友を賣り、或は熱烈なる教唆者となり或は冷靜なる鎮撫者となり、兩々之を演じて終局の目的に到達せんことを期せる其苦心や實に尋常に非ず。其王の長女をナポレオン親王に配するも、亦一大冒險にして、若し其政策にして失敗せんには彼はクロチルド内親王をして徒らに政略の犠牲とならしめたる非難を受くべし。要するにカヴールは伊太利の獨立なる大目的の爲に如何なる犠牲をも忍び、良心の苦痛をも抑へ、以て猛然邁進せんとしてたり。吾人は彼に於て其智と略とに推服すると同時に、其決斷の勇を嘆賞せざるを得ず。

斯る間に一八五八年は暮れんとす。十二月三十日カヴールは其の友ヴィアマリナに書を寄せて曰く「予は新年の祝福を祈らんとす。我等少年の時に夢想したるが如き獨立にして且幸福なる大伊太利を建設せんとする我王及我國の盡力が、幸に明年中に功を奏せんことを。我等をして此大事業を完成せしめよ。然らば即ち我等は眞に安息に就くを得ん」と。知らず、一八五九年は果してカヴールの希望を充たさんとするや。

## 第七章 伊太利の統一（其二）

### （開戦前の外交的暗闘）

（一八五九年）

- 〔一〕 風雲俄に急となる。佛帝及サルヂニア王の宣言。ナポレオン親王とサルヂニア王女の結婚。「ナポレオン三世と伊太利」。奥地利の狼狽。
- 〔二〕 英國の調停運動。露國の列國會議説。奥地利の條件とサルヂニアの反對。英國の新提議。佛帝の妥協的態度。
- 〔三〕 カヴール涙を飲んで屈譲す。奥地利の大過失。奥地利の最後通牒とカヴールの狂喜。列國奥地利を非難す。開戦。佛帝の宣言。

### （一）

一八五八年は形勢不明の間に終りたりしが、翌一八五九年一月一日より以後、風雲俄に急を告げ、戦氣は忽ち北伊の野に滿つるに至れり。一八五九年一月一日ナポレオン三世は年頭の祝辭を受くる爲め、列國の使臣を引見したる時、故らに奥國大使ヒューブネルに語りて曰く、「奥佛二帝國間の關係は遺憾の點を存せざるに非すと雖も、予の奥國皇帝に對する個人的感情は敢て變ずることなし、謂ふ此意を帝に致せ」と。是れ其感情の變ぜざることを證言するを裝ふて、實は佛奥關係の不良なるを正式に宣言したる者にして、既にプロムピエールの秘密の世に傳はれる今日、奥地利を始め列國は之を

風雲俄に急となる

佛帝及サルヂニア  
王の宣言

聞て非常に驚愕し、其意味の決して尋常に非ざるを感じたり。然るに此宣言に對する全歐の驚愕未だ静まらざるに、サルヂニア王ヴィクトル・エマニュエルは、一月十日議院開院式の勅語に於て、又非常に重大なる宣言を爲し、益々形勢の容易ならざるを示したり。王曰く、「新年の水平線は敢て晴朗に非ず。然れども諸君は平素の快活を以て議院の職務を盡すの用意を爲すべきなり。我等は過去の經驗に依て勇氣を鼓舞し、敢て奮進して不確實なる未來を迎へんとす。……我國の地位は危険なきに非ず。何となれば我等は固より條約を尊重するも、猶夫の伊太利各地より來る苦痛の叫喚に對し、無感覺なること能はざればなり」と。是れ其の伊太利獨立の爲に一戰の決心あることを諷したるなり。

佛帝とサルヂニア王とが共に此の如き宣言を爲し、故らに塊地利人をして疑懼の念を起さしめんとしたるは、自ら特種の理由を有したり。抑佛帝は既にプロムビエールに於て骰子を投じ、伊太利の革命を助くるに決したりと雖も、佛國內に於ては加特力派の勢力甚だ強く、佛帝が自ら進んで革命的戰爭を開始するを許さざるの事情あり。自由主義者に至りては、固より伊太利の革命派に同情を寄すと雖も、若しナポレオン三世にして伊太利に遠征し成功を占めんには、之が爲に佛國帝政は益々其基礎を固くするの恐あるを以て、彼等は成るべく伊太利戰爭に反對せんと欲したり。且國際全局の上より見るに、ナポレオン三世は諸君主の信用及同情を失はず、以て其の國際上の現地位を維持するが爲には、努めて其野心を隱蔽し、其政策に冒險的及革命的の色を帯びざらしむるを必要とす。若し強ひて事を起し戰を挑むが如き事あらんには、列國の信用は忽ち地を拂ひ、天下を舉げて彼れの敵たるに至

るべし。故にナポレオン三世は成るべく塊地利人の神經を刺激して狼狽事を誤らしめ、己れは已むを得ずして戰に應ずるの外形を装はんと欲したり。サルヂニア王に於ても、挑戦者の惡名を避くるの必要を有するは固より同じ。彼等が故らに聲を大にして形勢の危険を諷し、以て塊地利人を狼狽せしめんとしたるは、畢竟此等の事情に因るなり。（後年ビスマルクは佛蘭西に對して同様の政略を用ゐたり）

佛帝及サルヂニア王の宣言の爲に戰爭の風聞は俄に全歐に傳へらるゝに至れり。一月十八日夜在巴里の英國大使カワレー伯は佛帝に謁し、此事に付會談したるに、佛帝は毫も戰意なきことを告げ、風聞の囂々たるは不可思議なりと言へり。何ぞ圖らん、此同じ十八日チュリンに於て、プロムビエール密約の一部は既に實行せられ、ナポレオン親王とクロチルド内親王との結婚條約は調印せられたるなり。而して此婚儀は同月三十日チュリンに於て行はれ、愈二國關係の如何を明にしたり。又此一月中にプロムビエール密約の要部は、正式の條約とせられたり。同時に巴里に於て「ナポレオン三世と伊太利」と題する書籍現れしが、書中には伊太利より外國人を排除し、之を聯邦と爲し、羅馬法王を名譽首長とし、實權はサルヂニアをして握らしむるの得策なることを論じたり。而して其の佛帝の意を受けて書かれたる者なること明なりしに因り、列國は之に因て佛帝が伊太利改造の意あることを推知したり。

一方に於て塊地利は果して狼狽し、頻りに北部伊太利に兵を集中し、サルヂニアの國境に戰備を張り、又六百萬磅の公債を募集したり。カヴールは敵が着々其術中に陥り來るを喜び、二月四日五千萬

ナポレオン親王と  
サルヂニア王女と  
の結婚

「ナポレオン三世  
と伊太利」

塊地利の狼狽

法の公債募集案を議院に提出し、更に列國に通牒を送て其理由を説明し、塊地利は一月十日の王の開院式勅語前に已に兵を伊太利に送れりと言ひ、其の自ら防備を爲すの已むを得ざることを辯じたり。

## 【二】

南歐の形勢險惡を極め、危機の破裂殆ど旦夕に迫るの觀あるに當り、局外列國中之を見て最も憂慮に堪へざりしは英國なり。蓋英國は(目下デルビー内閣にして)本來平和維持其者を以て利益となす外に、若し佛帝にして伊太利改造の目的を達せんには、之を利用して佛國の勢力を伊太利半島に伸張するの虞あり。且伊太利に於て一八一五年の維也納條約を破棄し、其改造を實行せんには、更にライン方面に於ても同様の變動を誘致すべし。此等は英國の大に不利益とする所なるを以て、外相マームスベリー伯は、先づ佛塊の間に調停の勞を取り、以て戦争の破裂を防ぐに決し、二月十三日付訓令を在巴里のカウレー伯に與へ、非公式の形にて調停の周旋を爲すべきを命じたり。

カウレーは直に訓令の實行に着手したるに、佛帝は内心に於ては甚だ之を喜ばざるも、表面上は已むなく其周旋に同意を表し、且伊太利問題に就ての佛國の要求は、塊地利とネーブルス王國モデナ及バルマとの間の特別條約の廢止、並に伊太利に於ける行政改革等なることを述べたり。是に於てカウレーは倫敦に歸りて一應協議したる上、維也納に向ひ、二月末之に着せり。其の携へたる調停條件は(一)佛塊共に法王領地より撤兵する事。(二)同領地内の行政を改革する事。(三)塊地利及サルチニア間の關係を改善する爲の保障を設くる事、及(四)塊地利とモデナ及バルマとの間の一八四七

年の條約を廢止又は修正する事の四項なり。塊相ビュオルは大體に於て同意を表したるも唯第三項に就てはサルチニア最も責任ありとて、先づ之をサルチニアに交渉せんことを求め、第四項に就ては、名譽を損せず又後患の虞なき限りは之に同意すべしと答へたり。是に於て英國は先づ第四項に關し塊の體面を救ふて圓滑の落着を圖らんと欲し、三月上旬在タスカニー公使スカレットをモデナ及バルマに派し、二侯に向つて一八四七年の塊との條約の廢止を求めんことを勸告せしめたり。此間に佛帝は其官報に於てサルチニアが攻撃せられたる場合にのみ之を助くべきを言ひ、且平和の商議は無事に調ふべきを信ずることを宣言せり。蓋平和を愛するの狀を努めて裝へるなり、而してカウレーは三月十六日巴里に歸着して更に周旋する所あり、英國の目的の達せらるゝも遠からざるやに思はれたり。此時に當り露國皇帝は突然列國會議説を提出し來れり。露國はクリミア戰爭以來塊地利に啣む所あり、佛蘭西とは却て大に親交を厚くしたりしが、今伊太利問題に關し、塊地利の地位の危險を加ふるを見、心竊に之を喜ぶの風ありたり。されば英國が始め居仲調停に着手するに當り、露國に向ひ相提携して之に當らんことを求むるや、露國首相ゴルチャコフは之を拒絶し、「吾等は佛蘭西と塊地利とを同一視する能はず。我國と佛蘭西との關係は親密なるも、塊地利との其れは決して然らず。且其の改善の見込も今之を發見せず。蓋此改善たるや塊國政府に於て全然其流儀を一變するに非ざれば生ずるに由なし。而して予は斯かる變化の始まれるを見ず、又始まるの見込を有せず」と言ひ、冷然傍觀者の地位に立たんとしたり。然るに英の盡力或は功を奏せんとするを見るや、佛帝は之を半途に妨げ

## 奥地利の條件

て畫餅に歸せしめんと欲し、密に露國政府に勸めて列國會議説を提出せしめたるなり。佛帝密に思へらく、奥若し此説を拒絶せんには、平和を破るの罪は奥に歸すべく、若し又之に同意せんには、會議に於て佛露普提携し、以て奥を敗ること易々たるべしと。英國は固より此提議を喜ばずと雖も、佛國先づ之に賛成せるに因り、獨り之に反對する能はず、唯上記の四項を會議の基礎と爲さんことを求めたり。奥地利も大體に於て同意を表したるも、同時に之に條件を附し、就中サルヂニアが先づ戦備を撤すること並にサルヂニアを會議に加へざることを要求したり。

カヴールは固より斯かる條件に同意すべき筈なきも、併し佛帝にして萬一平和派の説破する所とならんには、其成行大に憂ふべき者あり。即ち親しく帝に謁して其眞意を探りたる上、奥の條件に對する返答を定めんと欲し、三月二十五日巴里に赴き四月一日チュリンに歸れり。巴里滞在中佛帝は彼に向ひ何事を語りたるや明ならずと雖も、下の如き事實の存するに徴する時は、箇中の消息は略推想するを得べし。カヴールが巴里に着したる翌二十六日の夜、在倫敦のサルヂニア公使アゼグリオ侯は巴里に來り、數日滞在し、カヴールと協議の後、倫敦に歸りしが、侯は四月一日英國政府に向ひ、戦備撤去の條件に全然反對なることを宣言したり。カヴールは此決答を爲すに當り、豫め佛帝の同意を経たるべきは固より疑を容れず。英國政府も十分に此消息を解したるが如く、アゼグリオ侯の宣言を聞いて、カヴールの政策を非難すると同時に、佛國政府がサルヂニアをして強硬の態度を取らしむるを攻撃したり。一八五六年巴里公會の時迄盛んにサルヂニアを鼓舞獎勵したる英國が、爾來全く其態度

## サルヂニアの反對

を改めて奥に接近するに至りたるは、カヴールの大に怨みたる所にして、彼は巴里滞在中にも英國大使カウレーと長時間の會見を爲し、其不平を訴へたり。併し英國は佛國の野心を制するの必要上態度を一變したる者なるは、上に言へるが如くにして、必ずしも當局者の變りたるが爲のみには非ざるなり。

カヴールは佛帝がプロムピエール當時の意見を翻へざるを見て意を安んじたるも、巴里には平和論甚だ強く、佛帝も内外の事情に制せられて、到底自ら進んで事を擧ぐるの勇なきを認め、若し此の如くにして時日を空過せんには、或は調停の周旋をして功を奏せしむるやも測り難きを憂ひたり。乃ち一日も速に奥を激して無謀の擧に出でしめ、佛帝をして動かざるを得ざるに至らしむるの急務なるを思ひ、彼は巴里より歸國後、新聞紙をして激烈に奥を攻撃せしめ、且正式にガリバルディーに命じて義勇兵を組織せしめたり。奥地利は果して此形勢を見て大に怒り、四月上旬には既に戦意を決し、一步敵の術中に陥らんとす。

英國政府は平和の維持を謀るが爲には、サルヂニアの反對を和ぐるの必要なるを認め、種々奥に説く所あり、四月中旬に入るや、列國會議前に佛奥及サルヂニアの三國が同時に戦備を撤するの議を提出したり。佛帝は奥と同時に戦備を撤するには同意したるも、之をサルヂニアに強ゆるに就ては非常に躊躇し、決斷に苦みたり。然れども英國は切に之を佛帝に求め、又佛國內の平和派も之れを帝に勸めて已まざるに因り、帝は遂に一夜熟慮の上、十五日(四月)の朝に至り「正式にサルヂニアに勸め

## 英國の新提議



て共同戦備撤去の主義に賛同せしむべし」と決答し、但列國會議には伊太利諸國を參列せしむること  
を條件としたり。而して露西亞のゴルチャコフは直に佛帝の此條件に賛成せり。英國政府は塙がサル  
ヂニアのみに先づ戦備撤去を迫るの點を譲らんことを豫期したるも、サルヂニアを他の伊太利諸國と  
共に列國と同等の資格にて會議に列せしむるの點に於ては、到底塙の讓歩を得難きを思ひ、一八二一  
年のライバック會議の例に倣ひ、伊太利諸國よりは正式の全權の代りに、唯代表者を送らしめんと欲  
し、四月十八日正式に之を提議し、若し此案にして成功せずんば、最早調停を斷念するの外なしと言  
へり。

## 【三】

今や外交の危機は大に切迫し來れり。佛帝は四月十五日の條件を撤回して英案に同意すべきや。又  
サルヂニアは佛帝の勸告の儘に戦備撤去を承諾すべきや。和戰の決は正に其の如何に依て數秒時間内  
に定まらんとするなり。而して佛帝は既に十五日に於て夫の第一の難題たる撤兵の事に關し、之をサ  
ルヂニアに勸告するに同意し、妥協的態度を取るの意を示したれば、會議に於ける資格問題に於ても  
敢て強く反對せざるならんと思はれたるも、獨りサルヂニアに至ては、事自國の大運命に關するが故  
に、果して容易に讓歩すべきや否や、甚だ疑はしく、外交界の視線は一に此に集まりたり。

然れどもカヴールたる者如何に切齒するも、ナポレオン三世と離れては事を爲す能はず。數年來の  
慘憺たる畫策今や將に實を結ばんとして、忽ち復た畫餅に歸するが如き、實にチュリンの君臣の痛恨

カヴール涙を飲んで  
屈譲す

措く能はざる所なりと雖も、佛蘭西にして妥協的態度を取る以上は、到底獨力以て開戰の危険を冒す  
能はず。カヴールは遂に涕を飲で佛帝の戦備撤去の忠告に従ふに決し、十九日の午前之を巴里に打電  
せり。曰く「佛蘭西は英國に合して、先決的戦備撤去をサルヂニアに求めらるゝに依り、本國政府は  
此處置が伊太利の安寧の爲に悲むべき結果を生ずべきを知ると雖も、茲に之に服従すべきを宣言す」  
と。其滿腹の不平は言外に躍々たりと謂ふべし。此十九日の午前中倫敦に於て、サルヂニア公使は英  
佛連合の勸告に同意の旨を英國外相マームスベリーに告げ、又佛國大使も同じ午前中に、佛國政府は  
資格問題に關する十八日の英案に同意することを決答したり。又此十九日の午後佛國政府はサルヂニ  
アが戦備撤去に同意したるの公報を英國政府に送りたり。英國政府は其盡力の徒勞ならざりしを大に  
喜び、其日の午後直に維也納に打電し、サルヂニアの讓歩を報じたり。即ち平和は今や殆ど成りたる  
が如くに思はれしなり。然るに此同じ十九日の夜、倫敦よりの報知が未だ維也納に達せざる内、塙國  
政府は最後通牒をチュリンに發送し、英國の盡力を一切水泡に歸せしむると同時に、俄然形勢を一變  
せしめたり。

蓋塙國政府は一旦伊太利問題を列國會議に附するに同意したるも、此會議に於て塙の味方たるべき  
は英のみにして、佛露普三國が共に塙に反對すべきは疑を容れざるを以て、其心中に於ては敢て之を  
喜ばず。特にカヴールの排塙的示威運動の盛んなるため、塙の軍人派及加特力派は非常に激昂し、寧  
ろ兵力に依てサルヂニアを壓倒し、一八四九年の成功を再びせんことを望みたり。而して一旦開戰の

場合には、佛がサルヂニアを助くべきこと明なりしも、塙は獨逸聯邦の後援を得べきを信じ、又英が必ず好意の中立を守り、且事情の如何に依ては其同盟となるべきを思ひ、窃に自ら恃む所あると同時に、佛蘭西及サルヂニアの二政府が故らに傳布せしめたる流言に欺かれて、二國戦備の實狀を誤り、未だ攻勢を取るの用意なき者と信じ、我より先んじて機を制せんと欲したり。斯くて塙國政府は已に四月十二日付英國に送りたる公文中に、不日單獨にてサルヂニアに撤兵を要求するの意あることを告げたりしが、英國外相マームスベリーは十六日此書を受けて大に驚き、直に維也納に打電し、其のサルヂニアに送るべき最後通牒中には塙も共同撤兵に同意なることを記せんことを忠告したり。然るに淺見なる塙の君臣は、正に普佛開戦當時の佛國政府と同一過失を犯し、故らに事の破裂を急ぎて身親から敵の術中に陥り、かへし難きの災禍を招けり。

四月十九日付塙相ビュオルがカヴールに宛てたる最後通牒は「サルヂニアの軍隊を直に平時の状態に復し、且伊太利人の義勇兵を解くこと」を求め、三日内に諾否を決答すべしと言ひ、若し此要求容れられざるに於ては、塙國皇帝は「兵力に訴へざるを得ざるべし」と斷言したり。此最後通牒發送の事は四月二十日の午後既に全歐に傳はり、列國の驚愕を惹起したるが、佛帝とカヴールとは一大狂喜を以て此報を迎へたり。蓋彼等は胸中夙に戦意勃々たりと雖も、唯自ら求めて平和を破るの風を帯ぶるを好まず、努めて敵を激して先づ事を擧げしめんとのみ願ひたるに、今や敵は自ら進んで火中に投じ來れり。彼等の喜悅想ひ知るべし。特にカヴールに至ては、失望落膽を極めたる際なりしを以て、

## 塙地利の最後通牒

## カヴールの狂喜

俄に愁眉を開いて殆んど手の舞ひ足の踏む所を知らざるの概ありたり。

塙國最後通牒の携帶者ケルレルベルヒ男は四月二十三日午後チュリンに到着せり。其五時半カヴールは外務省に於て冷然として此最後通牒を受取り、豫定猶豫の三日の後、即ち二十六日の午後五時半又冷然として拒絶の答書を渡し、左の如く言へり。

「塙地利の要求する戦備撤去の問題は、已に列國とサルヂニア政府との間に交渉中なりし所にして其末英の提案となり、佛露普之に賛成し、サルヂニアも亦妥協を圖る爲め之に同意したり。英國の提案並にサルヂニアの答に就ては、閣下(ビュオル)既に之を熟知すべきに因り、今茲に之を説く必要なかるべし。此際に於けるサルヂニアの行動は、全歐洲之を諒とせり。如何なる結果の生じ來るにせよ、元來他に先ちて武装し、又一強國が提出して他國が正當と認めたる提案を拒絶し、且脅迫的要求を以て其案に代へたる者に責任の歸すべきは、我王の確信し給ふ所なり。」

カヴールは此答書を與へ終るや、得意満面、其友に向て曰く「事は終れり。骰子は投ぜられたり。吾等は歴史を作りたり。請ふ之より食卓に就かん」と。塙國政府が輕舉事を誤まり、サルヂニアをして宛も已むを得ず挑戦に應ずるの風を帯ぶるを得せしめたるは、實に外交史上の好殷鑑と謂ふべし。

此事件開始以來常に塙に反對せる露西亞は、固より其最後通牒發送を非常に攻撃せしが、從來塙に好意を表したる英國も、其苦心の功が塙の過失の爲に一簣にして缺くるに至りたるを大に怒り、四月二十一日内閣會議を開きたる後、外相マームスベリーは維也納政府に向て、「此輕率なる處置の爲に

## 列國塙地利を非難す

維也納政府は全然英國の後援或は同情を求むるの資格を失へり」と言ひ、二日後には更に長文の非難書を送りたり。又普魯西は四月二十二日付廻狀を獨逸諸國に發して塙の態度を攻撃し、「塙國政府は今やサルヂニアに對して攻撃者の地位を取れり」と云ひ、獨逸聯邦は在伊の塙國領土の爲の戰爭に於て塙を助くる義務なしと説けり。列國の同情は悉く塙を去り、人皆口を一にして其處置を非難せるを見れば、其前途の暗澹たること以て知るべし。

巴里に於ては、ナポレオン三世は其の妥協的態度を枉ぐることなくして、遂に開戦の目的を達するを得たるを大に喜び、四月二十一日の午後臨時閣議を開て開戦の用意を議し、次で二十六日在維也納の佛國代理公使をして塙國政府に向ひ、塙軍若しチ、ノ河を渡らんには佛蘭西は之を宣戦と見做すべきを告げしめたり。然れども塙地利は四月二十八日遂にサルヂニアに向つて宣戦し、且翌二十九日其兵をしてチ、ノを渡らしめたり。此二十九日サルヂニア王ヴィクトル・エマニュエルも亦宣戦し、佛帝は五月三日之を爲せり。佛帝の宣戦中には左の如く言へり。

「塙地利は伊太利に於ける状態を極端に陥らしめ、塙地利に於てアルプス迄支配するか、若くば伊太利に於てアドリアチック迄自由となるか、二者其一を取らざるを得ざる場合となれり。……佛蘭西が劍を抜くは、支配せんが爲に非ずして、自由を與へんが爲なり。此戦争の目的は伊太利を伊太利其者に返へすに在り、敢て之をして其主人を變ぜしめんとするに非ず。而して我等佛人は獨立の恩を我等に負ふの友邦を我國境に於て有するに至るべし。」

開戦

佛帝の宣言

此宣言に據る時は、佛帝は愈伊太利の獨立の爲に劍を抜き、之をして塙人を逐ふてアドリアチックに至る迄自由となるを得せしめんとする者にして、此宣言を讀みたる伊太利人が、如何に感激したるやは洵に想像するに足る。然れども佛帝は吹き来る順風に勢を得て元氣好き宣言を發し、揚々として伊太利の大救済者を以て自任するの風あるも、彼が如何なる程度迄其宣言を實行すべきやは、猶未來に屬す。伊太利人たる者未だ俄に狂喜する能はざるなり。

## 第八章 伊太利の統一(其三)

### (伊太利王國の建設) (一八五九年—一八六一年)

- (一) 佛軍伊太利に進む。塙軍不利。佛帝の變心及其原因。ヴィラフランカ假平和條約。カヴールの憤怒と其辭職。ツィリヒ確定平和條約。
- (二) 伊太利各地の合併運動。佛帝窮餘の列國會議説。佛帝再び其政策を變ず。カヴールの復職。エミリア及タスカニー合併實行。サヴ、イ及ニース割讓條約。
- (三) ガリバルヂーのシシリヤ遠征。ガリバルヂー、ネーブルス市に入る。カヴールの大決斷。サルヂニア兵法王領に入る。伊太利王國の建設。カヴール死す。伊太利獨立事業の性質。

## 【一】

塙軍は一八五九年四月廿九日を以てチ、ノを渡り愈開戦となりしが、佛國は夙に出兵の用意を整へしを以て、其一部隊は直にアルプスを下り、四月三十日の朝既にチュリンに到着せり。又佛帝は五月十日巴里を出發し、他の一部隊を率ゐてジュノアに上陸し、サルヂニア軍の背部を廻りて北伊に進めり。而してガリバルヂーの別働隊は極北に陣地を張りて塙軍を牽制せんとす。此時に當り塙將ギュライは同盟軍の約十五萬に對して二十萬を有し、數に於ては優に敵を凌ぐを得たるが故に若し直に大膽に前進したらんには、或はサルヂニア軍と佛軍との連絡を斷ち、以て優勝の地位を占むるを得たるや

佛軍伊太利に進む

も測り難かりしなり。然るに彼は遲疑時機を失し、且佛軍の進路の偵察を誤まり、自ら不利の地位に陥るに至れり。斯くて六月四日埃軍はマジエンタに敗られ、同時にミランの地位は絶望的となり、ナポレオン三世及ヴィクトル・エマニュエルは、一兵に罽ぬらずして、六月八日市民歡呼の中にミランに入れり。佛帝は歡喜の餘同市より檄を伊太利人に飛ばして曰く、「汝の國の自由獨立なる一目的に於て合併せよ。相結んで武備を整へよ。王ヴィクトル・エマニュエルの旗下に馳せ參ぜよ。……祖國の聖火に感憤し、今は唯兵士たることを期せよ。汝等明日は一大強國の自由市民たるべし」と。曩に五月三日の佛帝の宣言を讀みて深く感激せる伊太利人は、此檄を見て益々佛帝に信賴するの念を強め、之を仰で伊太利の救濟者と爲し、祖國の自由獨立は殆ど既に得られたるが如くに感じたり。且マジエンタの一戰の影響は既に各地に現れ、統一の事業は着々其歩を進めんとしたり。

然れども一抹の暗雲は早くも既に蔽ひ始めんとす。ナポレオン三世は伊太利の自由獨立を絶叫して人心を鼓舞したるにも拘らず、其業未だ半にも達せざる時に於て、其影響の意外に大なるに驚き、忽ち遲疑逡巡の色を示さんとす。蓋カヴールは曩に佛帝の聯邦案に同意したりと雖も、其本心は全伊を統一して一王國を造るに存するが故に、密に全國の志士と氣息を通じて、畫策忘ることなかりしが、其運動は次第に効果を奏し、第一にタスカニーは四月の末に於て既に假政府を作り、ヴィクトル・エマニュエルに向て總指揮官たらんことを求めたり。王は之に正式の承諾を與へざりしも、タスカニーの都フローレンスに駐在せる公使を特命總監と爲し、事實上タスカニーをサルチニア政府の支配の下

に置きり。尋でマジエンタの戰の後、モデナ公もバルマ公爵夫人も國外に脱走し、又ロマニア（法王領地）に於ては、埃國兵の撤退と同時に革命破裂し、何れも皆サルチニアに合併せんことを要求したり。佛帝は其の自ら鼓舞獎勵したる獨立運動の影響の非常に大なるに喫驚し、法王領内に事變を起さしむる時は、本國加特力派の激昂甚しかるべきを憂ひ、又カヴールがプロムビエール密約以外に逸出せんとするを恐れ、曩に自ら伊太利を獎勵したるを忘れて俄に變心し、半途に此勢を制止せんと欲するに至れり。宛も是れ悍馬に急鞭を加へながら、其狂奔に驚いて俄に手綱を抑へ、之を止めんとするが如き者にして、先見の明なきの愚は言はずもあれ、其の果して能く制止の目的を達するを得るや否やも、頗る疑はしと謂はざるを得ず。

既にして六月二十四日ソルフェリノの大激戰あり。同盟軍は能く最後の勝利を占めたりと雖も、其損失は埃の一萬四千に對し敢て多く下らず、實に悲慘を極めたり。ナポレオン三世は生來物に感じ易くして、且戰爭に無經驗なるに因り、此慘狀を目撃して非常に感動し、深く戰爭の怖るべく且悲むべきを感じたり。加ふるに兵數の上より言へば、埃軍は寧ろ同盟軍よりも優勢なるに因り、其他位決して安全なりと謂ふを得ず。而して此獨立戰爭の影響の過大なるに付、佛帝が既に憂慮を抱けるは、上に説きたる所なり。且此等の事情の外に、更に強く佛帝を動かしたるは、獨逸諸邦特に普魯西が、俄に不穩の態度を示したること是なり。蓋獨逸諸邦は、敢て直接に埃に同情を寄すべき理由を有せずと雖も、今佛蘭西が伊太利に於て着々埃軍を敗り、アルプス方面に版圖を擴張して、佛人の所謂自然境界

の主義を實行せんとするを見、其第二撃は必ずライン方面に於て試みらるべきを信じ、俄に警戒の念を強め、普魯西の如きは現に動員をすら行へり。されば奥國政府に於て多少利益の讓歩を普魯西に與へんには、此二國の間に同盟を見るも、或は測り難からんとす。而して又佛國內に於ては、加特力派並に正統派の陰謀大に憂ふべき者ありとの情報、頻々として來れり。此等の事情の下に、佛帝は急に手を收めて和を講ずるの得策なるを思ふに至りしが、奥に於ては數週間前夫の剛戾の首相ビュオル退きたる爲め、平和の成立をして特に容易ならしめたり。

斯くて佛帝は七月七日（一八五九年）先づ使者を奥軍に送りて休戦を約し、次で同月十一日午前奥帝フランツ・ヨセフとヴィラフランカに會見し、サルヂニア王には諮ることなく、單獨にて假平和條約の要項を協定せり。同日午後ナポレオン親王は佛帝の命を奉じて奥帝を訪ひ、確定案を作り、同日中兩帝の調印を了せり。其要項左の如し。

- (一) 奥地利はロムバルヂーを佛蘭西に割讓すべく、佛蘭西は之をサルヂニアに與ふべし。
- (二) 法王を名譽首長とする伊太利聯邦を作ることを助くべし。
- (三) ヴェネチアは奥領として存し、伊太利聯邦中の一たるべし。
- (四) タスカニー及モデナは之を其舊主に復すべし。
- (五) 法王に勸めて改革を行はしむべし。
- (六) 確定條約は三國全權をツリーヒに會し、之を議定すべし。

ヴィラフランカ假  
平和條約

サルヂニア王は佛帝が恣に和議を結び、且僅にロムバルヂーのみを得、伊太利獨立の大業をして半途に挫折せしめたるに不平なりと雖も、到底佛帝の意に戻ること能はざるを以て、己むを得ず、黙從したり。但し王は其同意を表するに當り「予に關する所に於ては」なる一句を加へたり。是れ此同意たるや、王一己の同意にして、敢て伊太利の行動を束縛するの意なきことを示したるなり。其苦衷や亦憐むべし。

歐洲諸國は佛帝の態度の激變を聞て非常に驚きたり。就中佛帝の宣言を信じて之を救濟者と仰ぎたる伊太利人は、忽ち大失望と大憤怒とを感じ、佛帝が奥をしてヴェネチアを保有せしめ、曩のアドリアチック迄自由ならしむべしとの約を破りたるを激烈に攻撃したり。カヴールは時にチュリンに在り八日に休戦の報に接し、憤慨措く能はず、直に本營に赴きたるも、萬事既に休して亦如何とも爲す能はず。然も平和條件の如何んに就ては彼は猶知ること無かりしに、十一日王は悄然として佛帝の本營より歸り來り、四名の重臣を集め、假平和條約書を讀上げしめたり。カヴールは其條件の上記の如くなるを聞くや、烈火の如くに怒り、王に向て非難の語をすら放つに至れり。プロムビエールの密約者は急に變心し、半生の心血を瀝ぎし事業は僅に成らんとし忽ち半途に挫折し、宛も流星光底長蛇を逸するの觀あるを見ては、カヴールたる者洵に痛恨禁ずるを得ざりしなるべし。彼は十三日斷然辭表を奉呈し、飄然チュリンに歸れり。

カヴールの憤怒と  
其辭表

カヴールの後任にはラッタチー就職したり。佛帝は數萬の兵を留めて歸途に就き、七月十七日巴里

ツリーヒ確定平和  
條約

に着したり。次で佛境及サルヂニアの全權は八月中旬よりツリーヒに集まり、長き協議の末、十一月十日確定平和條約に調印したり。條約は佛蘭西境地利間と佛蘭西サルヂニア間及三國間との三種に分かれ、主要の條項はヴィラフランカに於て定められる所と異なることなく、別にサルヂニアはロムバルヂーを得る代りにロムバルド・ヴェネチア王國の公債の五分の三を負擔し、且境帝國公債中の四千萬フロリンを仕拂ふことに定められたり。茲に注意すべきは、佛蘭西、境地利間の條約はヴィラフランカの條件を悉く含有し、或は「法王を名譽首長とする伊太利聯邦の構成を獎勵するに盡力すべし」と言ひ、又タスカニー、モデナ及バルマに關し、「其境界變更は此等の國の構成に關係し、且其存在を承認したる列國の同意を得て始めて爲さるべきなるに因り、此等三國の元首の權利は、二縮盟國の考慮の爲め特に之を保留す」と約せりと雖も、サルヂニア全權の調印せる條約中には、此二項全く省かれたり。蓋サルヂニア王は此二點に關し、同様の約を結ぶに反對したるなり。實にツリーヒ確定平和條約は、既に其調印の日に於て關係國間の不一致を暴露し、其の到底多くの價値を有せざることを自證したり。ヴィラフランカに於て得られたる平和が長く頼むに足らざること、以て知るべし。

### 【三】

ツリーヒ條約は番に調印の日に於て其の無價値を自證したるのみならず、其の未だ調印せられざる時に於て、既に第一の關係者たる伊太利人自身に依て、事實上破棄せられつゝありたり。抑も伊太利人はヴィラフランカの和を聞て非常に激昂し、佛帝を以て賣國者と爲し、其の協定せる條約の如何を

伊太利各地の合併  
運動

顧みず、飽迄も統一事業を遂行するの決心あり。又カヴールは憤激の餘其職を辭したりと雖も、固より其初志を動かすことを爲さず「吾人は一の進路を取りたるに中途に斷たれたり。好し、吾人は之より他の路に依て進まん」と揚言し、無職の自由民たるを利用して活潑に統一運動を助けたり。斯くて佛境二國が舊主に復へすことを約せるタスカニー、モデナ及バルマに於て、假政府間に同盟を結んで舊主の歸り來るに抵抗する準備を爲し、且タスカニーの議院は八月十六日に、モデナ及バルマは同二十一日に、又ロマニアは同十六日に、サルヂニアとの合併を可決したり。サルヂニア王は此等地方の代表者に對し、敢て公然合併を承認せざりしも、猶諸大國に對し盡力すべきことを答へ、サルヂニアと中央伊太利との合併は已に事實上成立し、夫の聯邦説の如きは唯徒らに天下の噴笑を買ふのみ。

此形勢に對し佛帝は如何なる態度を取るべきや。境と條約を結ぶも實行の見込は殆ど無く、伊太利は敢て其條約を無視して任意の行動を爲せるなり。若し佛帝に於て手を拱して之を傍觀せんか、是れ決して威信を天下に維持する所以に非ず。又法王領内の革命運動に對し、佛國の加特力派は益々不平を唱へつゝあるが故に、若し佛帝に於て何等の措置をも取らずんば、彼等の不平は遂に帝の地位を危くするに至る恐あり。然れども昨日迄伊太利の救濟者を以て自任したる彼が、今俄に之に干渉して其國民的運動を鎮壓するが如きは、到底其の爲し得る所に非ず。看よ、相矛盾する兩思想の間に迷ふを常としたる彼は、今や進退是れ谷まるの窮地に陥れるなり。是に於て佛帝は先づ中央伊太利の革命政府に向つて舊主を復立すべきを勸告し、又法王に向つては改革を行ふて民心を和ぐべきを説き以て一

佛帝窮餘の列國會  
議説

時を糊塗せんと欲したるも、其交渉は皆失敗に終りたり。遂にツリーヒ會議の終りたる後、彼は窮餘の窮策として列國會議を提唱し、曰く、ツリーヒ條約を此會議に提出して列國の賛同を求め、且伊太利問題を議せんと。是れ畢竟善後の責任を列國會議に嫁し、以て自己の窮を救ふの策なり。

塊地利は列國會議を喜ぶには非ざるも、之に同意を表し、巴里を以て開會地と爲さんことを發議したり。英國に於ては、此年（一八五九年）六月以來パーメルストンは再び首相と爲りてデルビーに代り、外務はマームスベリーの代りにラッセル之を掌りたり。蓋デルビー内閣は餘りに塊に同情を寄せたるの故を以て不人望となり、其顛覆を見るに至りたるなり。而してパーメルストンは夙に歐大陸に於ける革新派の擁護者を以て自任し、特に其の第一次内閣の時、即ち巴里公會前後の時代に於て、大に伊太利を助けたるは、吾人の嘗て説きたる所なり。故にパーメルストン第二次内閣の成立と共に、英國政府の對伊政策は一變して巴里公會時代の其れに復し、努めて非干涉論を唱へて、伊太利人の運動を助けんとしたり。此一事は實に伊太利人の爲に千鈞の重きを爲す者なり。英國政府の意向は此の如くなりしが、佛國政府は既に英國の意見に賛成し、タスカニー等の舊領主を復する爲に兵力干涉を行ふの意なきことを屢々宣言したることあり。之を以て英國の新外相ラッセルは佛國政府の宣言を質として列國會議に加はるに同意したり。其他露西亞及普魯西も會議説に賛成し、遂に翌一八六〇年一月十九日を期して巴里に開會することとなり。然るに十二月下旬巴里に於て「法王と列國會議」なる一書公けにせられ、爲に形勢の急變を來したり。

佛帝再び其政策を變ず

此書はタスカニー、バルマを舊領主に復し又ロマニアに法王政治を回復するには、佛或は塊の干渉に依るの外なきも、佛も塊も此干渉を加ふる能はざるに因り、結局上記諸國の復舊は事實上行はれ難しと言ひ、又法王の宗教上の他位を保持するには、其の俗的支配の領土を成るべく狭くすること得策なりと論じたり。而して此書はナポレオン三世の意を受けて著はされたること明なりしが故に、上記の意見は非常なる反響を生じ、法王政府の機關新聞の如きは之を目して、「革命に屈從し又善良なる加特力信徒の悲痛を來す者」なりと言へり。抑もナポレオン三世はヴィラフランカ以來伊太利の國民的運動に對する援助を中止し、一時伊太利人の大憤怒を買ひたるにも拘はらず、十二月の末に至りては再び其方針を變じ、伊太利の統一運動を助くるに決し、之が爲めに生ずべき國內加特力派等の不平に對しては、サヴォイ及びニースの地を得て國民の喜を買ひ、以て反對者の口を黙せしめんと欲したり。「法王と列國會議」の發行は即ち其方針の一變を暗示せるなり。而して佛帝が斯く方針を一變するに至りたる徑路は十分に明ならずと雖も、想ふに法王に對する改革の忠告は全く馬耳東風に附せられ、且タスカニーに従弟ナポレオン親王を封ずる秘謀は到底實行の望なく、又飽迄伊太利人と背離せんには、伊太利人は任意にプロムビエル密約以上の事業を遂行せんとせるに、已れは其密約中の利益を收め得ざるの恐ある等の事情は、彼をして再び前政策に返るに至らしめたるならん。且六月以來の英國新政府が大に同情を伊太利に寄せ、伊太利人が佛帝に對して悪感を抱けるに乗じて自ら其恩人となり、依て以て英國の勢力を伊太利半島に伸ばさんとするの事實が、佛帝の思想一變を促すに於て



與て大に力ありたるは、敢て疑を容れず。

要するに「法王と列國會議」の一書に依り、佛帝の意向の一變したることは世に明となりしが、法王政府も塙國政府も大に同書の議論に反對し、佛國政府に向ひ、同書の主張するが如き説を會議に提出せず、又他國が之を提出したる時は之に賛成せざる約束を求めたり。佛國政府は固より此要求を拒絶したるに、法王も塙と共に列國會議に參同し難きことを宣言したり。是に於て佛國外相ワレウスキは一八六〇年一月三日付を以て會議の延期を列國に通知せり。延期即ち中止なるなり。

## カヴールの復職

佛帝の政策變更は他の事實に依て正式に公けにせられたり。即ち一八六〇年一月四日に至りヴィラフランカの政策を取りたるワレウスキは罷められ、伊太利の同情者として有名なるツヴネル代て外相となれり。同時にチュリンに於てもカヴールは一月二十日ラッターヂーに代て復職し、佛蘭西とサルヂニアと再び相提携するに至れること明となれり。

カヴールは其希望を回復したり。而して彼は曩には塙兵を逐ふて獨立を得るを當面の目的と爲したりしも、今や更に其政策に一步を進め、大膽なる合併に依て統一を實行するに決心し、復職後直に（一八六〇年一月二十七日）通牒を列國に發して其方針を公けにせり。曰く「中央伊太利に於て舊領主の回復は今や到底實行の望なく、目下現に既に成れる事實上の合併を正式に許すは、其唯一の解決法たるべし。伊太利人は長く忍びて歐洲が能く其事件を整へんことを待ちたるも、遂に其効なかりしに因り、今は伊太利人自ら其政府を作らざるを得ざるに至れり」と。次で彼は特使を巴里に送り、此

エミリア及タスカ  
ニー合併實行サヴォイ及ニース  
割讓條約

合併に就て佛帝の同意を得んと努めたり。佛帝は僅に一二ヶ月前に塙と結びたるトリヒ條約の無効を自ら公言する能はずと雖も、一方に於て既にサヴォイ及ニースの割讓問題を協議し、敢て多くカヴールの政策に反對することを爲さず。而して英國の外相ラッセルは既に一月十四日及十五日塙と佛とに公文を送て伊太利善後策を論じ、其中に中央伊太利の諸國に於て新に選舉を行ひ、其新議院に於てサルヂニアとの合併を可決するに於ては、列國はサルヂニアが之に兵を送て占領を行ふに反對せざるを可とすべしと論じたることあり。其のカヴールの合併政策に反對せざるべきは明なり。英佛既に此の如しとせば、他國は唯手を空うして傍觀するの外なかるべし。此消息を解せるカヴールは着々其政策の遂行を圖り、合併の投票を行はしめたるに、エミリア（モデナ、パルマ及ロマニアより成る）は三月十一日及十二日に、タスカニーは十四日及十五日に、非常の多數にて合併を可決し、エミリアの代表者は同十六日に、タスカニーの其れは同二十一日に、各チュリンに來り、サルヂニア王に謁して此結果を報告せり。王は七ヶ月前とは異なりて正式に之に同意し、更に四月二日を以て北伊新王國の第一議會をチュリンに召集し、統一事業の大半は茲に愈成立を告げたり。

一方に於て佛帝に與ふべき報酬の商議も大に進捗したり。佛國外相ツヴネルは三月十三日付公文に於て、サヴォイ及ニース合併の理由を辯解し、サルヂニアが新に一大王國と爲りたる以上、佛蘭西は境界を改めて其防禦線を整ふる必要ありと言へり。而して正式の割讓條約は三月二十四日チュリンに於て調印せられたり。調印を終はるやカヴールは佛帝の特使ベネデッチに向ひ「今や貴君は我共犯

者なり」と言へりと傳へらる。一語簡なりと雖も意味は甚だ深く、佛國は實に今後サルヂニアの爲す所に對して、何等の反對をも爲し得ざるの關係となれるなり。割讓は既に決せられたるも、體裁を飾るが爲に先づ人民の自由投票を求め、正に中央伊太利に於けると同一の手續を取ることにし、且サヴォイは一八一五年の維也納條約に依り中立地と爲れるを以て、此條件は佛帝に於ても之を守り、維也納條約の調印者と協議することと定められたり。サヴォイ及ニースは地勢上寧ろ佛領たるべきものにして、且現に一八一五年前には佛に屬したり。故に其住民中には佛領となるを喜ぶ者少なからざりしが、特に普通投票の際佛國政府は大に干涉を行ひたるが故に、ニースは四月十五日にサヴォイは同二十日に、佛蘭西との合併を大多數にて是認したり。

此割讓問題の進行中、カヴールは佛帝の強請拒絶し難きが爲に己むを得ず此犠牲を忍ぶの風を裝ふに努め、以てサルヂニア人の不満を和けんとしたるも、非難者は猶少なからず。就中、ガリバルヂーはニースが其郷里なるの故を以て、特に激烈に之を憤り、爾後長くカヴールを嫉視するに至れり。當時のカヴールの苦心も亦、察するに餘ありと謂ふべし。

英國政府はナポレオン三世の行爲を以て鐵面皮なりと爲し、サルヂニアが人口四百萬より千二百萬の王國となるも、三千六百萬の佛國に取り敢て危険を及ぼす者に非ずと論じ、屢々露國を誘ふて共に反對せんと試みたるも、巴里公會以來専ら親佛政策を取れる露相ゴルチャコフは、常に英國の意見に反對し、佛を助けたり。又中央伊太利の合併に關し、塊地利を始めタスカニー其他の舊領主は抗議を

提出したるも、固より何等の力をも有せず。斯くて夫のツォリヒ條約は言ふ迄もなく、四十五年來伊太利を支配したりし維也納も、茲に寸斷せられ、曩に神聖同盟の爲に屢々鎮壓せられたる伊太利の國民主義は、遂に全世界の驚嘆中に大凱歌を奏したり。

## 【三】

然れども伊太利統一の事業は未だ完成したるに非ず。北部に於てヴェネチアが依然として塊領なるは暫く別とするも、南伊のネーブルス王國並に羅馬を中心とする中部法王領は猶舊態を維持せり。而してカヴールは固より夙に其眼を此方面に注けりと雖も、敢て輕々しく事を擧ぐるに由なかりしが、偶ガリバルヂーの遠征は意外なる機會を生じ來れり。

抑もガリバルヂーは伊太利統一の爲に羅馬を取るの必要を感じ、夙に之を攻むるの計畫を有せしもサルヂニア政府は列國の意向を憚りて常に之を制止したり。既にしてサヴォイ及ニースの割讓實行せらるゝや、ガリバルヂーは心中の悶々に堪へざると同時に、一大壯舉に依て雄心を慰めんとするの情甚だ切なる者あり。此時に當り偶シシリ島より飛報あり、曰くパレルモに叛亂起れりと（一八六〇年四月）。是に於てガリバルヂーはシシリに遠征を試み、以てネーブルス王國を倒さんと欲し、一八六〇年五月五日の夜、密に千餘名の同志を率ゐ、ジェノアの附近より三艘の汽船に乗り込み、翌六日の朝解纜せり。カヴールは唯陽はに之を禁ずるのみにして、實際には之を默許し、若し此遠征にして失敗せばサルヂニア政府の關知せざる所なりと辯解し、若し又成功せば之を統一事業の爲に利用せ

ガリバルヂーのシ  
リイ遠征

んと欲したり。然るにガリバルヂーの遠征隊はシシリー島に於て大に成功し、更にメシナ海峡を渡り、ネーブルス本土に攻入らんとしたり。カヴールは其の或は大衝突を惹起さんことを恐れ、特に又列國に對して之を傍觀するの風を示すの得策ならざるを思ひ、王をして故らに書をガリバルヂーに與へ、海峡を渡らざらんことを求めしめたり（七月下旬）。然れどもガリバルヂーは既にネーブルス人と約する所あるが故に中止する能はざるも、目的の達せられたる時は直に其權力を王の足下に奉呈すべしと答へ、八月十九日遂に海峡を渡れり。ネーブルス王フランシスは臣民に棄てられて其身を防衛するの力もなく、九月六日ネーブルス市を去てガエタに逃れ、ガリバルヂーは翌七日揚々としてネーブルス市に入れり。然も彼は之を以て甘んぜず、更に破竹の勢に乗じて中央伊太利の法王領に進み、且北伊のヴェネチアをも征服せんと欲し、其威風は殆ど全伊を震撼するの概ありたり。

サルチニア政府は今や大なる窮地に立つこととなれり。列國は夙にガリバルヂーの遠征を非難せるなり。若し此上に法王領に攻入り、法王廳と激烈なる衝突を起さんには、或は爲に列國の干渉を招くの恐なしとせず。加之ガリバルヂーは破壊の才に富むも建設の能なきが故に、若し南方及中央伊太利を其手に放棄せんには、忽ち無政府的狀態に陥り、或は共和派の跋扈となりて、遂に共和政府の組織を見るやも測り難し。此に於てカヴールは一勇斷を爲し、自ら先づ中央伊太利の法王領に進入して機を制し、以てガリバルヂーの北進を妨ぐるに決したり。此決心は實に非常に大膽にして、其眼中殆ど列國無しと言ふも可なり。然れども大膽にして且細心なるカヴールは、決して無謀に事を擧ぐるに非

ガリバルヂー、ネーブルス市に入る

カヴールの大決斷

ず。彼れは列國中懸念すべきは唯佛蘭西なることを知り。而して佛國の人民及大臣等が此計畫を喜ばざるは明なるも、苟も佛帝にして好意を棄てざる限りは敢て多く憂ふるに足らず。之を以てカヴールは當時佛帝が南方に巡遊中なるを機とし、腹心の士をしてシャムペリーに於て帝と會見し（八月二十八日）其意向を探らしめたるに、帝は多くを語らざりしも、亦敢て深く憂ふるを要せざることを確むるを得たり。（帝は「速かに爲せ」の一語を漏らしたりと。蓋佛帝はサヴォイ及ニースを割取して以來、カヴールの評したるが如く、「其共犯者」となれるものにして、今や不本意ながらもサルチニアの計畫に反對するを得ざるなり。）

斯くてカヴールは法王領たるウムブリア及マルクが援助を請ひ來りたるを名として出兵を命じ、先づ法王廳に向て其雇外國兵は伊太利の安寧に害あるに因り之を解散すべしと要求し（九月七日）、其の拒絶せらるゝや直にサルチニア兵をして法王領内に進入せしめたり（九月十一日）。同時に彼は九月十二日付辯明書を列國に送り曰く、法王領の不幸なる同胞を傍觀するは、サルチニア政府の地位を維持するの必要上爲す能はざる所にして、且彼等を無政府的紛擾の中に陥らしむるが如きは、是れサルチニアが伊太利及歐洲に對するの義務を怠るものなりと。好辭令眞野心を包み得て巧なりと謂ふべし。英吉利を除き列國は一齊にサルチニアの處置を非難し、普魯西は公使を引揚げざりしも、佛蘭西と露西亞は九月中旬を以て外交を絶つに至れり。（壤地利との外交は以前より中絶す）。併しカヴールは其の形式上の示威に過ぎざるを知るが故に、敢て之を意に介せず、着々ウムブリア及マルクを占領せ

サルチニア兵法王領に入る

り。又ネーブルス王國の人民は十月二十一日普通投票を行ひ、サルヂニアとの合併を決定せり。此月二十二日より二十六日に亘り、ワルソーに於ては露墺二帝及普魯西攝政の會合あり、或は神聖同盟の再興を疑はしめたるも、何等の協定を見るに至らず。却て英國の外相ラッセルは十月二十七日付を以て非常に同情に富める公文をチュリンに送り、サルヂニア政府の行爲は至當にして、墺露佛普の非難は十分の理由を有せずと斷言し、且統一運動の前途を祝福したり。翌十一月七日王ヴィクトル・エマニエルはネーブルス市に入り、民衆の熱心なる歓迎を受けたり。此日王とガリバルディーとの間に會見あり。ガリバルディーは一年間ネーブルス國の總督たらんことを求めたるも、王は之を以て秩序の回復に不利なりと爲し、拒絶したり。是に於てガリバルディーは一切の名譽褒賞を抛ち棄て、カブレラ島の閑居に歸臥せり。其高風は實に欽するに堪へたりと謂ふべし。

## 伊太利王國の建設

今や羅馬及ヴェネチアを除て伊太利半島の統一は成就したり。ネーブルス王フランシスの逃れ居たる殘壘ガエタも、一八六一年二月十四日を以て陥り、王は其の妃と共に、法王領内に流竄の身となれり。而して南北及中央伊太利の代議士は二月十八日始めてチュリンに集まり、三月十七日の法律を以てヴィクトル・エマニエルを伊太利王と呼ぶに決し、茲に愈新伊太利王國を建設したり。此建設に偉功ある愛國者は甚だ多く、特にガリバルディー及マッヂニー等の功勞の絶大なるは人の知る所なるも就中カヴールの十年間の内治及外交上の苦心經營が、最も與て力あるは、敢て之を認めざるを得ず。然れども彼は其功勞の効果を長く樂むこと能はず、又宿願として殘されたる羅馬及ヴェネチアの處分

## カヴール死す

に就て再び其大手腕を揮ふの暇なく、新王國建設後三ヶ月を出でざるに、國務過勞の爲に病を得、五十一歳を以て逝けり（一八六一年六月六日）。然も人は逝くも事業は亡びず。彼れの心血を以て作られたる新伊太利王國は今後隆々として國勢を張り、歐洲の先輩老國をして驚嘆止む能はざらしめんとす。

## 伊太利獨立事業の性質

終りに臨み伊太利の獨立が希臘又は白耳義の其れと大に趣を異にするの一事は、特に一言するの價値あるべし。同じく是れ國民主義の勝利即ち正統主義の敗北にして、又夫の白耳義の獨立の如きも同じく維也納條約の事業を破壊したるに相違なしと雖も、然も此等の場合に於ては列強國は其革命を助け其獨立を扶掖したり。伊太利の場合に於ても、カヴールの巧妙なる外交に依て佛蘭西の後援並に英吉利の同情を得たるは事實なりと雖も、大體に於ては寧ろ歐洲列國の意思に反抗し、強ひて自力に依て其事業を遂行したりと謂ふを適當とす。佛帝は始めに於て援助を與へたるも、伊太利をして純然たる統一王國とならしむるは其本志に非ざりしのみか、實際に於て表面上之を非認したり。又英國はデルビー内閣の時を除き、之に同情を寄せ且聲援を與へたりと雖も、敢て實力上の援助を與へたるには非ず。而して其他の國に至ては、嘗に援助を與へざるのみか、却て其統一運動を非認し且攻撃したり。斯る間に於て伊太利は歐洲の意向如何を顧みず、敢然と其志を遂行し、遂に列強をして其新地位を承認せざるを得ざるに至らしめたり。是れ實に從來見ざりし所の新事實なり。次に伊太利の統一は保守派及加特力派に對しての勝利なりしが如く、又過激派に對しての勝利なりしは奇なりと謂ふべし。

カヴールは實に温和中正の手段に依て革命を行ふに苦心し、夫のマッヂニエー及ガリバルディー等の過激なる革命運動を且利用し且抑制し、以て其の適當の進路以外に狂奔し去るを防ぎつつ其偉業を成せり。外交上の理由並に王政維持の必要よりして、常に極端なる破壊黨及共和派と戦ひ且之を敗りたり。是れ亦吾人の注意に値するの點なり。

若し夫れ新伊太利王國の勃興が奥地利の勢力に大打撃を與へ、且歐洲均勢に動搖を及ぼして、茲に歐洲の政治地圖を改造し、更に又此國民的統一運動の大成功の實例が、大に他を刺激して新波瀾の湧起を促せるに至ては、事餘りに著明にして亦説明の要を見ず。今後の事件は自ら之を具體的に示すべきなり。

## 第九章 丁抹の削弱（其一）

### （普魯西及ビスマルクの新政策）

（一八六一年—一八六三年）

- 〔一〕 將に來らんとする大活劇。普魯西の軍備擴張。議會の反對。普王ビスマルクを招く。
- 〔二〕 ビスマルクの政治上の改宗。其の露京駐在。ビスマルクとゴルチャコフ。其の巴里駐在。ビスマルクとナポレオン三世。
- 〔三〕 ビスマルク首相となる。鐵血主義。軍備擴張の遂行。シュレスウイグ・ホルスタイン問題の破裂。普魯西活動の好機至る。二州問題解決の困難。
- 〔四〕 當時の列國關係。波蘭事件と列國關係の變動。露と英佛奥の睽離並に英佛の反目。普魯西の國際的好地位。

### 〔一〕

伊太利の新王國は愈一八六一年二月を以て成立し、維也納公會以來の歐洲組織に大變化を與へたるが、併しヴェネチアと羅馬とは猶未だ此新王國に合併せられず、伊太利人をして宛も敵人と枕を並べ或は堂上に他人の鼾聲を聞くの感あらしめたり。されば伊太利問題は未だ全く終了したるに非ず。同半島の愛國者は尙に好機を得て最後の大奮闘を試みんと爲しつゝあり。即ち南歐の禍根未だ全く去りたるに非ざるに、更に北歐の天を望めば、多年鬱勃たりし革命思想は南歐に於ける革命の成功の爲に

將に來らんとする  
大活劇

至大の刺激を受け、伊太利に凱歌を揚げたる國民的統一の運動をして、更に獨逸に於ても大勝利を收めしめんとす。而して此勝利の爲めに維也納公會の事業は最後の大打撃を受けて根柢より破壊せられり、同時に其紛擾中に伊太利人はヴェネチアを得、羅馬を奪ふて、愈其統一を完了し、茲に現今の新歐洲を建立せんとす。此前後の歴史は實に外交史中最も興味と教訓とに富める者にして、其大體の經過は一見簡單明白なるが如しと雖も、仔細に其變遷を研究する時は、其の波瀾に富み且曲折の多き、實に外交史上の一偉觀たると共に、之を叙説すること決して容易に非ず。蓋大江の海に向て奔流するや、遠く之を望めば、唯一直線に邁往急行するの趣あるも、近づいて之を探れば幾多の迂餘曲折を有し、陰森なる靜潭と怒號せる急湍と相錯綜して變化の妙を極む。特に溪間の細流既に合して野外の大江となれば、其行路を辿ること容易なりと雖も、細流の猶深山の間に於て樹陰を縫ひ巖底を潜れる間は、之を探ること甚だ難し。夫れ獨逸統一の事業に於て、セダン（一八七〇年）は是れ大江の海に達したるなり。サドワ（一八六六年）は是れ大江の成りたるなり。而してシュレスウイグ・ホルスタイン事件は是れ大江を成すべき細流の暗に走れるなり。吾人は大江の急湍と靜潭とを探る前に、先づ此細流を研究せざる可らず。而して此研究は、普魯西及ビスマルクの新政策の説明を以て始めざる可らず。

普魯西は一八五〇年夫のオルミュッツ協約に依つて奧地利に屈服し、一時非常なる勢を以て勃發したる獨逸の國民的統一運動に大蹉跌を與へたること、吾人の既に説きたる所なり（第二章第一節參照）。爾後十

年間普魯西は再び奧地利と雌雄を争ふの勇氣を失ひ、全く雌伏の状態に在りたり。然るに伊太利の統一は大なる刺激を獨逸人に與へ、宛も一八〇八年西班牙人が驟起能く佛軍を破りたるの一事が、當時のブルーヘル其他の愛國者を奮起せしめたると同じき結果を生じ、現にフランクフルトには伊太利の國民協會に倣ふて同名の新團體組織せられ、國民的統一の聲は再び高く叫ばるゝに至りたり。且普魯西に於ては、多年維也納政府に願使せらるゝを以て甘んじたるフリードリヒ・ウイヘルム四世は、一八五八年の秋以來精神病の故を以て退き、其弟ウイヘルム攝政として統治の局に在り、四圍の新形勢と相合して茲に新時代に入るの端を開けり。

抑もウイヘルムは其後獨逸帝國第一の皇帝となり、ビスマルク及モルトケと共に新獨逸を建設したる人なり。彼は天資英明と云ふには非ず、又君位神權の舊思想を有したりと雖も、四十餘年來軍務に従事し、本來純然たる一武人たり。従て夙に奧地利に屈從するを遺憾とし、夫のオルミュッツ協約にも大に反對したり。されば其の攝政となるや、先づ多年雌伏主義を取りたる首相マントイフェルを罷め、ホーヘンツォルレルン・シグマリンゲン公（アントン）を以て之に代へたりしが、更に兵力の弱きは普魯西多年の雌伏の原因なりしことを思ひ、先づ主として軍備を擴張し、以て國勢の振張を圖らんと欲したり。特に一八五九年、伊太利事件中行ひたる動員に依り、其兵制の缺點を最も明に發見し、愈改革を斷行するに決心せり。斯くて一八六〇年陸相ローンの案に基き、年々の徵兵數を四萬より六萬に増加し、且豫備年限を二年より四年に延長し、以て後備を動かさずして常に四十萬の兵を備

## 議會の反對

普王ビスマルクを  
招く

ふるの策を立てたり。次で一八六一年一月フリードリヒ・ウィルヘルム四世の死と共に彼は代つて王となり（ウィルヘルム一世）鋭意其新政策に向つて歩を進めたり。然れども軍備擴張を行ふには新に九百萬タレル（一タレルは約一圓五十錢）の經費を要したるに、議院は始め之を一時的の設備と誤信し、其支出に同意したるも其の永久の計畫なること明となるや、反對は自ら起り來れり。且多數の自由主義者は新王が自由改進黨の新政を布かんとすることを豫期したるに、王の爲す所之に反したるを以て、彼等は大に不平を感じたり。此等の事情の爲め議院の多數黨は全然軍備擴張に反對し、遂に一八六二年五月下院は解散せられ、同時に保守主義の上院議長オーヘンローへ公首相となれり。然るに總選舉後の新下院は益益激烈に軍備擴張案に反對し、九月に至り衝突は其頂上に達したり。然れどもウィルヘルムは飽迄も其新政策を遂行せんと欲し、其諸臣中最も過激なる王權派にして且奮闘の勇氣に富めるビスマルクを招て首相と爲せり（一八六二年九月）。是れ正に歴史の新舞臺の幕を切り落したるなり。

## 【一】

ビスマルクは時に四十七歳（一八一五年誕生）にして、正に其才識技能の圓熟せる時なり。彼は素と一介の田舎豪士に過ぎず、少年の頃は唯決闘に因て勇名を馳せたり。一八四七年身を政治社會に投じて伯林の議會に現はるゝや、彼は過激なる王權派保守家として立ち、一八四八年の「二月革命」後自由民權の説が最も盛んに唱へられたる當時に於て、彼は獨り大膽に之に反對したり。嘗て其處女演説の時大妨害を受くるや、彼は平然として壇上に立ちたる儘衣囊より新聞を取出し、之を讀み始めた

ビスマルクの政治  
上の改宗

ることあり。又嘗ては或酒樓に於て一客が皇族に無禮の評語を加へたるを怒り、之に麥酒の杯を投げ附けたることあり。其の傲岸不敵なること概ね此類なり。而して普墺間の關係に就ても時の多數者と説を異にし、夫のオルミュッツ協約の時にも大膽に之を辯護し、時のマントイフェル政府を助けたるは、既に第二章に述べたるが如し。然れども一八五一年五月フランクフルト聯邦會議に普魯西政府の代表者として送られ、直接に墺國代表者と折衝の局に當るや、彼は直に其對墺政策の誤れるを悟り、急變して熱心なる排墺黨となれり。當時フランクフルトに於て墺國全權は常に議長の席を占め、獨逸諸邦代表者の畏敬する所なりしが、ビスマルクは嘗て之を訪問したる時、其のシガーを吹かしながら彼を引見し、且席を與へざるを怒り、己れ自ら坐に即き、且自ら喫煙を始め、其の後集會の席に於ても、同じく其の面前にて無遠慮に喫煙し、以て一步も墺國全權の下風に立つを好まざるの意氣を示したり。是に於て他の獨逸二等國の全權は特に之を本國政府に報じ、爾後皆其體面を維持する爲に墺國全權の前にも喫煙することとなせり。一瑣事に過ぎずと雖も、亦以てビスマルクの對墺態度の如何を推想せしむるに足るべし。實にビスマルクは當時よりして墺普二國の到底獨逸に於て兩立し難きを悟り、早晚死活の大決闘の來るべきを豫期したり。

クリミア戰爭中ビスマルクは屢々伯林政府に意見書を送りて、墺地利の爲に利用せられざらんことを勧告し、寧ろ墺地利の行動を牽制して間接に露西亞を助くべきを主張したり。當時首相マントイフェル及王フリードリヒ・ウィルヘルムが中立の態度を取りたるは、其の奮闘的活動を好まざるの性質

に基くこと多かりしとは云へ、ビスマルク及其同志の意見も、亦大に與りて力ありしなり。巴里平和會議の數月前即ち一八五五年九月、彼は博覽會の見物を兼ねて巴里に遊び、佛帝が普魯西に對して多大の好意を有するを發見し、又佛塊の交情が意外に冷なるを見、大に喜びたり。引續き巴里公會中に佛隣新接近の成りたるを見るや、彼はフランクフルトより書を首相マントイフェルに送て此接近に反對するの要なきを説き、佛帝に對しては成るべく友誼を示し、同盟をすら敢て辭せざらんことを獻策したり（一八五六年五月）。又普魯西王に直接に書を送り、普佛提携論を主張したることもあり（一八五七年七月）。而して其の目指せる敵が常に維也納なるは言ふ迄もなし。一八五八年の秋ウィルヘルムが攝政となるや、伯林に於ける排塊説は新に勢力を増すに至りしが、併し同時に伊太利に於ける形勢は急に險惡となり、特に翌一八五九年一月一日の佛帝の宣言以後、危機の破裂眼前に迫り、普魯西は大に其態度を慎重にせざるを得ざる場合となれり。此時に當りビスマルクはフランクフルトに在りて、例の如く塊地利の政策に反對し、塊地利を助くる爲に聯邦兵を動かすの不可を主張したり。伯林政府は敢てビスマルクの意見に反對なりしと云ふに非ざるも、輕率に塊地利と争を構ふるの猶甚だ危険なるを思ひ、成るべく衝突を早めざらんが爲め、ビスマルクを他に移すに決し、露京駐在の大使と爲せり。是れ一八五九年二月二十九日なり。

ビスマルクは此有事の時に於てフランクフルトを去るを甚だ遺憾とし、露京に赴任後も普魯西が無益なる聯邦制度の爲に餘計の不利を蒙るを慨嘆し、一八五九年五月十二日首相シュライニッツに宛て

たる書中に於て、我等は獨逸人たる前に先づ普魯西人たらざる可らずと言ひ一聯邦中に於ける現在の我國の地位は早晚鐵と火とに依て之を矯正せざるを得ざるべし」と斷言せり。鐵火の主義が既に彼れの腦裡に生ぜるを看よ。

## 其の露京駐在

此の如く彼は塊伊戰爭の前後に於て露京に傍觀者となり、此戰爭を利用して塊を苦むるを得ざるを遺憾に思ひしが、併し彼は三年間の露京駐在に依て、大に他日の備を爲すを得たり。抑も普魯西が塊地利と雌雄を争ふに當りては、最も露西亞の後援を要すること明白にして、ビスマルクは夙に此點に着眼し、クリミア戰爭の時にも之より打算して中立の政策を主張したり。而して露西亞政府も深く普魯西の好意を徳とすると同時に、此政策の主張者たるビスマルクに對して大に感謝する所ありたり。されば其の大使として露京に赴任するや、露國は熱心に之を歓迎し、ビスマルクは又巧妙なる交際に依て益々人望と信用とを高め、以て露普の親交を非常に深厚とならしめたり。此一事はビスマルクの後日の成功を助けたること甚だ大なり。併し此點に關し、特に一言するを要するは、ビスマルクとゴルチャコフとの關係なり。ゴルチャコフは露國有數の外交家にして、青年時代より所々に轉動したる後、一八五一年より一八五四年に至る間フランクフルト聯邦會議に露西亞を代表し、當時同處に在勤せるビスマルクと大に親交を結びたり。特に當時塊地利は東方問題に關し露西亞に對して忘恩の態度を取り、ゴルチャコフは痛く之を憤りしを以て、排塊的感情に於て最もビスマルクと意氣投合するを得たり。一八五四年の春ゴルチャコフは維也納に轉動し、直接に塊地利の輕薄を目撃して益々之を心

ビスマルクとゴル  
チャコフ



に啣み、他日機を見て之を復讐せんと欲したり。而して此人今や外相として露國の政機を握り（一八五六年四月以來）、數年後には（一八六三年）正式に宰相となれり。（多年宰相たりし外交家ネッセルローは巴里平和條約後即ち一八五六年四月全く）ビスマルクは今露國に來り、三年間の駐在中に此ゴルチャコフと交情を温め、將來相助けて互に利益を謀るの素地を作れり。此兩雄が如何に相助けて一は普魯西の勃興を圖り、一は黒海に關する巴里條約を破棄したるかば、後來の歴史之を明にすべし。今は唯ビスマルクの露國在勤が彼に大なる利益を與へたる一事を記憶すべきなり。

既にして一八六二年の春となり、伯林に於て政府對議院の衝突激烈を極むるや、普王ウイヘルム一世はビスマルクを措て他に此難局に當る人なきを思ひ、之を招て首相と爲さんとしたり。然れどもビスマルクは首相の印綬を取るに先ちて、更に佛國の政況を研究するを必要なりと爲し、特に王に請ふて巴里駐在の大使となり、同年五月末之に赴任したり。佛帝は巴里公會以來普魯西に大なる好意を示し、一八五九年の普魯西の動員の爲にも帝は多く感情を害することを爲さず、爾來普佛關係は益々親密なりしが故に、ビスマルクは巴里に於ても露京に於けるが如くに特別の歓迎を受けたり。

ビスマルクが巴里に在りたるは一八六二年六月及七月の二ヶ月間にして、八月及九月は避暑の爲め佛國內地の旅行に費され、其九月下旬彼は伯林に召還せられて假首相となれり。即ち其の巴里滞在期は極めて短かりしと雖も、然も彼は此間に於て十分に巴里の政況を探り、且巧に佛帝を籠絡したり。彼は佛帝並に巴里の政治家に向ひ、無遠慮に率直に説て曰く、普魯西はカッセル及ナッサウ方面に於

其の巴里駐在

ビスマルクとナボ  
レオン三世

て腹を欠ぎ、ハンノヴェル方面に於て肩を有せず、實に國家として不具の形體に在り。之が爲に普魯西は常に微弱の地位に陥り、唯塊地利又は露西亞の政策に追隨するの外なかりき。然れども若し其形體を完全にし、自立の力を得んには、自行動の自由と同盟の自由を得べし。而して普魯西に取りて佛蘭西の同盟よりも願はしき者、果して何處に在りや。且普佛手を握て立つに至らんには、當今の幾多未決の問題は容易に之を解決するを得べし。例へばヴェニス問題、東方問題乃至波蘭問題の如き、恐らく皆然るべし。若し夫れ普魯西の擴大にして甚しきに失し、勢力の平均を破る恐ありとせば、佛蘭西も亦其の擴大を爲し得ざるの理無かるべし。佛蘭西が白耳義を取り、以て夫の革命的煽動の巢窟を掃蕩し得ざるの理由、何處に在りや。人々をして各得る所あらしめよとは、是れ普魯西王國傳來の主義なりと。而して彼が之を説くや、極めて淡泊に快活に且率直なる語氣と態度とを以てし、且諧謔と奇警の語とを之に交へ、人をして知らず識らず其誘惑に陥らしめたり。蓋彼は赤裸々に眞實を語るは人を欺くの最良手段なりとの主義を實行せるなり。

巴里の政治家中極少數の具眼者は、ビスマルクが陽には率直を裝ふて内に誦詐を包藏するを看破し之に近づくを危みたりと雖も、多數は單に彼を大言壯語の人と爲して、其言に重きを置かず、唯之を一笑に附したり。佛帝は曰く、「彼は馬鹿なり」と。皇后は曰く、「彼は可笑しき男なり」と。大臣等は曰く、「彼は眞面目に非ず」と。何ぞ圖らん、彼は背後に於て長舌を出し、佛帝を評して、「遠く之を望めば畏敬を引くも、近づいて之を見れば言ふに足らず」と言ひ、又「予は始め彼を買被ふれり、

要するに彼は人の知らざる大無能漢なり」と罵れることを。實に慧眼なるビスマルクは暫時の滞在間に佛帝の人と爲りを看破し、其の與みし易きを悟りたるなり。而して此「大無能漢」は、果して彼を「馬鹿」と評しながら猶之を歡待し、其言を喜び聽き、知らず識らず其の蠱惑する所となれり。蓋佛帝は資性狡獪にして、輕々しくビスマルクに欺かるゝが如き人物に非ずと雖も、本來其思想の傾向に於て國民主義を喜び、又天下を籠蓋する底の空想的考案に耽るの性癖を有したるに因り、獨逸の國民的運動に對しては夙に同情を寄せ、且普佛提携して歐洲の地圖を改造するの決して望なきに非ざることを感じたるなり。ビスマルクが佛帝の空想と野心とを刺激し挑發して、之を自己の軌道内に導きたるは、其手腕の最も非凡なる所にして、又佛帝がビスマルクの誘惑に陥りて冒險の夢路を辿りたるは正に其身を亡すに至れる最大原因たり。此悲劇的大喜劇は今後數年に亘りて徐々に演出せられ、徐々に其真相を發揮し來ると雖も、其第一齣は實にビスマルクの二ヶ月の巴里滞在間に試みられしなり。或人彼を評して曰く「彼は獅子と狐の性質を兼ね有す」と。一句穿ち得て餘蘊なしと謂ふべし。

## 【三】

一八六二年九月下旬ビスマルクが伯林に歸りて假首相となりたる時は（翌十月本首相となれり）、正に政府と下院と大衝突の際なりしことは上に記したるが如し。而して彼は果して王の豫期の如く大奮闘家として議院に臨み、其態度の強硬は殆ど王の意表にまで出でんとしたり。首相となりて僅に一週間の後、即ち九月三十日、彼は議場に於て揚言して曰く、「普魯西は其力を集めて以て好機會の來

ビスマルク首相と  
なる

鐵血主義

るに備へざる可らず。維也納公會にて定められたる普魯西の境界は、一國として存在を爲すに適せず。當今の大問題を解決するは、辯論と多數投票との能く爲す所に非ず。唯鐵と血と是れのみ」と。是れ其の得意の鐵血主義を正式に宣言したるなり。自由主義の議員等は此宣言を聞て大に驚き、衝突は再び新に始まり、軍備擴張費は又々削除せられたり。然れども上院は之を復活し、上下兩院間に衝突を生じたるに、ビスマルクは之を機として詭辯を弄して曰く、普魯西憲法には上下兩院の衝突の爲め豫算不成立となりたる場合に付何等規定する所なし、而して政府は必要なる國務を弛廢する能はざるに因り、斯かる場合に政府は自ら經費を支出せざる可らずと。此辯解の下に彼は專斷に軍事費を支出し、議會には直に閉會を命じ、翌一八六三年の春新に議院の集りたる時にも、早々に閉會を命じ、以後三年間全く議院を無視して其軍備擴張案を實行し、新聞紙の政府に反對する者は、容赦なく之に發行停止を命じたり。

軍備擴張の遂行

且此一八六三年に入り露領波蘭に革命起りたるに、全歐の人は壓制に苦める此可憐の義兵に同情を寄せ、英も佛も塊も公然露國政府を非難せる其中に於て、ビスマルクは同年二月八日露國と協商を結んで波蘭の革命黨を取締ることを約し、其鎮壓を助けたり。是れ要するに深く露と結托して他日の變に備へんとするなり。然れども當時世人はビスマルクの深謀を了解せず。唯だ表面に現れたる議院の蹂躪と義兵の鎮壓とを見て、狂暴なる反動主義、專制主義及非國民主義の復活とのみ信じたり。何ぞ圖らん、其裏面に於てビスマルクはローン及モルトケ等と共に、大々的國民主義の事業の準備を整へ

驟起して其兵力を試むるの時機を待ちつゝありしなり。而して此年の三月以來再び問題となりしシュレスウイグ・ホルスタイン事件は、十一月丁抹フリードリヒ七世の死と共に俄然紛糾の度を加へ、愈普魯西をして大活動を開始するの機會を得せしめたり。

シュレスウイグ・  
ホルスタイン問題  
の破裂

シュレスウイグ・ホルスタイン問題に就ては、丁抹と獨逸との間に既に長き以前より衝突あり。特に一八四八年の革命の時、分離運動は一時大に勢力を占め、遂に墺普の干渉となり、次で一八五二年五月八日の倫敦條約にて、王フリードリヒ七世の相續者をクリスチアン親王と定め、丁抹王國の保全を承認し、以て落着を告げたるは、第二章に記したるが如し。倫敦條約後丁抹は此二州を全然本國に合併して獨逸人の禍心を絶つるの必要を感じ、一八五五年十月二日全王國に通ずるの憲法を發布し、之を二州にも施行せんとしたり。然れども獨逸人の反對果して強かりしに因り、一八五八年八月獨逸聯邦の一部なるホルスタイン及他の一小領地ラウエンブルグに關する箇條を同憲法中より削除し、多少の讓歩を爲したりと雖も、シュレスウイグには其憲法を實施したるを以て、獨逸人の不平は敢て止むことなかりき。既にして一八六三年三月三十日、丁抹政府はホルスタインに關する特別法を發布し、二州を分ちてシュレスウイグを純粹に本國に合併するの意を明にしたれば、忽ち丁抹と獨逸聯邦會議との間に葛藤起り、度々の談判の末九月十九日に至り、會議には「干渉實行」の案提出せられたり。丁抹は敢て之を意に介せず、九月二十九日、丁抹及シュレスウイグに施行すべき新憲法案を自國の議院に提出し、愈合併を實行せんとしたり。獨逸人は之を見て益々怒り、聯邦會議は十月一日丁抹を以て

ホルスタイン及ラウエンブルグに對する義務を破りたりと爲し、之に干渉するに決し、其實行を先づザクセン及ハンノヴェルに托し、抵抗を受けたる場合には、墺普も實力を以て之を助くべき者とし、三週間の猶豫を丁抹に與へたり。（ハンノヴェルは長く英王の兼領地たりしが一八三七年ウィリアム四世死し、女王ヴィクトリア即位するに及び相續上の關係にて英より分離せり）

此危急の時に際し、丁抹王フリードリヒ七世は十一月十五日死して男系絶え、クリスチアンは倫敦條約の力に依り王となれり（クリスチアン九世と稱す）。而して新王は即位後三日（十一月十八日）夫の反對の聲囂々たる新憲法に批准を與へ以て時局の紛糾をして益々甚しからしめたり。蓋アウグステンブルグ老公は曩に丁抹王より辨償金を得て其要求權を放棄したりしも、其子なる新アウグステンブルグ公（フリードリヒ）は父の約束は其の知る所に非ずと稱して、二州に對するクリスチアンの相續權を承認せず、又獨逸聯邦會議は倫敦條約に加入せざりし故を以て其効力を認めず、相共に二州に對する新王の處置に反對すると同時に、其相續權其者をも否認せんとせるなり。斯くてアウグステンブルグ公はフリードリヒ七世の死の翌日、即ち十一月十六日、既に宣言を二州人民に發して自ら二州公と稱し、又聯邦會議は十一月二十八日ホルスタインの丁抹代表者は最早參列の資格なしとて、之を放逐するに決したり。次で十二月七日墺普の説に基て愈夫の「干渉實行」を爲すに決し、之を委任されたる四國は同十五日此決議を丁抹に通知して、ホルスタイン及ラウエンブルグの撤兵を求め、二十四日ザクセン及ハンノヴェルの兵は難なく之を占領せり。同時にアウグステンブルグ公はキールに赴きて「國民政府」を組織し、聯邦官吏は唯之を監督するに止めたり。丁抹は憤慨に堪へずと雖も抵抗

普魯西活動の好機  
到る

の力なく、唯抗議書を發して獨逸人の横暴を天下に訴ふるのみ。  
今や普魯西の大活動の機會は漸く來りたり。曩にアウグステンブルグ老公をして要求を放棄せしむるに盡力したるビスマルク其人は、却て丁抹新王の權利を無視して其領土の分割を企てんとす。非道残酷と騙詐譎點とに満てる大悲劇は、之より將に演出せられんとするなり。然れどもビスマルクの前には多大の困難横はり、其進路は幾多の曲折を経るを要したり、從て其變化展開の跡は之を究むるに甚だ困難なり。然も是れ外交史上最も重要にして且最も興味に富む部分なるが故に、吾人は忍んで之が研究を試みざる可らず。

抑もビスマルクは塊地利の勢力を挫きて普魯西を獨逸の盟主となすの一事に於ては、夙に決心する所ありと雖も、如何の手段を用ひ、且如何の方面より着手すべきやに就ては、敢て豫め信ずる所ありたるに非ず。然るに今二州問題の破裂は偶彼れの政策の前途に一道の光明を與へ、彼をして先づ其の鐵槌を撃下すべき好地點を發見せしめたり。而して彼は其政策を實行するに當りては何等の妨害の前にも遲疑逡巡せず、且目的の爲には手段を選ばず、滿身是れ鐵より成るの概あり。然れども二州問題は極めて複雑にして、敢て簡單に處理し去るを得ざるものあり。彼は他の獨逸人と同じく二州に干渉するを欲すと雖も、成るべく民主的運動の色を帯ぶるを避け、且聯邦會議が無視せる夫の倫敦條約を守るの風を裝はざる時は、列國の故障を招く處あり。又彼れの本心は唯普魯西の利益を圖るに在りと雖も、露骨に之を露はす時は獨逸全體並に塊地利を敵とする處あり。而して塊地利を籠絡して之

二州問題解決の困難

を味方と爲し、先づ聯邦會議の手より二州を奪ふは比較的容易なりとするも、更に之を塊地利より奪ふの策を廻らざる可らず。即ち彼は革命的運動を非認し且倫敦條約を尊重すと稱へつゝ、列國を欺て二州を丁抹より奪ひ、又獨逸の爲に丁抹王を膺懲すとの聲言の下に獨逸諸邦を瞞着して二州を自己の鐵腕下に引き寄せ、又有用の時には塊地利の助力を求めながら、後には之を排斥せざる可からず。此の如く列國に對し獨逸聯邦に對し又塊地利に對し、三面三様の外交を行ひ、且其の各をして表裏相異なる者あらしむるは、實に複雑危険の極にして、大膽に且巧慧なる外交家に非ざれば到底此難局に處する能はず。併しビスマルクは「獅子と狐との資質を兼ね有す」。加ふるにローン及モルトケの苦心に成れる強大なる軍隊は彼れの背後に在り。彼は將に大に其辣腕を振ひ、以て世界の耳目を驚かさんとす。

## 【四】

然れどもビスマルクの手腕如何に非凡なりとするも、其演技の國際的地位にして不利ならんには、彼と雖も敢て自由に其政策を行ふを得ざるべし。丁抹は小國なりと雖も、列國は本來之に同情を寄せざるに非ず。特に英國は熱心に之を助けんとせり。畢竟ビスマルクが其志を達するを得たるは、當時普魯西の國際的地位の極めて佳なる者ありたるに因るなり。されば吾人は丁抹事件の成行を説く前に先づ此方面の説明を爲さざる可らず。記事は次第に錯雜とならんとするも、本來此事件其者が極めて紛糾せるものなるに因り、是れ到底避くるに由なし。讀者は著者が之を案配叙述するに於ての苦心尋

當時の列國關係

常ならざるを思ひ、暫らく精讀の勞を取つて、事件の徐々の展開を見るべきなり。

抑も二州事件破裂前の列國關係を見るに、露佛は一八五六年の巴里公會以來著しく接近し其親交は極めて厚かりき。英吉利は巴里公會後多少佛蘭西より遠かりたるも、佛帝は其國際的地位を安固にするの必要上より英國にも親むを得策とし、一八六〇年一月二十三日之と新通商條約を結び、關稅を輕減して其歡心を買ひ、又同年八月、天津條約(一八五八年六月二十七日)の批准を迫るため英佛連合の支那遠征を企てたり。又墨其西哥政府が不法に外債償却を中止するや、之に大關係ある英佛及西班牙の三政府は、一八六一年十月三十一日條約を結び、連合艦隊を送て共同運動を爲せり。此等の事情の爲に英佛の親交は密なるを得たりしも、一八六二年に入るや佛帝は墨其西哥遠征に關して其眞野心を暴露し、當時北米に於て南北戰爭中なるに乘じ、墨其西哥を征服して舊教主義の新帝國を興し、以て羅典人種の統合を圖り、南米一面を佛蘭西の勢力下に立たしめんとしたり。之が爲め佛と英西との連合運動は直に絶え、一八六二年の四月末には英西軍は全く墨其西哥より退去し、同時に佛帝は大に世の信用を失ひ、英佛の關係も自ら不良となれり。佛帝の墨其西哥遠征は一時大に成功し、一八六三年の夏頃には假政府組織せられ、翌一八六四年四月埃國皇弟マキシミアンは佛帝の切なる勸誘に従ひ、新帝國の皇帝たるべく出發するに至れり。併し北歐事件發生の時に於て、此遠征が大に佛帝の手足を束縛したるは明なり。(佛帝の墨其西哥遠征の大失敗に終れることは後に説くべし)。佛埃の關係は著しき變化を見ざりしも、一八六一年伊太利の議會が羅馬を脅し、特に一八六二年八月に至りガリバルディーが武力に訴へて羅馬を

取るの計畫を爲したる以來、佛蘭西の加特力派の激昂甚しく、佛帝も此派との關係を維持する爲め埃に近づかんとし、一八六二年十月親伊派のツィツネルを罷めて親埃派のドルーアン・ド・リュイを外相と爲し、爾來佛埃は大に其親交を厚くせり。而して英露の不良なる關係はクリミア戰爭以來著しき改善を見ず。特に埃の忘恩に對する露の怨恨憤怒は毫も減ずること無し。

斯かる國際關係の間に立ち、普魯西は深く露西亞と親み且つ佛蘭西とも好關係を保ちたり。然も未だ特種の好地位を占むること無かりしが、偶一八六三年に入り、波蘭事件は列國間の外交關係に大變動を與へ、普魯西の爲に極めて有利なる新形勢を作り出せり。抑も波蘭人は多年露國の壓制に苦み、既に革命の計畫を起したること一再に止まらざりしが、一九六三年一月中旬露國政府は不意にワルツに於て大檢舉を行ひ、且同時に全國の志士を捕縛せんと企てたる爲め、俄然革命の破裂を來し、其勢力一時猖獗を極めたり。全歐の人々は熱烈なる同情を波蘭人に寄せ、普魯西に於ても亦同じく然りしにも拘らず、ビスマルクは獨り同僚の反對を斥け、世人の非難をも顧みず、二月八日斷然露西亞と協商を結び、波蘭叛徒の普魯西領内に逃れ來りたる者を露國に於て追捕することを許し、波蘭の鎮定に大なる助力を與へたり。一方に於て埃地利は斯かる便利を露國に與へず、波蘭と接續せる其領土をして革命黨の避難所たるを得せしめたり。之が爲め普露關係が愈々親密を加ふるに反して、露埃の其れが益々不良となれるは固よりなり。

佛帝は始め露帝の感情を害するを好まず、成るべく傍觀者の地位に立たんと欲したるも、佛國公衆

の波蘭人に對する同情と露國に對する攻撃とは日に強大となり、帝をして遂に袖手傍觀するを得ざるに至らしめたり。是に於て彼は七年來の親露政策を一朝に破り去るの愚を行ひ、四月十日露帝に向て波蘭の再興を迫り、同時に英奥も同様の要求を爲せり。露西亞のゴルチャコフは成るべく時日を遷延せしめて其間に叛徒を鎮定せんと欲し、先づ波蘭平定の善後策を示さんことを求めたり。英佛奥は果して此善後策を協定するに多くの日子を費し、漸く六月十七日に至り(一)大赦、(二)代議制度、(三)官職に就くの自由、(四)信仰の自由、(五)波蘭語を公用語とすること、及(六)一定の徵兵規則を設くることを波蘭人の爲に要求せり。然れども三國にして眞に其目的を達せんと欲せば、口舌の争を去て別に何等かの有効手段を取らざる可らず。民論の熱に驅られたる佛國外相ドルーアン・ド・リュイは、之に關し六月二十日英奥に提議を爲し、露國に向て實力的壓迫を加へんとしたるも、細心なる英國政府(首相バーメルストン外相ラッセル)の反對の爲め成立せず、佛蘭西に唯露西亞より無益の怒を買ふに止まりたり。ゴルチャコフは列國間に最早提携の望なく、其提議は單に空砲に過ぎざるを看破して大に意を強くし、七月十三日昂然として三國の六要求を拒絶せり。

既にして此年の三月以來問題となれる丁抹對獨逸聯邦會議の軋轢は、次第に激烈となり、九月十九日には干涉實行説現はれ、十月一日には此説愈可決せられ、丁抹の運命は將に寸前を測る能はざらんとしたり。平素丁抹の保護者を以て自任せる英國は之を見て非常に憂慮し、如何にかして此危險を救はんを欲し、之を佛帝に謀りたるに、帝は丁抹問題は波蘭問題に大關係ありと言ひ、英國に於て波蘭

の爲に斷然たる措置を取らば、佛國も亦丁抹の爲に盡力すべしと答へたり。是に於て英國政府は漸く意を決し、アレキサンドル皇帝は一八一五年露國が波蘭を得たる際の條件を完うせざりしに因り、之を領有する權利を失ひたることを、露帝に向て宣言せんと申出でたるに、佛帝は喜んで之に同意したり。乃ち直に其準備に着手し、英國外相ラッセルは其文案を閣議に附し、首相バーメルストンの同意を得たる後、其謄本を佛國に送り、先づ英國より特使を派して之を露國に致し、佛國は其次に之を送るの順序と定められたり。一方に於て在露京の英國大使ナビール卿は本國よりの訓電に因り、不日、「重大なる通告」を爲すべきことをゴルチャコフに告げ、又佛國大使モントペロも英國大使を助くべしと訓令せられたり。而してラッセルは此通告を發送するに先ち、已に或饗宴の席に於て「露西亞が波蘭を得たる條件は充たされざるに因り、其資格も維持され難きが如し」と宣言したるを以て(九月廿六日)、其所謂通告の如何なる者なるやは、已に略世に明となれり。

然るに此「重大なる通告」を携ふる特使は倫敦を出發し、途次獨逸に在りたるに、突然引返すべしとの訓電に接し、此大抗議は半途に中止となり、佛國の大不満を惹起せり。而して英國政府が斯く俄然其意を變じたるは、全く此間に於てビスマルクの警告に接したるに由る。蓋ビスマルクは飽迄波蘭に於てゴルチャコフを助け、同時にシュレスウイグ・ホルスタインに對する英佛連合の干涉を防がんと欲し、英國政府に告げて曰く、若し英國に於て露帝は維也納條約を破りたる爲に波蘭に對する權利を失へりと言ふを得ば、奥普及獨逸聯邦は丁抹王が倫敦條約を破りたるの故を以て二洲に對する權利

を失へりと言ふを得べしと。ラッセルは此警告を聞て大に愕き、且單にビスマルクの爲に欺騙せらるゝことを悟らず、倉皇使者を途中より召還し、却て十月二十日書を露廷に送り、其措置に満足を表する旨を宣言せり。是れ英國の外交には稀有なる大失敗にして、當時ラッセル等は之を以て波蘭を棄てて丁抹を救ふ所以と思ひたるも、何ぞ圖らん彼は波蘭と共に丁抹をも棄てたるなり。獨りゴルチャコフが手を拍つて英佛の無能無力を笑ひたるのみならず、ビスマルクも亦手を額にして其奇功を喜びたるなり。

斯くて露と英佛は益々離隔し、且佛は英の爲めに度々愚弄せられたるを怒り、其交情大に冷却せしが、更に英佛關係をして此上に不良とならしむべき新事件起れり。ナポレオン三世は十一月四日親翰を英國女王ヴィクトリアに寄せ、一八一五年の維也納條約は殆ど凡て破られ改められ脅され居れば、列國會議を巴里に開て、現在及將來の平和を保障するの道を講せんと發議し、且其翌五日議會開院式の勅語中に於て、列國會議の事を説き「一八一五年の維也納條約は、既に存在を失へり」と宣言したり。維也納條約の無効を宣言するは、是れ同條約の規定せる歐洲組織の變更を是認せんとするものにして、漠然たる此一語中に多くの危険を含むは明なり。されば英國外相ラッセルは先づ會議にて議すべき事項を尋ね、波蘭伊太利及丁抹等の問題を議せんとする由を聞きたる後、十一月廿五日決答を與へ、此等の問題は之を會議にて議するも徒勞なるべしとて拒絶せり。此拒絶に接して佛帝は益々平ならず、復た再び英國と事を共にせざるに決せり。

上來説明したるが如くにして、露と英塊との交情は冷却して氷の如き者となり、七年來温なりし佛露の友誼は全く斷絶し更に英佛も相反目するに至れり。而して列強關係が支離滅裂に歸し、何等一致の運動を爲す能はざらんとする其中に於て、普魯西は深く露西亞と結托し、其地位頗る鞏固を加へたり。之を當面の事實問題より言へば、普魯西が將に二州問題に關して一大活動を試みんとするに當り背後の露西亞は之に強大なる助力を與へんとし、反對者たるべき列國は分離孤立亦手を施すの力無からんとす。是ぞ正にビスマルクが其辣腕を振はんとするに當て發見したる國際的好地位なるなり。然も此好地位漸く成り、ビスマルクの活動準備の正に整へる十一月の十五日に於て、丁抹王フリードリヒ七世俄に死し、二州問題の大破裂を來したるは、之を無上の好運と謂はざるを得ず。ビスマルクが如何に此好運を利用したるかは、吾人謂ふ之を次章に於て説かん。

### 第十章 丁抹の削弱(其二)

#### (ビスマルクの三面的外交並に奥普同盟)

(一八六三年—一八六四年)

- 〔一〕 列國とビスマルク。英國の強硬なる宣言。ビスマルク先づ温言以て他を欺く。形勢一變と假面撤去。倫敦條約の曲解、ゴルチャコフ暗にビスマルクを助く。英の無力。
- 〔二〕 獨逸聯邦會議とビスマルク。兩者目的の相違。ビスマルク口を倫敦條約に藉る。聯邦諸國の非難。
- 〔三〕 奧地利とビスマルク。聯邦會議と奥普の衝突。奧地利去就を誤る。奥普同盟條約。丁抹への最後通牒。列國への辯明。
- 〔四〕 英國の憂慮。丁抹保全に關するビスマルクの詭辯。奥普同盟軍シュレスウイグに入る。獨逸人及普奧議會の反對。

#### 〔一〕

シ レスウイグ・ホルスタイン問題は一八六三年の春以來俄に再燃し、特に其九月聯邦會議が「干渉實行」<sup>ヘンデル</sup>を唱へ、十月一日遂に之を可決するに及び、非常に列國の注意を引くに至りたり。當時ビスマルクの政策は未だ明確なる形を取るに至らず、且彼は露西亞の態度に就ては心中大に恃む所ありたるも、他の列國特に英國の意向に就ては深く之を憚りたり。蓋英國は單に正義の上よりして丁抹に同情を寄するのみならず、其の調印せる倫敦條約を維持するを以て自己の體面に關する問題と爲し、又



英國の強硬なる宣言

皇太子妃アレキサンドラが丁抹王位相續者なるクリスチアンの長女なるの縁故を思ひ、始めよりして丁抹に聲援を與へ、之を獨逸人の壓迫より救はんと欲したり。斯くて七月二十三日二州問題が懸々たる時、首相パーメルストンは下院に於て左の如き宣言を爲せり。曰く「若し丁抹の權利を覆へし、其獨立に干渉するが如き横暴の計畫を爲す者あらば、彼等は結局其敵として争ふべき者は、敢て丁抹一國のみに非ざることを見すべし」と。是れ明に英國が丁抹の後援者たるべきことを告白したるなり。次で九月十九日夫の「干渉實行」の案が聯邦會議に提出せらるゝや、英國政府は益々憂慮し、同月廿九日外相ラッセルは聯邦會議に警告書を送り、一八五二年五月八日の倫敦條約を引て丁抹の保全及獨立を説き、「英國政府はホルスタインの兵力的占領を冷眼に看過すること能はざるべし」と言へり。當時に於ける英國の態度の極めて強硬なりしこと以て知るべし。

されば九月及十月の頃に於てはビスマルクは努めて温顔以て英國及丁抹に對し、二州人民及聯邦會議の分離運動には同情を寄せず、且倫敦條約を重んずるの風を裝ひ、以て列國の猜疑を避くるに心を盡したり。十月十四日在柏林の英國公使ブカナンとの會見の時、彼が同意したる覺書に曰く、「若し丁抹に於て、ホルスタイン及ラウエンブルグが自ら其立法を行ひ、且其地に於て徵收したる金の處分を左右する事に關して満足を與ふべきことを聯邦會議に通告し、又國際問題を處理する爲に大英國の調停を容るゝに於ては、普魯西は「干渉實行」を制止するに盡力すべし」と。英國政府は之を見て平和の有望なるを喜び、丁抹に勸告して讓歩を爲さしめ、且其調停に同意せしめたり。十月二十一日在

ビスマルク先づ温言以て他を欺く

柏林の丁抹公使クエードが本國政府に送れる公文中に曰く、「予は普魯西政府が「干渉實行」の事實とならざらんことを願へる事を敢て宣言するを得。ビスマルク氏は予に向ひ、個人としての彼も、又其政府も妥協を願ふ旨を明言せり」と。又同公使の十一月六日付公文中に曰く、「普魯西首相は其一己の意見の爲にか、又は英國の取れる態度の爲にか、此點は敢て明言するを得ざるも、兎に角二州事件を全く望外なる好地位に置けり。予は此問題が維也納に於ても、當地（柏林）に於けると同様なる明白と同様なる熱心（丁抹の爲の）とを以て見らるゝや否やを知らず」と。十一月の始に於ても、英吉利及丁抹は實に此の如く籠絡され居たりしなり。

然るに十一月十五日丁抹王フリードリヒ七世遂に死し、クリスチアン九世之に代り、爲に形勢に激變を來し、且同時に波蘭に關する同月四日の佛帝の列國會議說に伴ふて英佛の反目を生じ、丁抹事件に關して佛國が英國を助くるの望無きこと明となるやビスマルクは漸く決心する所あり、敢て其假面を脱して大膽なる活動を試むるに至れり。先づ夫の英國の調停說に關し、彼は此時に至る迄常に之に賛成し居たるは言ふ迄もなく、十月下旬聯邦會議が一度此說を拒絶したるにも拘らず、彼は十一月初旬、英國公使に向ひ、再び之を聯邦會議に提出せんことを勸告したる程なりしが、十一月中旬以後は俄然態度を變じ、今日の形勢にては到底聯邦會議が之を容るゝの望なしと言ひ、英國をして調停を斷念せしめたり。又聯邦會議に於てホルスタインの丁抹代表者を放逐するの議あるや、ビスマルクは成るべく倫敦條約調印列國の疑を避けんと欲し、始めは之に反對するの風を裝ひ、現に十一月廿一日在

形勢一變と假面撤去

伯林の英國公使に向て、墺地利と共に丁抹の爲に投票すべきを告げ、且聯邦會議に於ても一時墺普は此放逐論に反対するの風を示したりと雖も、敢て眞面目に其反対を貫徹せざるのみか、十一月二十八日放逐議の可決せらるゝや、其席に於て墺普全權は連合宣言書を朗讀し、其中に倫敦條約を曲解して丁抹王の資格を否認し、公々然其假面を撤したり。曰く、

「墺普二國政府は一八五一年及一八五二年の間に丁抹王と種々協商を爲したる後、一八五二年五月の倫敦條約を結びたり。而して二國政府は此條約を守る義務あり。然れども此條約は其前の諸協商と互に相離る可らざる者なり。故に丁抹王にして此等豫備的諸協商を實行するに於ては、二國政府は倫敦條約を實行すべし。ラウエンブルグの相續に就ては、ヘッセンのフリードリヒ公は丁抹王クリスチアン九世の爲に其權利を放棄したるが故に、此相續權は正に丁抹王の有たるべきを信ず。從而ラウエンブルグの丁抹代表者は正に容認せらるべきものと思はる。併し聯邦會議に於ける投票はホルスタイン及ラウエンブルグに與へられたるものなるが故に、丁抹王が諸の前協商を實行して倫敦條約を有効となすに非ざれば、之を容認するを得ず」と。

看よ、ビスマルクは倫敦條約を守るべしと稱へながら、之を獨立の條約と認めず、其有効は他の條件の實行に依るものと爲し、結局ホルスタインに於ける丁抹王の資格に疑を挟み、夫の「干涉實行」に賛成せんとせるなり。然も此「干涉實行」の辯解として彼は列國に向ひ一種の詭辯を弄して曰く、丁抹王に對して聯邦會議の議決を執行するは、是れ其の聯邦の一員たることを證明し、從て又其のホ

ルスタインの正當の君主たることを明にする所以なりと。十一月廿八日付英國公使ブカナンが本國政府に送れる書中に左の如き句あり。

「ビスマルク氏は予に語りて曰く、聯邦の「干涉實行」はホルスタインに於ける革命運動を妨ぐるを得べく、同時に又或程度に於てクリスチアン九世をホルスタイン侯として聯邦會議より間接に承認する所以なるべしと。同氏は又獨逸の形勢甚だ不穩なるを以て、直に「干涉實行」に着手せざるを得ざることを述べられたり、併し斯かる「干涉實行」が如何にしてクリスチアン王の主權の承認たるを得るやに就ては、敢て説明する所無かりき」。

此最後の點は世人も亦一般に了解するを得ざりし所なり。要するにビスマルクは有らゆる詭辯を以て列國を翻弄しつゝ敢て其野心を遂行せんとせるなり。此形勢一轉の重要な時期に於て、吾人の特に注意するを要するは、露相ゴルチャコフがビスマルクに與へたる應援是れなり。此の二人が如何なる關係を有するやは已に之を説けり。又波蘭事件に關し列強悉く露西亞に反対せる時に於て、ビスマルクが獨り之を助け、特に最後に英佛が大抗議書を露西亞に送らんとするに當り、ビスマルクの干涉に依て之を助け、ゴルチャコフをして大に其恩義に感ぜしめたるは、亦前章に説きたる所なり。さればゴルチャコフは今丁抹事件に關し、ビスマルクを助けて其恩に報いんと欲し、ビスマルクに於て其政策に一轉歩を進むる毎に、彼は間接に之を辯護して、列強特に英國の反対を制止するに努めたり。ビスマルクが倫敦條約に新解釋を下し、且干涉實行の決心を公けにしたるは十一月の末なるが、十二月

一日聖彼得堡の英國大使ナビルは本國政府に報じて曰く、「ゴルチャコフ公の言に據て察すれば、彼はビスマルクを以て此事件に關し溫和なる意見を有する者と信ずるが如し。彼は聯邦の干渉實行に付、若し之を善導するに於ては、保守的處置たるを得べしと思へり。又聯邦軍隊は正確なる訓令に従ふて行動し、以て秩序を確實にし、且立法問題と王統問題との必要なる區別を維持するならんとは、彼れの意見なり」と。二雄暗に握手して相助くるの跡、明なるに非ずや。此所謂立法問題と王統問題の區別なる者は、又ビスマルクの好んで唱ふる所にして、蓋二州の人民並に一般の獨逸人は新丁抹王を全然ホルスタインより逐はんと主張せるも、ビスマルクは飽迄正統主義を守るの風を裝ひ、唯立法上の不法即ちホルスタインに特別法を布き之をシュレスウイグより分ちたるの非を膺懲せんと唱へ、一般の民主的革命的運動には反對の風を示せるなり。是れゴルチャコフが呼んで以て溫和又は保守的と爲す所以なるも、其の全然自他を欺く者なるは敢て言を待たず。

斯くて十二月七日聯邦會議は愈奧普の提議の下に干渉實行に着手するに決し、同月下旬にはホルスタイン及ラウエンブルグの占領を行へり。此月四日丁抹王は英國の勸告に従ふて夫の三月三十日のホルスタインに關する特別法を廢止したるも、既に時機を失して大勢を挽回すること能はざりしなり。英國は此形勢を見て非常に痛心し、佛蘭西が丁抹事件に關して英國と行動を共にせざるべきこと既に明白となれる今日に於ても、猶七月の宣言以來の態度を繼續し（英國の在野政治家は後之を評して不細心と言へり）ビスマルクの倫敦條約の新解釋に就ては、十二月十七日付其不當を鳴らし、又屢次奧普政府に抗議を送りたり。然

れども其抗議は何等の効ある無く、ビスマルクの眼中今や殆ど英國なきの風あり。一八六四年一月五日フランクフルト駐在の英國公使マレットが英國外相ラッセルに送りたる書中に曰く、「當地に於ては人皆吾等の抗議に對し、驚くべく平然たり。蓋英國は實力の干渉を加へざるならんと確信せらるゝに因り、吾等の意見は毫も重視せられざるなり」と。然り、是れ正に事實の真相たり。

增長せる奧普は十二月二十八日聯邦會議に於て更にシュレスウイグを占領して擔保と爲さんことを主張したるに（第三節を看よ）ラッセルは之を聞て益々驚き、同月三十一日維也納及伯林に強硬なる警告書を送り、又同日同時に（一）倫敦條約の調印者及獨逸聯邦會議の全權の協議會を倫敦又は巴里に開て獨逸對丁抹事件を議し、（二）其議事の終る迄は現狀維持を爲さんことを發議したり。一方に於て丁抹王は英國の忠告に従ふて内閣を更迭し、新内閣をして獨逸との爭議を倫敦條約調印者の仲裁に附することを申出でしめたり（一八六四年一月上旬）。然れどもナポレオン三世は曩に波蘭に關する自己の列國會議説が英國の反對の爲に破られたるを啣めるに因り、敢てラッセルの發議に應ぜざるのみか、一月四日（一八六四年）書を獨逸諸國に送りて、佛國政府は今後倫敦條約を死文と見做すべしと宣言せり。露のゴルチャコフに至ては同一月十一日在露京の英國大使ナビルに向ひ、奧普軍隊が擔保の名にてシュレスウイグを占領するを許すべきことを丁抹に勸告して然るべしと語り、再びビスマルクの政策を庇護したり。支離滅裂に歸せる列強關係と孤立無力の英國の地位が、如何にビスマルクの成功を助けつゝあるかを看よ。

獨逸聯邦會議とビスマルク

兩者目的の相違

## 【11】

前節に於ては吾人は主として列國對ビスマルクの觀察點より研究したり。然れどもビスマルクは同時に獨逸聯邦會議並に奧地利に對しても縱横虚實の策を弄し、結局三面三様の外交を行ふべき地位に在りたり。吾人は之より眼を轉じて他の二方面に於ける彼れの活動如何を見ざる可らず。

抑も二州問題に關し一般獨逸人はアウグステンブルグ公の要求に同情を寄せ、二州を丁抹より奪取したる後は之を公に與へんと欲し、奧普以外の二等國政府も皆此趣意に基いて此問題を解決せんことを期したり。されば聯邦會議が倫敦條約を承認せず、二州に對する新丁抹王の相續權を拒みたるは、畢竟アウグステンブルグ公をして之に代らしめんが爲なりしなり。然れどもビスマルクは其の嘗て自ら言へるが如く「獨逸人たるよりも多く普魯西人」にして、漫に獨逸の利益なりとの美名の爲に普魯西の力を空費するを欲せず。且獨逸聯邦は既に三十六國を含み割據分立の弊に堪へざらんとせるに、更に新一小國を増すが如きは、彼れの願ふ所に非ず。否、其胸底に於ては、此二州を普魯西に合併せんとの念既に勃々たるなり。故に彼は丁抹より二州を奪ふの一事に於ては、聯邦會議と一致するを得たるも、其善後處分に關しては全く所思を異にしたり。是に於てか彼は或程度迄は聯邦會議の排丁抹的傾向を利用せりと雖も、同時に又其終局の目的を破るに注意せり。而して彼は此目的の爲に倫敦條約を利用せり。彼は列國に對しては倫敦條約を守るの風を裝ひながら、之を曲解して無効の者と爲し、以て其野心を逞うせんとせるに、獨逸聯邦會議に向ては、其の現に曲解し且蹂躪しつゝある倫敦

ビスマルク口を倫敦條約に藉る

條約を力として同會議の希望要求を斥け、以て之に獲物を渡すを妨げんとせり。ビスマルクが斯の如く同一條約を二様に使用せるは、實に狡獪の甚しき者にして、歴史家は通常之を看過せりと雖も、吾人は彼れの外交の特色が此處に躍々たるを認めざるを得ざるなり。一八六三年十二月五日奧普二國は聯邦諸國に向て連合宣言を發し左の如く言へり。

「奧普二國は二州相續問題に關して聯邦諸國が其意見を放棄せんことを要求する者に非ず。併し獨逸聯邦が秩序及平和の保障たらずして却て危患と不和の要素とを作るは何よりの危険たり。奧普二國は少なくとも倫敦條約の有効を承認する間は、占領又は干涉の名の下に武器に依て此條約を破ることを能はず。」

看よ、一枚の證文は二様の目的に使用せられつゝあるなり。此十二月五日は奧普が聯邦會議に勸めて干涉實行の着手を可決せしめたる七日の二日前にして、即ちビスマルクは愈其大鐵鎚を撃下し大活動を始めに先ち、アウグステンブルグ公の要求を斥くる旨を高く宣言して、一は倫敦條約に調印せる列國の猜疑を避け、一は聯邦諸國が自己の眞目的を妨ぐるを防がんとしたるなり。彼が獅子の如くなると同時に又狐に似たること以て知るべし。

列國特に英國は聯邦軍の干涉實行を見て大に憂慮せりと雖も、猶ビスマルクがアウグステンブルグ公の要求を助けざるを見て其の瞞着する所となり、丁抹の爲に多少の希望を抱きたり。而して聯邦會議も暫く奧普の爲す所に委したり。然れども一般の獨逸人は奧普二政府の態度を見て非常に激昂し、

之を以て國民的希望を抑壓し人民の權利を枉ぐるものと爲したり。其中にも普魯西に於てビスマルクは激烈なる攻撃を受け、其下院は故らにアウグステンブルグ公の權利を是認するの決議を爲し、其討論中有名なる歴史家ジーベルは政府を以て大亂を誘ふものとなし、其政策は普魯西の自殺なりと放言し、又有名なる科學者ヴィルヒョウは二州及其君公（アウグステンブルグ公）の權利を犠牲にするは叛逆なりと言ひ、人民は之を復讐せざれば已まざるべしと絶叫したり。滿身鐵の如きビスマルクは冷然として此等の非難を迎へ、紛々たる自由派及國民派の正義論及權利論に耳を傾けず、丁抹王の權利とアウグステンブルグ公の要求とを併せ破るの秘策を着々行はんとせり。

【三】

塊地利は倫敦條約を守るの美名の下にビスマルクの籠絡する所となり、始めよりして常に普魯西と態度を共にし、一八六三年十二月上旬ホルスタイン干渉實行を決する場合にも、聯邦會議に於て普魯西と共に之を主張したり。蓋塊帝フランツ・ヨセフ及其外相レヒベルヒは（一八九五年以來ビュオ・ビスマルクが十餘年來王權黨及保守黨として名あるに信用を置き、又其の倫敦條約を標榜し、アウグステンブルグ公及其一派の民主的革命的行動を助けざるを喜び、常に其政策に隨伴したるなり。而して十二月の下旬に至る迄は幸に大過なきを得たりと雖も、ビスマルクがホルスタインの干渉實行を以て甘んぜず、更に其政策に新展開を與へ、以て此事件をして一大急轉を爲さしめんとするに當り、塊地利の君臣は猶悟らず、塊普提携するは即ち民主的煽動家を制止する所以なりとのビスマルクの言に欺

かれ、其の導くが儘に歩一步深淵に入り、他日の大禍を招かんとす。讀者注意せよ、塊地利の衰弱と普魯西の勃興と、乃至は佛蘭西帝政の滅亡と獨逸帝國の建立とを流し出したる夫の大江の源泉は、今正に其方向を決する分岐點に在るなり。

十二月二十四日ザクセン及ハンノヴェルの兵は聯邦の名に依てホルスタイン及ラウエンブルグを占領し、同時にキールにはアウグステンブルグ公の假政府設けられしが、聯邦會議は聯邦の一部たる此二地の占領を以て甘んじ、聯邦外なるシュレスウイグには干渉を實行せざらんと欲したり。然るにビスマルクは此葛藤に乗じてシュレスウイグ及ホルスタインの二州を全然割取するの野心あるを以て、敢て半途に其の足を停むるを欲せず。且ホルスタインをザクセン及ハンノヴェルの兵の手中に放棄し置くを好まず。而して其目的を遂行するが爲には、聯邦會議の意思に反し、之と手を絶つも敢て顧みざらんとしたり。然れども聯邦の地域外に兵を進むるには、新に相當の口實を得ざる可らず。而してビスマルクの巧慧なる、容易に之を發見せり。即ち十一月十八日の新憲法をシュレスウイグより除くの要求是れなり。十二月二十八日フランクフルトに於ける塊普全權は丁抹に向て此要求を爲さんことを聯邦會議に求め、若し丁抹に於て之に同意せざる時は「獨逸聯邦は其權利と威信とに照らし、シュレスウイグ公國の軍事的占領に依て、其正當なる願望の完成を期するの擔保を得る爲に必要な處置を取らざるを得ざるべし」と主張したり。聯邦會議の多數は此提案を以て聯邦軍干渉實行の適當なる範圍を超ゆる者となし、特に又丁抹王に向て斯かる要求を爲すは是れ其の王たることを承認し、從て夫の

倫敦條約を間接に承認する所以なりと爲し、之に同意することを欲せず。斯くて奥普二國と聯邦會議とは最早共同運動を繼續し難き場合となれり。

此重要の時機に臨み、奥國政府は其無能及愚昧を全然暴露し、千歳返へし難きの大過失を行へり。彼等は唯ビスマルクの爲に利用せられつゝあることを悟らず、遂に其誘惑に陥りて聯邦會議を棄て、多年勢力を振ひたる聯邦會議内の特種の好地位を抛ち、又多年普魯西に對して己れを助けたる舊同盟の二等國と絶ち、甘んじてビスマルクの隨伴者となりて、一舉に其勢力の基礎を覆へし、禍心ある先導者の手に其身を委せり。翌一月十四日（一八六四年）聯邦會議が愈奥普の提案を否決するや、其議場に於て二國代表者は今後聯邦の關係を脱し、歐洲の強國として獨立行動を取るべきを宣言し、全く聯邦會議と絶てり。

骰子は投ぜられたり。奥地利は是より益々暗黒の迷路に踏み入らんとす。上記宣言の二日後即ち一月十六日奥普同盟條約は伯林に於て調印せられたり。此同盟條約は長く秘密に附せられ歴史家中には全く之に言及せざる者あり。偶之に言及するも唯簡單に提携の約の成りたるを説くに過ぎざりしが、當時聯邦會議に於て奥地利を代表し、後法王廳駐在の大使となれるレヴェルテラ伯は一九〇三年の夏當時の備忘録を公けにし、其中に始めて此同盟條約の内容を詳細に發表し、歴史家に多大の裨益を與へたり。伯の説明に據れば此條約の要項左の如し。

（一）奥普は聯邦會議に向ひ十二月二十八日の提案を容れんことを要求すべし。而して此提案可決

せられたる時は、シュレスウイグに關する十一月十八日の憲法の廢止を聯邦會議の名に依り丁抹政府に要求すべし。此憲法廢止が四十八時間に實行せられざる時は、奥普公使はコーペンハーゲンを引揚げ、奥普軍隊は聯邦軍と共にシュレスウイグを占領すべし。

（二）獨逸の權利を主張する爲に奥普は其獨立的行爲に依頼せざるを得ざる場合には（即ち聯邦會議の賛成を得ざる時は）二國は自己の手にて此事件を處理すべし。此場合には二國政府は四十八時間内に憲法を廢止せんことを二國の名に依て丁抹に要求すべく、而して其の拒絶せられたる時は、先づ二國の軍隊をホルスタインに進むべし。

（三）奥普は猶豫なく軍事的準備を整へ、聯邦軍の助力を待たずしてアイデル河を越え、シュレスウイグに進入し得ることを期すべし。之に關し一名の奥國高等武官は伯林に赴き、普魯西政府と必要の軍事協商を協定すべし。

（四）此事件に關し、一時現狀を維持して列國協議會を開かんとする獨逸外の強國の提議に對しては奥普二國は十一月十八日の憲法廢止又はシュレスウイグ占領を條件として之に耳を傾くべし。  
（十二月三十一日英國政府が此種の提議を爲したることは上に説けり）

（五）シュレスウイグに於て交戦起り、從て二國と丁抹間の條約廢棄に歸する時は、二國は相互の一致に依てのみ二州の善後法を決定するの權利を保留す。此一致に達する爲には、更に必要の商議を爲すことあるべし。如何なる場合にも相互の同意に依らずして二州相續問題を決すること無

かるべし。

奥普は此條約調印の二日前に於て聯邦會議と絶ち、且此調印と同時に丁抹に最後通牒を送らんとせらるに、上記第一項の如く聯邦會議に交渉の事を規定せるは、一見解す可らざるが如し。想ふに此條約は既に一月十四日前に成立し居たるを、十六日に至り其儘調印したる者なりし乎。そは何れにせよ奥普は此十六日直に連合の最後通牒を丁抹政府に送り、夫の十一月の憲法を二日以内に廢棄せよと要求し其の容れられざる時は、二國は丁抹王國とシュレスウイグとの不正なる合同を防ぐ爲め必要の處置を取るべしと宣言せり。二日以上の猶豫を與へざるは、要するに難きを求めて、破裂を促さんとするなり。獨逸聯邦會議並に一般獨逸人は現に反對せるにも拘らず、奥普は「獨逸の權利を主張する爲め」と自稱して強壓手段を用ゐんとす。其矛盾は夫の干涉實行を以て丁抹王の權利を承認する所以なりと辯じたと趣を同うすと謂ふべし。

丁抹政府は忿懣に堪へず、且は英國が己れを棄てざるべきを豫期し、一月十八日斷然二國の要求を拒絶し、曰く、縱令憲法を廢止せんとするも、二日間の猶豫にては到底之れを合法的に行ふに由なしと。是れ實に無理ならぬ苦情なり。然れどもビスマルクは此合法的云々の句に對し、冷然として曰く合法的廢止なる者を認むるは、是れ其憲法の合法的なりしを認むるに同じ、是れ我等の決して爲す能はざる所なりと。是れ固より強辯のみ。

次で奥普は令を其軍に下し、シュレスウイグの占領を命じたるが、ビスマルクは一月二十四日付之

## 列國への辯明

を列國に報ずるに當り、再び得意の詭辯を弄して曰く「奥普二政府は此處置を名づけて丁抹の攻撃並に其の獨逸の權利を破りたるに對する必要の防禦と云ふの外なし。而して奥普自身に於ては決して侵略的企圖を有せざることを特に聲明す」と。攻撃を加へながら防禦と言ひ、侵略を行ひながら侵略の心無しと云ふ。怪むを止めよ、腕力は權利の主義は將に無遠慮に實行せられんとせるなり。

## 【四】

今や戰爭の破裂は眼前に迫れり。英國政府は之を見て憂慮措く能はず。外相ラッセルは一月十八日奥普駐在の使臣に訓令を發し、二國政府に向つて丁抹王國保全の主義を守るべきことを正式に宣言せんことを求めしめたり。ビスマルクは斯かる要求の答辯に窮する者に非ず。彼は一月三十一日を以て平然として左の如く答へたり。

「普魯西政府は奥地利と共に丁抹に對して主張せんとする權利を一八五一年及一八五二年の協定の基礎の上に置き。故に此行爲自身にて此等協定の確立せる丁抹國保全の主義を承認せるなり。普魯西政府はシュレスウイグの占領を行ふも、敢て此主義を放棄するの意思を有せず。然れども丁抹に於て若し飽迄も上記協定中の約束の實行に應ぜず、又は他國の武裝的干涉起り、爲に一層の犠牲を要して新處分を講ぜざるを得ざるに至る時は、其確定は倫敦條約調印者の贊同を待つに非ざれば之を爲すこと能はざるべし。此場合には、普魯西政府は丁抹對獨逸問題の最後處分に關し、英國政府と協定を結ぶを辭せざるべし。」

## 英國の憂慮

丁抹保全に關する  
ビスマルクの詭辯

シュレスウィグに侵入するを以て却て丁抹の保全を承認する所以なりと言ふの奇々怪々なるは言はずもあれ、宣言の後半に於て英國の武裝的干渉に對して暗に威嚇を加へ、且保全主義を放棄するやも測り難きことを暗に保留し、然も最後の處分は英國と協商して決すべきを諷せるは、流石に「狐」の本色を示す者と謂ふべし。塙相レヒベルヒも同日同文の答を英國代表者に與へたり。此答を發したるの翌日（一八六四年二月一日）普塙同盟軍はアイデル河を渡りシュレスウィグに侵入し、丁抹の運命は愈累卵の危きに迫れり。此二月の中旬普魯西軍隊は更にホルスタイン州のアルトナ、ノイミュンステル及キール等の要市を占領し、今迄此等の地に駐在し居たる聯邦軍に迫りて撤退せしめ、聯邦軍の獲物なりし者を其手に奪へり。

獨逸人及普塙議會の反對

獨逸に於ては塙普二政府の態度に就き既に十一月の末以來非難の聲高かりしが、今や二國が益々聯邦會議を無視して專横を極むるを見、之を怒るの念は極度に達したり。無力なる聯邦會議は固より抵抗の勇なく、又當時小國の大宰相と呼ばれたるザクセンのポイストは普魯西の專横を見て憤慨に堪へず、他の二等國を糾合して塙普の間に一勢力を作り、天下三分の策を行はんと欲したるも、小國間の不和の爲に其計畫は成功せず、全獨逸は唯手を空うして塙普の爲す所を傍觀するのみ。然も一般獨逸人の激昂は殆ど名狀し難く、普魯西の下院の如きは、一月二十二日此事件に要する軍事費を全然拒絶し、且政府の對二州政策を不法且不得策なりと宣言したり。又塙國下院は二月一日要求軍事費の約半額のみを與へ、討論中盛んに政府を攻撃し、或は政府が明確なる目的を有せざるを責め、或は聯邦會

議より離れて行動するの不利益を論じ、或は政府が或危険を避くる爲に普魯西と提携して此戦を始めるは、死を怖れて自殺するに同じと評したり。ビスマルクは議院の反對にも拘らず、一定不動の目的に向て邁進し、歩一步成功を收めんとせるも、塙相レヒベルヒに至ては其反對議員等の言へるが如く、漠然盲動して、外は多年の根據地たる聯邦會議の怒を買ひ、クリミア戦争以來國際間に孤立となれる塙地利をして、更に獨逸内に於ても然らしむるの勢を作り、内は又人民の不平を買ひ、財帛を空費し、夫の所謂王權派及保守派たるビスマルクと提携するを以て民主的自由主義者の革命運動を制止する所以なりと爲し、却て革命よりも怖るべき災禍の來らんとするを知らず。凡庸政治家の國を誤る多くは此類なり。一國の興廢亦偶然に非ずと謂ふべし。



## 第十一章 丁抹の削弱(其三)

### (英國の無力並に丁抹の削弱)

(一八六四年——一八六五年)

- (一) 英國實力的干渉を發議す。丁抹亦援助を求む。ゴルチャコフの態度。英國實力的援助を斷念す。
- (二) 塙普益々其兵を進む。倫敦會議。アウグステンブルク公の權利を認むる塙普宣言。境界線問題。會議失敗に終る。戰爭再始。媾和條約。
- (三) ビスマルク更に其政策に轉進を與へんとす。ビスマルク佛帝を訪ふ。普魯西漸く本野心を露はす。二州相續權調査。ガスタイン協約。英佛の空抗議。二州問題は未だ解決されず。

### 【一】

塙普二國は固く同盟を結び、其國內及全獨逸に於ける反對の聲の囂々たるに頓着せず、其兵は遂に二月一日を以てシュレウイグに侵入したるが、此危急存亡の場合に臨み、列國は猶手を拱して之を傍觀せんとする乎。就中始めより丁抹に聲援を與へ居たる英國は、此際如何なる態度を取らんとする乎。

佛蘭西及露西亞は共に丁抹の窮狀に對して多くの同情を有せざるに非ずと雖も、露西亞は普魯西と特殊の關係あるを以て、敢て其の政策を妨ぐるを欲せず、又佛蘭西は英吉利と共同運動を爲すを好ま

英國實力的干渉を  
發議す

ざるが故に、結局二國は共に丁抹を放棄するの姿となり、今シュレスウイグ占領の實行せらるゝに及びても、佛蘭西は依然として動くの色なく、露西亞は寧ろ間接に普魯西を助けんとす。然れども英國は前年七月の宣言に於て、宛も實力に依て丁抹を助くるの意あるを諷したる以來、常に強硬なる態度を以て聯邦會議及塊普二政府に警告を與へ、之に威嚇を加ふると同時に丁抹を獎勵したる關係あり、現に丁抹政府も今迄常に英國政府の勸告に従ふて行動し、深く其援助を心に期したり。されば英國政府は其體面上より云ふも、又情誼の關係より云ふも、丁抹が今存亡の危機に陥れるを默視する能はず遂に列國に謀りて之に實力干渉を加へんと欲したり。斯くて一八六四年一月十八日英國外相ラッセルは塊普に向て丁抹保全の宣言を求むると同日に、佛露及瑞典に公文を發し、丁抹の保全を維持するが爲に列國の「協調及協力」必要なるべしと言ひ、其意向を探れり。然れども佛も露も動くの意は無く、先づ「協調及協力」なる語の意味を尋ねたるに、ラッセルは明に「實力的援助」を與ふるの意なりと説明し其本心を告げたり。ゴルチャコフは此説明を得るや、更に又（一）實力援助の性質及範圍如何、又（二）英國は此助力を倫敦條約の調印者全體又は其の或者と又は單獨にても與へんとするや如何と問ひ（一月二十六日）敢て本氣に英國の交渉に應ぜんとせず。ラッセルは露西亞が先づ實力的援助を原則に於て是認するに非ざれば細目の説明を爲し難しと言ひ、二月十日付を以て其意味の答を爲せり。

丁抹亦援助を求む

此交渉が、一方に於て行はれつゝある其間に於て、塊普同盟軍は、既にシュレスウイグに侵入した

ゴルチャコフの態度

れば丁抹政府は二月六日正式に書を英佛露及瑞典に送て援助を請へり。特に英國への依頼書に於ては英國が一七二〇年の條約にてシュレスウイグの保全を約せること並にフランクフルトに於て英國はシュレスウイグ攻撃を傍觀せざるべしと明言したることを引き、丁抹を助くるは其の義務なることを示したり。英國は固より其心あり、既に之が爲に交渉をすら開始せるも、露佛の動かざるを如何せん。ゴルチャコフは丁抹の依頼書に答へて唯辭令を美にし、平和回復の爲に大に盡力すべしと言ふのみにして、實力的援助の一點に至ては、全く與かり知らざるが如き風あり。二月十六日英國大使ナビールはゴルチャコフと會見し、此事を指摘したるに、露相は丁抹の依頼書中に實力的なる文字無しと言ひ、以て辯解と爲せり。是に於てナビールは更に話頭を進め、文中自ら其意味を含むが如しと言ふやゴルチャコフは文字以外に含まれ居る意味を穿索するは予の任に非ずと答へ、且佛國政府も實力援助には不賛成の由なりとて巴里よりの來電を示したり。露相の眞意既に明なりと謂ふべし。翌十七日英國大使は再び露相と會見し、英露間の交渉談に返へり、十日付のラッセルの答を告げ實力的援助を原則に於て認むるや否やを問ひたるに、露相は「倫敦條約に調印したる列國の意向を確めたる上ならでは此間に答へ難し」と言へり。是れ要するに拒絶と同じきなり。

露京に於ける交渉の不結果は直に倫敦に電報せられたり。英國政府は痛恨禁ずる能はずと雖も、敢て獨力にて丁抹を助くるの勇無く、丁抹が其依頼書中に記したる所は皆正しと雖も、亦如何とも爲すこと能はず。遂にラッセルは二月十九日付を以て答書を丁抹に與へ、之を其の可憐の境遇に放棄し去れ

英國實力的援助を  
断念す

第十一章 丁抹の削弱（其三）

一七六

り。而して此時の答書は外交の表裏の如何なる者なるやを示すに於て絶好の資料なり。曰く「助力云々に關しては、如何なる處置も先づ熟慮し且佛露二國と熟議したる後に非ざれば爲すに由なし。又保全の保證云々に就ては、塙普は共に丁抹の保全を破らざるべきを明言せるが故に、今之を論議するの要なかるべし」と。實際に於て保全の危きを感じ、且熟慮を凝らし熟議を重ねたる後、此拒絕を爲せるにも拘らず、表面の辭令の述ぶる所此の如し。縱令英國は率直に援助を拒絕する能はざるの窮地に在りたりと云へ、其の曲筆人を欺くも亦甚しと謂ふべし。若し夫れ前年の七月以來漫に強硬なる聲言を爲して塙普を威嚇し、且丁抹を獎勵しながら、今俄に袖手傍觀せんとするに至ては、明に其外交の失敗を意味する者にして、今の不活動は己むを得ずとするも、事の此に至るべきを豫想せずして輕率に強硬なる宣言を繰返へしたるは、之を一大過失と謂はざるを得ず。當時の英國在野黨首領ヂスレリは下院に於て之を評して「實行せられざる脅迫と、勵行せられざる約束より成るの行爲」と罵れり。首相バーメルストンは嘗て外交界に盛名を専らにしたりと雖も、今や八十の頽齡に達し、亦當年の快腕と氣魄とを示さず。彼も亦老いたりと謂ふべし。

【一】

可憐なる弱羊は遂に猛狼の搏鬪に委せられたり。塙普二國は外國の妨害を受くるの恐なきを見て、益々其意を強くし、益々シュレスウイグの占領を進めたり。ヂュッペルの要塞は未だ抜けずと雖も、塙普同盟軍は將に久しからずしてシュレスウイグの境界を越え、更に本丁抹領たるユットランドに侵

塙普益々其兵を進  
む

入せんとする場合となりしが、此際塙地利は多少躊躇の色を示したり。蓋丁抹の本領土内にまで侵入するは當初の計畫に非ざりしを以てなり。然れどもビスマルクは親塙派の人として塙國政府の氣受好きマントイフェル將軍を維也納に特派して之を説破せしめ、三月一日ユットランドに於て戰爭を繼續するの新協約を結べり。此戰爭は始め「擔保」としてシュレスウイグを占領するを名として起されたるものなるが故に、若し塙相レヒベルヒにして其占領の完了を期として踵を返すの策を講じたらんには、或は其過失の幾分を償ふを得たるべしと雖も、無能なる彼は今に至るも猶悟らず、唯ビスマルクの導くが儘に盲動せり。憐むべきなり。斯くて同盟軍は間もなくユットランドに侵入し、戰爭は愈當初の問題に無關係なる地に於て行はるゝこととなれり。而してシュレスウイグに於て孤立死守したるヂュッペルは遂に四月十八日を以て陥り、普魯西軍をして大に名聲を發揮せしめたり。

英國政府は既に實力的援助を断念せりと雖も、猶丁抹の悲運に關して憂心固より措く能はざるものあり。即ち外交的手段に依て調停を試みんと欲し、二月二十三日付公文を以て交戦者に向ひ、無休戦にて倫敦に協議會を開き、獨逸對丁抹事件を議せんことを發議したり。此提案は一ヶ月餘の交渉の後交戦者並に他列國の同意を得て成立し、三月下旬正式の案内状も發送せられ、四月十二日を期して開會することに定められたり。然れども獨逸聯邦會議より委員の來着遅かりし爲め、四月二十五日に至り始めて第一回の議事を開けり。ビスマルクは始め聯邦會議全權の參列を好まざりしも、列國特に佛帝が之を主張したるに因り遂に同意し、其全權としてはビスマルクの多年の政敵たるボイスト（ザク

倫敦會議

第十一章 丁抹の削弱（其三）

一七七

センの）來りたり。

會議を開くや英國委員にして且會議の議長たるラッセルは劈頭第一に休戦を發議し、五月九日一ヶ月間の（後更に十五日間延長）休戦を爲すに決し、五月十二日より愈平和條件の議事を始めたり。其時第一に普魯西のベルンストルフは討議の自由を保留し、戦前の條約に束縛せられざるべきを宣言し次で次回の時に（五月十七日）彼は和議の基礎として、「シユレスウイグ・ホルスタインの二州を共同制度の下に合して一と爲し、之に完全なる政治上の獨立を與ふること」を要求したり。然れども二州を獨立せしめたる後、如何に之を處分せんとする乎。普魯西は固より之をアウグステンブルグ公に與へて聯邦中に新小國を加ふるを欲するに非ず。ビスマルクの胸底には夙に之を普魯西に合併するの野心を包藏せるなり。然れども普魯西は政略上私心なきを裝はざるを得ざるを以て、五月二十八日墺及聯邦會議と共に連合宣言を發表し、二州を二國と爲して之をアウグステンブルグ公に與へんことを要求し、公を目して「嘗に獨逸の目より見て最も多く二州を相續すべき權利を有し従て聯邦會議の承認を得べきこと疑なきのみならず、更に又二州人民の大多數の望を其身に負へり」と言へり。此宣言に對し露國委員は異議を唱へ、二州に對してアウグステンブルグ公の外に露帝の親戚たるオルデンブルグ大公も要求權を有すと言ひ、後又他の親戚たるヘッセンのフリードリヒ・ウイヘルム公も同じく然ることを言へり。是れアウグステンブルグ公の相續權を曖昧と爲し、其確定を妨げんとする者にして露國が今迄二州相續問題に冷淡なりしにも拘らず、今俄に此容喙を爲すは、想ふにビスマルクの秘策

アウグステンブルグ公の權利を認むる墺普宣言

### 境界線問題

に出でたるならん乎。歐洲の或評論家が之を以てゴルチャコフが彼を助くるの一例と解したるは、必ずしも牽強附會の推測に非ざるが如し。

英國委員ラッセルは折衷案として、ホルスタイン及ラウエンブルクの外にシユレスウイグの南部を割き（ダーネウエルクよりスライ河口以南）、丁抹をしてシユレスウイグの約三分の二を保持せしむるの案を提出したり。丁抹は已むを得ず英國案に同意したるも、境界線に關し普魯西の反對あり、英國は一八五六年の巴里條約の趣意に基き、境界線問題を他國の調停に委せんことを發議したり。然るに墺普は會議外の國に調停を托することと其判定を確定と見做さざることとの二條件を附したるのみか愚昧なる丁抹は全然調停を拒絶し、英國案の線よりは一步も退く能はずと斷言したるに因り、議遂に調はず、會議は何事をも議定することなくして六月二十五日散會せり。

斯くて此會議は全然失敗に終りたるが、此會議に於て英國自ら丁抹分割説を提出して、其の絶えず主張し居たる丁抹保全主義を自ら放棄し、列國亦之を是認したるは注意すべし。又英國は此保全主義の外に其の自ら提出せる境界案をも放棄したるは、畢竟丁抹を助くるの實意なきを證する者にして丁抹全權クエードが六月二十五日閉會の時に、英國が始め丁抹を獎勵して抵抗せしめながら後之を放棄したるを公然非難したるも、亦敢て怪むに足らず。英國に於ても之を交外上の一失敗と爲して政府が攻撃する者少なからず、現に反對黨首領ヂスレーリは七月四日非難の決議案を下院に提出し、政府が漫に「實行せられざる脅迫と勵行せられざる約束」を爲して英國の威信を失墜したるを責めんとした

會議失敗に終る